

令和 5 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 5 (2023) 年 6 月
日本経済大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・・・・	1
II. 沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・	7
基準 1. 使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
基準 2. 学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
基準 3. 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
基準 4. 教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
基準 5. 経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・	74
基準 6. 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・	81
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・	86
基準 A. 海外提携校の拡大による学修機会の増加・・・・・・・・	86
基準 B. 社会貢献・・・・・・・・	88
基準 C. 起業家育成・・・・・・・・	93
V. 特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
VI. 法令等の遵守状況一覧・・・・・・・・	97
VII. エビデンス集一覧・・・・・・・・	111
エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・	111
エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・	111

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1 建学の精神・大学の基本理念

本学は、創始者の開拓した「建学の精神」、すなわち「個性の伸展による人生練磨」を礎石として、永遠にそれを継承発展させることを目指している。また、この建学の精神に基づく教育を提供することが本学の基本理念である。

都築学園創始者であり、戦後の公立高等学校において、全国最初で唯一の女性公立高等学校校長を務めるなど、60年の教職歴を持つ都築貞枝先生は、新制高校が発足して以来、公立高校における詰め込み教育、入試点数制による切り捨て、進学最優先のありように、子どもの個性を伸ばすためにも私学を興す必然性を痛感されていた。その思いは都築頼助先生の「広く平等な教育こそ真の教育」という信念に相通ずるものであった。

昭和31(1956)年、都築貞枝先生と都築頼助先生が「個性教育」を教育理念として掲げ、私財をなげうって学園を創設されたのが本学園の源流である。

2 大学の使命・目的、大学の個性・特色等

都築学園の一翼をなす本学の使命は、日本経済大学学則第1条（目的および使命）において「本学は、『個性の伸展による人生練磨』を建学の精神として掲げ、教育基本法および学校教育法に従い、広く知識を授け、人格の陶冶に努めるとともに、深く経済に関する専門の学問を教授研究し、教養が豊かで実行力のある有為の人材を育成することを目的とし、学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする」と明文化されている。

創始者は“個性を伸ばし、自信をつけさせて、社会に送りだしたい”という教育の実践目標を掲げた。人間は生来、その人にしかない長所や美点、特質、その人らしさといわれる第一義的特性、仏教でいうところの「第一義諦=PARAMA」を有している。それを教育によって引き出し、伸展させることが本来の教育であるとの考えに基づく。

「個性」を尊重し「個性」を伸展させるということは、自己に対する厳しい修練によってしか得られないものである。自己の「第一義」に徹して生きるということは、何者にも代え難い己の生命の存在意義に気付いて初めてなしうることである。そして、自己の存在意義に目覚めることによって、他の存在意義を知ることができる。個性を伸展し、開花させていくことはそもそも人類への愛にも通じている。創始者が“人格の陶冶”を根本に据えた謂（い）いである。

本学に入学する学生はさまざまな個性を持っている。彼らの中には偏差値重視の教育になじめず、競争社会からはみ出て苦悩を抱えたままの学生、あるいは、自己の資質、長所、将来性を把握できずにいる学生も多い。こうした学生との交流を通じて適切な指針を与え、彼らの優れた点や個性を教育によって見出し、伸ばし、育てていくことが本学の使命であり、目的であると考えます。

本学はホームページ上に、この「建学の精神」を載せ、本学の教育の方針との関連性を

説明している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 41 (1966) 年 昭和 43 (1968) 年	学校法人 高宮育英学園設立 第一経済大学設置認可 第一経済大学経済学部・経済学科（入学定員 100 名）開学
昭和 44 (1969) 年 昭和 50 (1975) 年 昭和 51 (1976) 年	高宮育英学園を都築育英学園に法人名変更 経営学科増設（入学定員 100 名） 都築育英学園体育館竣工 貿易学科増設（入学定員 100 名） 経済学科定員増（入学定員 100 名から 200 名） 経営学科定員増（入学定員 100 名から 200 名）
昭和 54 (1979) 年 昭和 58 (1983) 年 昭和 60 (1985) 年 昭和 61 (1986) 年 昭和 62 (1987) 年 平成 7 (1995) 年 平成 8 (1996) 年	図書館新閲覧室竣工 都築貞枝記念体育館竣工 太宰府総合グラウンド竣工 都築育英学園記念厚生会館竣工 教育職員研究棟完成 都築総合学園創立 40 周年記念式典 オックスフォード大学セント・アンズ・カレッジ、ケンブリッ ッジ大学フィッツウィリアム・カレッジと第 1 回学術文化交 流協定調印
平成 9 (1997) 年	Research of Original Schools of Economics (ROSE) 開講 アジアパシフィック経済研究所 台湾南台科技大学と学術文化交流協定調印 マルチメディアセンター開設
平成 10 (1998) 年	第 1 回 Asia Pacific Cup English Presentation Contest (APEP) 開催（参加 14 ヶ国 会場：第一経済大学）
平成 11 (1999) 年	都築総合学園総長、学園副総長、国際交流貢献により、オッ クスフォード大学より「ジョンソン・オーナラライフロー シップ」、ケンブリッジ大学より「ペイトロン賞」受章 イングリッシュパーク&ガーデン開園 オックスフォードハウス学生寮竣工 ケンブリッジハウス学生寮竣工 イギリス留学生受入開始
平成 12 (2000) 年	第 2 回 Asia Pacific Cup English Presentation Contest 開催 （参加 17 ヶ国 会場：第一経済大学） 財団法人都築国際育英財団設立記念国際フォーラム開催 （東京・赤坂プリンスホテル） 第 3 回 Asia Pacific Cup English Presentation Contest 開催 （参加 29 ヶ国 会場：第一経済大学）

平成 13 (2001) 年	第 4 回 Asia Pacific Cup English Presentation Contest 開催 (参加 14 ヶ国 会場：シンガポール)
平成 14 (2002) 年	韓国、台湾留学生受入開始 第 5 回 Asia Pacific Cup English Presentation Contest 開催 (参加 16 ヶ国 会場：第一経済大学)
平成 15 (2003) 年	第 6 回 Asia Pacific Cup English Presentation Contest (SARS の影響により中止)
平成 16 (2004) 年	第 7 回 Asia Pacific Cup English Presentation Contest 開催 (参加 12 ヶ国 会場：上海) オックスフォード大学セント・アンズ・カレッジ、ケンブリッ ジ大学フィッツウィリアム・カレッジと第 2 回学術文化交流 協定調印
平成 17 (2005) 年	貿易学科を商学科に名称変更
平成 18 (2006) 年	都築総合学園創立 50 周年記念式典
平成 19 (2007) 年	第一経済大学から福岡経済大学に校名変更 経営法学科を新設 経済学部定員増 (入学定員 500 名から 800 名)
平成 20 (2008) 年	ダンススタジオ改修工事竣工 経済学部定員増 (入学定員 800 名から 1,200 名)
平成 21 (2009) 年	オックスフォード大学セント・アンズ・カレッジ、ケンブリッ ジ大学フィッツウィリアム・カレッジと第 3 回学術文化交流 協定調印
平成 22 (2010) 年	福岡経済大学から日本経済大学に校名変更 東京渋谷キャンパスを新設 神戸三宮キャンパスを新設
平成 24 (2012) 年	大学院経営学研究科博士前期課程設置 健康スポーツ経営学科を新設
平成 26 (2014) 年	大学院経営学研究科博士後期課程設置 経営学部経営学科設置 経済学部経営学科募集停止
平成 27 (2015) 年	経営学部教職課程・高校商業一種が認定された
平成 28 (2016) 年	経営学部渋谷キャンパスに教職課程 (中学校一種 (社会)、高 校一種 (地理歴史)、高校一種 (公民)) が認定
平成 30 (2018) 年	経営学部グローバルビジネス学科を新設
平成 31 (2019) 年	経営学部芸創プロデュース学科を新設
令和 2 (2020) 年	経済学部経営法学科募集停止 各キャンパスにおいてオンラインの講義を導入
令和 4 (2022) 年	経済学部健康スポーツ経営学科に教職課程 (中学校一種、高校 一種 (保健体育)) が認定された。
令和 5 (2023) 年	経済学部健康スポーツ経営学科にて、教職課程 (中学校一種、 高校一種 (保健体育)) を開設。

2. 本学の現況

・大学名

日本経済大学

日本経済大学

・所在地

福岡キャンパス 福岡県太宰府市五条 3 丁目 11—25
 東京渋谷キャンパス 東京都渋谷区桜丘町 24—5
 神戸三宮キャンパス 兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町 4—4—7

・学部構成

区分	学部・研究科名	学科・専攻名
学部	経済学部	経済学科
		商学科
		経営法学科
		健康スポーツ経営学科
	経営学部	経営学科
		グローバルビジネス学科
		芸創プロデュース学科
大学院	経営学研究科	経営学専攻

・ 学生数

【学部】

学 部	学 科	収容 定員	在籍学生数				
			1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	総数
経 済 学 部	経済学科	640	178	153	157	219	707
	商学科	920	221	187	214	261	883
	経営法学科 (令和元年度で募集停止)	0	0	0	0	3	3
	健康スポーツ 経営学科	780	185	134	129	115	563
経 営 学 部	経営学科	2,820	687	553	662	829	2,731
	グローバル ビジネス学科	160	17	20	24	30	91
	芸創プロデュ ース学科	320	83	57	64	85	289
合 計		5,640	1,371	1,104	1,250	1,542	5,267

【大学院（博士前期課程）】

研究科	専攻	在籍学生数				
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	総数
経営学 研究科	経営学 専攻	21	21			42
合 計		21	21			42

【大学院（博士後期課程）】

研究科	専攻	在籍学生数						総数
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	
経営学研究科	経営学専攻	3	2	1				6
合 計		3	2	1				6

・教員数

学部・学科、その他の組織		専任教員数				
		教授	准教授	講師	助教	計
経済学部	経済学科	6	2	6	0	14
	商学科	12	8	6	1	27
	経営法学科	4	1	5	0	10
	健康スポーツ経営学科	6	4	5	2	17
経済学部計		28	15	22	3	68
経営学部	経営学科	28	13	16	1	58
	グローバルビジネス学科	3	2	6	0	11
	芸創プロデュース学科	7	1	3	0	11
経営学部計		38	16	25	1	80

※大学院経営学研究科の専任教員は、経営学部の教員が兼担しているため、記載しない。

・職員数

	正職員	嘱託	パート (アルバイト を含む)	派遣	合計
人数	37	67	114	1	219

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学では、学則第 1 条（目的および使命）において、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神に掲げ、それに基づいて、教育基本法および学校教育法に従い、広く知識を授け、人格の陶冶に努めるとともに、深く経済に関する専門の学問を教授研究し、教養が豊かで実行力のある有為の人材を育成することを目的とし、学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とすることを、具体的かつ明確に定めている。【資料 1-1-1】

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命、目的及び教育の基本理念は、ホームページ【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】や大学案内【資料 1-1-4】などに簡潔に文章化して、明示し周知している。

在学生に対しても、「Web 学生便覧」【資料 1-1-5】に記載して、明示し周知している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の建学の精神「個性の伸展による人生練磨」ならびに学則に示す使命および目的は、大学自身の個性を示したもので、教育理念を次のように明示している。【資料 1-1-2】

「個性は人それぞれが生まれ持った第一義的特性です。大学教育のレベルでは、もはやキャラクター的な特徴ではなく、より高度に、そしてアカデミックに洗練された“専門性”を意味しています。都築育英学園日本経済大学では、経済という領域の中で、

好きな分野、自分の得意な分野、興味や関心のある分野を学科やコースの中から選択し、より専門性＝個性を集中特化していき、他の追随や真似のできない独特の領域へと確立していくこと、独自性（identity）、そして専門性（professional）の追求に最大の価値を置いています。

本学園があえて総合大学の形態をとらずに日本経済大学として経済学、経営学に特化し、経済・経営系専門の単科大学としてこだわりを持ち続け、その専門性を守り続けているのも、大学としての個性の表れです。独創性という唯一無二の創造性は個性のみが持つパワーです。専門の領域から専門職へ、そしてさらには自らの使命である天職へと生涯を通して自己実現を全うしていく「個性の伸展による人生練磨」を本学は推進しています。

グローバルな視点に立って“個性を伸ばし 自信をつけて未来に送り出したい”は 21 世紀に送る建学の精神からのエールです。」

この教育理念に基づき、本学は経済学部・経営学部の 2 学部 7 学科と大学院（1 研究科）を国内 3 箇所のキャンパスに設置し、各地域特性を活かした多文化環境において、多様かつ専門的なカリキュラム、SDGs・DX への取り組み、SD(Self Development)プログラムによる個別キャリア形成教育、多様な留学制度、実務経験豊富な教員による指導、盛んな部活動などを特色とした教育を行っている。【資料 1-1-6】

1-1-④ 変化への対応

建学の精神は学園創設以来の一貫した不変のものであるが、社会や時代の要請に対応すべく、必要に応じて教育内容を見直してきた。

グローバル化に応じて、平成 30（2018）年度には英語により経営学を専門的に学修する「グローバルビジネス学科」を経営学部（福岡キャンパス）に開設し、平成 31（2019）には経営学部（東京渋谷キャンパス）に展開した。【資料 1-1-7】

さらに同平成 31 年・令和元（2019）年度には、多様化・グローバル化するエンターテインメント業界においてプロデュース力・マネジメント力を持つビジネス人材を育成するため、芸能とファッションビジネスを中心とした教育を行う「芸創プロデュース学科」を経営学部（福岡キャンパス、東京渋谷キャンパス）に開設した。

令和 6（2024）年度には、進化の著しいデジタルビジネス分野で活躍できる人材を育成して DX 人材の需要増に応えるため、経営とデジタルの両方に特化した「デジタルビジネス・マネジメント学科」を経営学部（東京渋谷キャンパス）に開設した。【資料 1-1-7】

東京渋谷キャンパスが位置する渋谷区では、クリエイティブ産業の充実を始めとした国際競争力強化のための大規模な再開発事業が行われている。その渋谷桜丘地区に「Shibuya Sakura Stage」が竣工し、令和 6（2024）年 4 月にその 7～8 階に本学の新校舎「STATIO（スタティオ）日本経済大学」を開設した。渋谷駅隣接という立地に経営学部の新たな学究拠点を増設したことで、教育活動をさらに充実させている。【資料 1-1-8】【資料 1-1-9】

（3）1-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も建学の精神、使命と目的、教育理念の具体性と明確性について、自己点検・評価

活動において不断に確認することで、社会の変化に適切に対応し、さらなる改善・向上に向けた取り組みを進めていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

大学の使命・目的及び教育目的は、基準項目 1-1 で記載したように、学則を始めとして明示されており、これらは入学式・学位記授与式、教授会、新任教職員オリエンテーション、学内 SD・FD 研修などの機会に学園総長、学長が説明することで、教職員間で理解と支持が得られている。

大学の使命・目的を具現化する教育研究活動が変更もしくは策定される際には、教授会、理事会で審議・決定されており、役員および教職員が積極的に関与参画し、使命と目的を内在化するよう努めている。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的および教育目的は、学則【資料 1-2-5】、大学ホームページ【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】、大学案内【資料 1-2-8】、学生便覧【資料 1-2-9】などを通じて周知されている。学生に対しても、式典や新入生オリエンテーション、毎年所属するゼミにおいて、本学の使命・目的および教育目的などについて理解する機会が得られている。

学外に向けても、オープンキャンパス、入試説明会、学校訪問の機会に本学の建学の精神をはじめ、使命・目的及び教育目的などについて説明している。

建学の精神は大学玄関、廊下、会議室、校庭にも掲げられており、教職員、学生へ周知されている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の教育の目的を継続して達成するため、法人が策定した中期計画をもとに、各部署が委員会と連携して、中長期的な視点から年度ごとに事業計画を策定している【資料 1-2-10】。

毎年、その結果の分析と検証を行い、事業報告書にて理事会に報告している。【資料 1-2-11】次年度計画に検証結果を反映して年間の活動に取り組んでいる。同時に、それぞれの

活動計画、実施状況や課題の共有は、部長会・教授会・研修会等の機会に行っている。【資料 1-2-1】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

経済学部、経営学部、大学院では、建学の精神、使命・目的に基づいて、これらの趣旨と特色を反映した3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を定め、学部・学科ごとにアドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーが定められており、教育体制と教育内容の整合性を図っている。これらは学内に周知され、それらを具体化するかたちで諸活動を展開している。3つのポリシーはホームページ、大学案内に掲げ、学内外へ周知している。【資料 1-2-12】【資料 1-2-13】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、経済学部、経営学部、大学院において、それぞれの教育研究上の目的を達成できるように、学則に定める職員組織と、教授会ほか各種委員会によって構成されている。

【資料 1-2-13】

これらは、各部署組織と深く連携することで、多様な課題にも迅速かつ柔軟に対応し、大学のガバナンスが実現しやすい運営体制になっている。また、本学は福岡・東京・神戸の3都市にキャンパスを開設している特性上、各キャンパスに委員会と部署を設けて、本学の使命・目的ならびに教育研究の質の一貫性・公平性を担保しつつ、地域的な特性にも柔軟に対応した教育が推進できる体制を整備している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神、使命・目的、教育目的を達成するために、3つのポリシーと事業計画推進に基づき、社会の変化にも対応した教育研究組織の検証を継続し、必要に応じて見直しを図っていく。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づき、学則等において具体的かつ明確に文章化されており、ホームページ等さまざまな媒体と機会を通じて学内外に周知している。また、それらは社会の変化に対応するかたちで、適宜、柔軟に見直されている。

本学の使命・目的及び教育目的は、その策定に役員・教職員が積極的に関与しており、大学の中長期的な計画と整合したものである。

さらに、使命・目的及び教育目的は、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの3つのポリシー、中長期計画、毎年度策定している事業計画へも適切に反映され、一貫性が保たれており、2学部7学科、及び1大学院研究科で構成される教育研究組織との整合性が図られている。

以上のことから、本学では基準1「使命・目的等」のすべての基準を満たしていると評価する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

①アドミッション・ポリシーの策定

本学では、「個性の伸展による人生練磨」の建学の精神を基礎に、時代に即した人材育成を目指すべく、各学部・学科の特色を活かしたアドミッション・ポリシーを策定している。

令和 3（2021）年度に作成した、令和 4（2022）年度入学者募集用のアドミッション・ポリシーは、各学科のカリキュラムを構成するコースの特色も反映させ策定した。策定に当たっては、学生受入れの方針作成や入学者選抜を取り扱う 3 キャンパス合同の「入学試験委員会」が中心となり、各学科の学修目標との整合性を図るために各学科長の意見を取り入れた。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

入学試験委員会は、経済学部長及び経営学部長の下で、各キャンパスの主要部門を担う教員を構成員とした組織である。

「個性の伸展による人生練磨」の建学の精神に基づく教育の基本理念に共感し、アドミッション・ポリシーに沿った学生募集を行うために「入試部」を設置している。入試部は、各キャンパスの入試広報委員会の委員長を部長とし、職員を配置した入学試験の実施部門である。この入試部が中心となって、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の適正かつ円滑な実施を行っている。【資料 2-1-3】

大学院のアドミッション・ポリシーも同様に、教育理念・教育目的に共感し、意思や能力を備えている学生を求めており、「日本経済大学大学院入試広報委員会」の議を経てアドミッション・ポリシーの成案を作成し、「大学院連絡会議」での審議を行い、部局長会議で決定している。【資料 2-1-4】

②アドミッション・ポリシーの周知

本学のアドミッション・ポリシーは、入学試験要項、大学ホームページ（受験生向けの特設ウェブサイト及び一般向けの総合ウェブサイト）などに掲載し、オープンキャンパス、高等学校訪問などの機会を利用し、受験生や保護者、高等学校教諭に周知している。【資料 2-1-5】

大学院のアドミッション・ポリシーは、大学院入学試験要項、日本経済大学ホームページに掲載し、周知を図っている。日本経済大学ホームページでは、3 つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を掲載し、社会が求める新たなビジネスを構築し実践することを目指す学生の獲得を図っている。【資

料 2-1-6】【資料 2-1-7】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証**①アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施**

本学の入学者選抜の基本方針は、「入学試験委員会規程」に基づき、入学試験委員会において、入学者選抜の基本方針を審議決定し、その決定された方針に従って、各学科の入学者の受け入れを行っている。【資料 2-1-8】

令和 6（2024）年度入学者受入れに際しては、アドミッション・ポリシーを改訂した。この際は、全学の入学試験委員会での議論や各学科長による議論を踏まえ、時代の要請や各学科で育成しようとしている人材像をより明確に受験生に伝えられるように表現を改訂した。

本学の入学者選抜試験は、各学部ともそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づき、以下の入学者選抜方式＜表 2-1＞のような多様な入試を実施している。【資料 2-1-5】【資料 2-1-9】

＜表 2-1＞入学者選抜方式（令和 6（2024）年度入試）

総合型選抜 ・ 総合型選抜入試（日本人／留学生） ・ スポーツ・文化特待生入試（日本人）	・ 日本人 1 期～6 期 ・ 留学生 1 期～6 期
学校推薦型選抜（日本人／留学生） ・ 指定校推薦入試 ・ 教員推薦入試 ・ 専門資格特別入試（日本人）	・ 日本人 1 期～2 期 ・ 留学生 1 期～6 期
一般選抜（日本人） ・ 学科試験型 一般生入試・特待生入試 ・ 共通テスト利用入試 一般選抜（留学生） ・ 一般入試 ・ 特待生入試	・ 日本人学科試験型 1 期～3 期 ・ 日本人学科試験型（特待生）1 期～2 期 ・ 日本人共通テスト利用入試 1 期～3 期 ・ 留学生一般入試 1 期～6 期 ・ 留学生特待生入試 1 期
社会人入試（日本人）	総合型選抜方法・日程に準じて実施
編入学・学士・転入入試	・ 日本人：総合型選抜の方法・日程に準じて実施 ・ 留学生：1 期～6 期
帰国子女入試（日本人）	総合型選抜方法・日程に準じて実施
留学生特別選抜入試	1 期～6 期

本学の入学者選抜における入試問題の作成については、「入学者選抜実施規程」に基づき、

問題作成委員が対応している。入試問題の出題ミスや答案用紙の様式ミス、配点ミス防止のため科目ごとに問題校正委員によるチェックを行っている。

本学の入学者選抜は、入学試験委員会規程に基づき、「入試判定会議」において入学者選抜の適正な実施、合格者の決定を行っている。合格者の決定に際しては適切な体制で実施し、入試判定会議の審議結果を学長に報告し承認を得たうえで合格発表を行っている。また、教授会においても、入試判定会議の審議結果を報告し、教授会として意見がないことを報告し、学長は入学を承認している。【資料 2-1-10】【資料 2-1-11】

大学院の入学者選抜には、「一般入学試験」、「留学生入学試験」、「社会人入学試験」の三つがある。各入学者選抜ともに、「大学院入学試験管理委員会規程」に従い、研究科長及び選出された教職員からなる「大学院入試実施専門部会」において、各入学者選抜の実施運営などについて審議したうえで実施している。【資料 2-1-12】

大学院の入学者選抜における作問については、全て本学教員が作問して実施している。大学院の入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに基づき実施され、大学院入試合否判定会議が適正な合格者の決定を担っている。【資料 2-1-13】

また、「大学院入試合否判定会議」の審議結果を学長に承認を得た後に合格発表を行っている。なお、入試に関する事務分掌部署は大学院事務室であり、大学院教員と連携しながら各業務を推進する体制を敷いている。【資料 2-1-14】

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの検証

本学の入試の検証については、次年度入試に向けて、入学試験委員会において、前年度入試における課題を基に入試方式、実施内容、実施方法などを検討のうえ成案を作成し、入学試験委員会において審議・決定している。一般選抜における科目試験に関しては、時代の変化や高等学校の学習指導要領に沿い、これまで実施していた科目に「情報」を追加し、次年度の入試問題へ反映を行なっている。複数学科の受験者については、出願時に提出される「志望動機」を参考に、アドミッション・ポリシーに沿って、各学科に振り分けている。【資料 2-1-15】

また、退学・除籍および転学部・転学科の件数や理由などを定量的に把握することで、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れについて検証を行っている。

大学院入試の検証については、大学院入試広報委員会において、入試問題の振り返りを行い、次年度入試に向けて、前年度入試における課題を基に入試方式、実施内容、実施方法などを検討のうえ成案を作成し、「大学院連絡会議」および「大学院入試広報委員会」において審議決定している。【資料 2-1-16】【資料 2-1-17】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学部・学科別の過去 5 年間の志願者数、入学者数、入学定員充足率と学部の収容定員充足率は、<表 2-2>、<表 2-3>、<表 2-4>の通りである。

①福岡キャンパス

福岡キャンパスでは、令和 4 (2022) 年度には、オープンキャンパスを日本人対象に 28 回開催した（その内、キャンパス外での開催が 4 回）。ここには、延べ 939 人の参加者が

訪れた。留学生対象には 8 回開催し、延べ 1,456 人が参加した。

福岡キャンパスへの進学希望者向けのガイダンスとして、日本人対象のものは 143 回、留学生対象に 42 回開催した。

②神戸三宮キャンパス

神戸三宮キャンパスの令和 4（2022）年度の広報活動としては、学内におけるオープンキャンパス（12 回）を実施し 389 人の参加があった。高校訪問は高等学校、サポート校、商業系高校の訪問、また日本語学校においては関西地区を中心に西日本全域で問い合わせのあった学校へ積極的にキャンパスの取り組みなどを紹介した。

日本語学校においては 22 校からの校内型のガイダンスの依頼を受け、458 名にキャンパスの説明を実施した。

③東京渋谷キャンパス

東京渋谷キャンパスの令和 4（2022）年度の広報活動としては、学内におけるオープンキャンパス（日本人対象 17 回、留学生対象 10 回）を実施した。また、高校訪問は原則すべての教職員が取り組むことで、高等学校・サポート校 987 校、日本語学校 274 校の合計 1,261 校への訪問を行った。

このように、入学者確保に努めた結果、経済学部・経営学部ともに入学定員と収容定員を充足することができた。＜表 2-2＞

＜表 2-2＞ 経済学部 の収容定員及び学部・学科の入学定員充足状況

学部名	学科名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経済学部	経済学科	志願者数	417	289	277	334
		合格者数	366	240	212	305
		入学者数(A)	240	166	147	178
		入学定員(B)	160	160	160	160
		入学定員充足率 (A/B)	150%	104%	92%	111%
		在籍学生数(C)	572	636	688	707
		収容定員(D)	640	640	640	640
		収容定員充足率 (C/D)	89%	99%	108%	110%
	経営学科	志願者数	-	-	-	-
		合格者数	-	-	-	-
		入学者数(E)	-	-	-	-
		入学定員(F)	-	-	-	-
		入学定員充足率(E/F)	-	-	-	-
		在籍学生数(G)	1	-	-	-
		収容定員(H)	0	-	-	-
		収容定員充足率(G/H)	-	-	-	-
	商学科	志願者数	439	352	254	320
		合格者数	377	283	235	299
		入学者数(E)	269	229	188	221
		入学定員(F)	230	230	230	230
		入学定員充足率 (E/F)	117%	100%	82%	96%
		在籍学生数 (G)	856	880	878	883
		収容定員(H)	920	920	920	920
		収容定員充足率 (G/H)	93%	96%	95%	96%
	経営法学科	志願者数	-	-	-	-
		合格者数	-	-	-	-
		入学者数(E)	-	-	-	-
		入学定員(F)	-	-	-	-
		入学定員充足率 (E/F)	-	-	-	-
		在籍学生数 (G)	110	68	31	3
		収容定員(H)	0	0	0	0
		収容定員充足率 (G/H)	-	-	-	-
	健康スポーツ経営学科	志願者数	182	174	181	237
		合格者数	172	166	174	218
		入学者数(E)	133	150	156	185
		入学定員(F)	120	220	220	220
		入学定員充足率 (E/F)	111%	68%	71%	84%
		在籍学生数 (G)	363	437	500	563
		収容定員(H)	480	880	880	880
		収容定員充足率 (G/H)	76%	50%	57%	64%
経済学部合計	志願者数	1,038	815	712	891	
	合格者数	915	689	621	822	
	入学者数 (I)	642	545	491	584	
	入学定員 (J)	510	610	610	610	
	入学定員充足率 (I/J)	126%	89%	80%	96%	
	在籍学生数 (K)	1,902	2,021	2,097	2,156	
	収容定員 (L)	2,040	2,440	2,440	2,440	
	収容定員充足率 (K/L)	93%	83%	86%	88%	

大学院においては、前年度中に大学院入試広報委員会において次年度の入学者選抜について審議し、日本人一般1期～3期、留学生1期～3期、社会人1期～2期を実施することで入学定員・収容定員の確保を目指した。学内向けには、本学4年生を担当する専門ゼミⅡの教員との連携により、大学院内部進学希望者の情報を入手し、進学に向けた各種フォローを行った。【資料 2-1-18】

また、学外向けには、大学院進学相談会を開催するなど広報活動を進めてきた。【資料 2-1-19】

その結果、この3年間は＜表 2-4＞＜表 2-5＞のとおり入学定員を安定して充足している。

＜表 2-3＞ 経営学部の収容定員及び学部・学科の入学定員充足状況

学部名	学科名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経営学部	経営学科	志願者数	1,583	1,140	834	959
		合格者数	1,271	899	705	881
		入学者数 (A)	967	698	583	683
		入学定員 (B)	780	680	680	680
		入学定員充足率 (A/B)	124%	103%	86%	100%
		在籍学生数 (C)	3,205	3,029	2,802	2,731
		収容定員 (D)	3,120	2,720	2,720	2,720
		収容定員充足率 (C/D)	103%	111%	103%	100%
	グローバルビジネス学科	志願者数	214	86	60	52
		合格者数	92	41	34	29
		入学者数 (E)	37	26	20	17
		入学定員 (F)	40	40	40	40
		入学定員充足率 (E/F)	93%	65%	50%	43%
		在籍学生数 (G)	77	92	92	91
		収容定員 (H)	160	160	160	160
		収容定員充足率 (G/H)	48%	58%	58%	57%
	芸創プロデュース学科	志願者数	179	122	105	138
		合格者数	116	90	82	119
		入学者数 (E)	80	80	70	82
		入学定員 (F)	80	80	80	80
		入学定員充足率 (E/F)	100%	100%	88%	103%
		在籍学生数 (G)	137	206	272	289
		収容定員 (H)	320	320	320	320
		収容定員充足率 (G/H)	43%	64%	85%	90%
	デジタルビジネス・マネジメント学科	志願者数	-	-	-	-
		合格者数	-	-	-	-
		入学者数 (E)	-	-	-	-
		入学定員 (F)	-	-	-	-
		入学定員充足率 (E/F)	-	-	-	-
		在籍学生数 (G)	-	-	-	-
		収容定員 (H)	-	-	-	-
		収容定員充足率 (G/H)	-	-	-	-
経営学部合計	志願者数	1,976	1,348	999	1,149	
	合格者数	1,479	1,030	821	1,029	
	入学者数 (I)	1,084	804	673	782	
	入学定員 (J)	900	800	800	800	
	入学定員充足率 (I/J)	120%	101%	84%	98%	
	在籍学生数 (K)	3,419	3,327	3,166	3,111	
	収容定員 (L)	3,600	3,200	3,200	3,200	
	収容定員充足率 (K/L)	95%	104%	99%	97%	

＜表 2-4＞ 大学院（博士課程前期）の収容定員及び学部・学科の入学定員充足状況

研究科	専攻	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経営学研究科	経営学専攻	志願者数	36	28	31	38
		合格者数	23	20	24	24
		入学者数(A)	17	17	21	21
		入学定員(B)	20	20	20	20
		入学定員充足率 (A/B)	85%	85%	105%	105%
		在籍学生数(C)	37	34	38	42
		収容定員(D)	40	40	40	40
		収容定員充足率 (C/D)	93%	85%	95%	105%
経営学研究科	合 計	志願者数		28	31	38
		合格者数	23	20	24	24
		入学者数 (I)	17	17	21	21
		入学定員 (J)	20	20	20	20
		入学定員充足率 (I/J)	85%	85%	105%	105%
		在籍学生数 (K)	37	34	38	42
		収容定員 (L)	40	40	40	40
		収容定員充足率 (K/L)	93%	85%	95%	105%

〈表 2-5〉 大学院（博士課程後期）の収容定員及び学部・学科の入学定員充足状況

研究科	専攻	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経営学研究科	経営学専攻	志願者数	1	1	2	4
		合格者数	0	1	2	3
		入学者数 (A)	0	1	2	3
		入学定員 (B)	3	3	3	3
		入学定員充足率 (A/B)	0%	33%	67%	100%
		在籍学生数 (C)	1	2	3	6
		収容定員 (D)	9	9	9	9
		収容定員充足率 (C/D)	11%	22%	33%	67%
経営学研究科	合 計	志願者数	1	1	2	4
		合格者数	0	1	2	3
		入学者数 (I)	0	1	2	3
		入学定員 (J)	3	3	3	3
		入学定員充足率 (I/J)	0%	33%	67%	100%
		在籍学生数 (K)	1	2	3	6
		収容定員 (L)	9	9	9	9
		収容定員充足率 (K/L)	11%	22%	33%	67%

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後、安定的な入学定員と収容定員の充足に向けて、次の点について改善を行っていく。

1 つ目は、オープンキャンパス参加者からの本学出願率を大きく高めることを目標とする。福岡キャンパスでは、令和 5（2023）年度入学の入試で出願した者の内、オープンキャンパスの参加者の割合は 46.8%。オープンキャンパスに参加した学生が本学に出願した割合は、51.3%であった。この数値の向上を目標とする。

そのためには、オープンキャンパスへいかに受験生を集めるかが鍵である。令和 5（2022）年度は従来の福岡キャンパスに加えて、九州・近隣県にて出張オープンキャンパスを開催することにより、募集活動強化を図る。加えて、募集活動ツールの充実と事前に募集ターゲット校毎の目標人数設定を行い、個人の責任を明確化し積極的に高校訪問を行う環境を整備した。

オープンキャンパス参加 389 名からの出願率は 36%であったため、出願アップにつながる個別相談を重視する。また、参加者の参加要因として学校の教員からの紹介が多いため日本語学校への訪問は重要な広報活動である。

指定校として高校及びサポート校、日本語学校に推薦を依頼している。日本語学校においては指定校の依頼は学校訪問時に行い、推薦基準、キャンパスでの取り組み等の説明をし、出願に繋げる。令和 5（2023）年度出願者数は前年度の 2 倍の増加になったが日本人は減少している。より効果的な広報活動を考慮しつつ、ホームページ、Web 広告などを実施する。

神戸三宮キャンパスでは、受験生の確実な出願を目指して、高校およびサポート校、日本語学校を指定校として受験生の推薦を依頼している。令和 5（2023）年度の出願者は、全体では増加したが日本人はわずかに減少した。上記のオープンキャンパスの満足度向上とともに、より効果的な広報活動を実施して志願者の増加を目指している。また、より効果的かつ積極的な Web による広報活動を展開するために、新学科（デジタルビジネス・マネジメント学科）の実務家教員たちの助力を得る予定である。

東京渋谷キャンパスでは、オープンキャンパス参加者 746 人からの出願率は 36%であった。過去には 40%を超える年もあったので、40%台の出願率は目指せるとし、来校者の

満足度アップを目指している。そのために個別面談を重視し、希望者制から全員参加制にシフトをしていく予定である。また、1回のオープンキャンパスで、200人以上の参加者がある回もあるので、可能な限り個別面談のスタッフ数を増やして対応する計画である。

2つ目は、効果的な学校訪問を実施するため教職員の訪問力強化である。しかし、限られた人員による訪問回数の増加は限界もある。したがって、訪問先に学校にしっかりと本学の情報などが伝えられるように訪問力を強化する。すなわち、学校訪問の質を改善するのである。

3つ目は、学校推薦型選抜入試と総合型選抜入試の志願者確保の促進である。特に学校推薦型の指定校推薦については、依頼を早期に行うことで、受験生の選択肢の中に確実に本学が入るように働きかけを行う。そのためにも、すべての教職員による学校訪問を5月には実施することとしている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援に関する主な活動としては、次のようなものがある。

①学修支援体制

全学生の学修状況をモニターし、支援するための仕組みとして、学部ではクラスカウンセラー制を導入している。1年次から必修となっているゼミ（「S.D.Seminar」「基礎ゼミ」「専門ゼミⅠ」「専門ゼミⅡ」）の指導教員がクラスカウンセラーとなり、学修支援を実施している。クラスの規模は学科により若干の幅があるが、概ね20人から40人未満の規模となっている。

クラスの編成方法は、キャンパスごとに学科に在籍する学生の国籍ごとの人数を考慮して、各学科にて毎年度方針を立てて決定している。例えば、各国籍の学生の人数が多い学科では、国籍別のクラス編成をしていたり、国籍ごとにまとまりのある人数がない場合には、留学生クラスと日本人クラスで分けたりといった違いがみられる。基本的な考え方としては、クラスの中での学生同士の交流のしやすさや、グループ学習を実施しやすいようなクラス編成になるよう配慮している。

ゼミは、1～2年次は初年次教育としてコミュニケーション力や異文化交流の能力、プレゼンテーション力といったスキルに加え、3年次以降の専門的な学習の土台となる基礎力（論理的思考力やレポート・論文作成力等）を養うことを学修目標としているため、3年次と1・2年次では指導教員やクラス編成が替わる体制となっている。

一方、1年次と2年次の間で指導教員を替えたり、クラス編成を変更するかどうかは、

キャンパスごとに各学科で毎年度、方針を審議して決めている。【資料 2-2-1】

同じクラスのメンバーを同じ教員が 2 年間、継続して見た方が学修支援を行ないやすい場合が多いが、クラス構成や教員を入れ替えることにより、個々の学生の学修のしやすさや指導教員との関係構築にプラスとなる場合もあり、各キャンパスと各学科の状況を踏まえ、毎年適切な方法を検討している。

②支援内容

クラスカウンセラーの主な役割は、学修状況をモニター（単位取得率や、卒業要件と照らし合わせた単位取得状況のチェック）して助言を与えたり、相談に乗ったりすることに加え、学生生活の指導や相談対応も含む（例えば、遅刻等の生活習慣の問題に対する指導、アルバイトのこと、病気や心の悩みに対する相談等）。

これを全ての学生に対して確実に実施するため、年間に 4 回、学習指導の強化期間を設けている。学生指導は年間を通じて適時、実施することを基本とするが、強化期間を設けることにより、全てのゼミの学生について出欠状況や単位の取得状況を確認し、改善を図るための指導を行い、その指導記録を学生部に集めるという体制を取っている。各学期の成績発表後、成績を踏まえて学修指導を行うこと、そして、学期の序盤に順調に学修が進められているかどうかを確認するため、毎年 5 月、7 月、10 月、12 月頃に指導期間を設けている。【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】

クラスカウンセラーは、基本的には対面で学生に面談を行い、必要な指導を行う。しかし、出席率の低い学生の中には、大学に来ることが様々な事情により困難な者も多く、必要に応じてメール・電話や時には LINE や Facebook といった SNS ツールを使い、学生に連絡を取り面談と指導を実施する。令和 2（2020）年度に新型コロナウイルス禍が発生してからは、その秋学期から Microsoft Teams を全学的に導入したため、どの学生に対してもチャットを使って連絡することができるようになり、学生とのコミュニケーションを取りやすくなった。必要に応じて繰り返し面談して助言を行うほか、他の教職員と連携してサポートに当たることもある。相談内容によって学生相談室のカウンセラー（公認心理師等の資格保持者）などが関与することもある。こうした制度によって、中途退学や標準修業年限超過の予防を図っている。

また、退学の意向を示した学生に対しては、クラスカウンセラーが面談を行い、まずは学生の意思や事情を確認している。場合によっては、いきなり退学を選択するのではなく、いったん休学制度を利用するなどして、修学継続の可能性を残したほうがいいケースなども見られ、学生とともに慎重に考えて助言できる体制がある。

また、すべての学生は「学生便覧」にオンラインで簡単にアクセスできるようになっており、クラスカウンセラーからどのような支援が受けられるのか、その基本情報を確認できるようにしている。このほか、学生便覧には学生が大学生活で必要な情報、ルール、諸手続きとその窓口等を掲載している。この学生便覧は毎年度更新を行っている。【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】

なお、留学生に関しては、国際交流センターとともに学生支援を行っている。たとえば、ビザの更新手続きや、単位取得率が低い学生、及び出席率が低い学生に対しての指導、アルバイトの労働時間や職種に関するチェックと指導をクラスカウンセラーの協力の下で行

っている。

留学生の指導は、令和 3（2021）年度以降に強化を図った。3 キャンパス合同の留学生支援部会が支援方針を検討し、各キャンパスに展開している。主要な取り組みとして、毎月 2 回、国際交流センターが前月までの累積出席率が低い学生を抽出してクラスカウンセラーに示し、クラスカウンセラーが指導を行い国際交流センターに提出している。対象の学生は、累積出席率 50%未満の学生を抽出している。

成績の状況に関しては、学期末に単位取得率を見て 70%に満たない学生を国際交流センターが抽出し、クラスカウンセラーが指導を行い、国際交流センターに提出している。

この累積出席率と成績の抽出基準は、3 キャンパスで留学生支援に当たる教職員合同の「留学生支援部会」の令和 3（2021）年度第 1 回会議で決定した。そして、教職員対象の集合型研修会を令和 3（2021）5 月に開催し、留学生の学修状況と生活状況の管理（アルバイトの職種や勤務時間のルール等の遵守）の重要性を啓蒙し、この施策について周知を図った。【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】

この体制により、多くの留学生が在籍する本学にあっても、適切な指導を行き渡らせることが可能となっている。また、各キャンパスの国際交流センターは、このクラスカウンセラーの毎月の指導記録を元に毎月下旬に会議を行い、各キャンパスの留学生の学修状況や問題点、改善策等を議論し、指導に活かしている。

大学院生に対する学修支援も、指導教員が担っている。その指導教員の決定においては、学生が指導を希望する複数の教員と事前に面談を行うことができる。これにより、学生は研究テーマに沿った指導が受けられるかどうかを検討できるだけでなく、大学院側からも、学生の希望するテーマで研究指導が可能な教員を推薦する仕組みがある。【資料 2-2-8】

③履修登録サポートの実施

履修登録のサポートは、教員と職員が役割分担をし、協働する体制をとっている。すなわち、教員は各学科の学修目標や 4 年間の履修モデル、各科目の特徴等について、学生の詳しい相談に対応する。一方、職員は Web 登録のシステム上のトラブル対応や単位数のチェックといった学修内容以外の面をサポートしている。

教員による履修登録のサポートは、学科ごとに分かれて行う。まず、教員による説明会を開催し、履修登録期間中に相談に対する対応を行っている。教員による説明会では、学生たちが自分たちの成績と単位取得状況を確認する際に気をつけるべきことや、科目区分ごとの必要修得単位数の確認方法を説明する。それぞれの学年や日本人学生と留学生、それぞれが注意すべきこと、登録手順や登録の期限等も説明したりする。履修登録期間中の相談会では、教員が教室や Teams のビデオ会議を使い、個々の学生からの質問と相談に応じる。こうしたサポートには、それぞれの学科の全教員が関与する。

一方、職員は登録作業そのものに関わるサポートを行う。履修科目の登録は学生個々人がオンライン上のシステムで行うため、操作方法やエラーの対応を行う。【資料 2-2-9】

上記のように、教員が履修登録のサポートにおいて大きな役割を担うことから、履修登録期間の前には、教員向けの研修を教務部により開催している。教務部長や教務課／教学課の職員より、教育課程と卒業要件の全体像や新年度の教育課程の変更点、学生に指導する上での重要事項（取得単位数や不足単位を確認する上での注意点）等を解説する。【資料

2-2-10】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

①障がいのある学生への配慮

障がいのある学生への学修支援については、学生部、厚生部、教務部、学生相談カウンセラー、授業科目の担当教員、クラスカウンセラーが協力する体制をとっている。

学生が入学手続き時に提出する「学生カード」には、身体や精神の疾患について記入欄があり、この情報は学生部に収集される。学生部や厚生部と連携する保健医や学生相談カウンセラーも、学生の心身の状態について情報を得る。配慮が必要な学生がいる場合には教務部に伝えられ、どのような配慮が必要なのかどうか、学生本人や保健医、学生相談カウンセラーと話し合いながら検討する。履修登録前であれば、科目の選択において、当学生の状態でも履修しやすい科目を中心に選択できるようサポートしたり、履修登録した科目の担当教員に対して配慮を依頼する。授業期間中にもクラスカウンセラーや授業の担当教員から学生の障害等の情報を得ることもあり、教務部に連絡が入るため、配慮方法を検討し対応する。【資料 2-2-11】

学生の障がいの情報について、各教員への情報共有が有効と考えられる場合は、オンライン上の学修管理システム「キャンパスプラン」に入力し、教員のみが閲覧できる状態にしている。

②オフィスアワー

オフィスアワーは、すべての専任教員が設けている。オフィスアワーは、毎学期、一覧表を作成し、学内の掲示板に掲示するとともに、シラバスにも記載している。シラバスは科目別に担当教員が対応する情報を載せており、掲示板に掲載する情報は、教員別に担当科目や相談可能な事項を掲載している。【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】

令和 2 年度（2020 年度）から新型コロナウイルスが終息するまでは、対面でのオフィスアワー対応が難しかったり、学生が感染防止のため外出を控えたりする状況があったため、オフィスアワーもオンライン対応を導入していた。令和 2（2020）年度の春学期は Zoom を使い、令和 2（2020）年度秋学期以降は Microsoft Teams を専ら使用している。Teams の導入により、簡単な相談事項であればチャットを使って迅速に解決できるようになっている。また、限られたオフィスアワーだけでなく、時間に関係なく対応が可能となっている。

③中途退学、休学、留年への対応

③-1 クラスカウンセラーによる指導

中途退学や留年を防止する重要な仕組みは、2-2-①で説明をした、クラスカウンセラーによる学修状況と生活状況のモニター及び指導である。すべての学生が 1 年生からゼミに所属し、その指導教員が学生の出席状況や単位取得状況を日頃からモニターしている。出席状況が芳しくない学生には、その理由を調査して必要な助言や支援を行う。これにより、出席率や単位取得率の改善を図り留年を防止したり、学修に問題を抱えている学生が大学を退学せずに学修を続けられるようサポートしている。

2-2-①に記載した通り、指導強化月間を設けて、出席率の低下が見られたり、単位取得状況が良くない学生については、クラスカウンセラーの指導に基づいた情報が学生部に集まる。留学生については、国際交流センターが、累積出席率 70%以下の学生と全学期の単位取得率が 70%以下の学生を毎月抽出し、クラスカウンセラーが指導を行っている。これにより退学や留年を防止しており、3 キャンパスの留学生支援部会が、この指導の情報を基に対策を議論している。

③-2 中途退学の防止に関する委員会

学生の学修と生活の指導に関しては、上記の通りクラスカウンセラーが学生の面談と指導を行い、その記録は学生部に集められる。退学や休学者については学生委員会が審査を行い、教授会に提議しているが、中途退学の予防に特化して対応を検討しているのは、中途退学予防委員会である。この委員会は、学生部の部長が委員長を務め、中途退学者の状況を踏まえ、防止するための方策等を議論している。

中途退学者や休学者については、毎月、学生委員会にて申請者について審査を行い、教授会に諮るが、この教授会にて、その時点の退学率をそれぞれのキャンパスの学生部長が報告しており、毎月、退学者の状況が教授会にて学長に報告される形となっている。【資料 2-2-14】

中途退学者削減の目標値として、毎年度、退学率の目標値を定め、それを下回るように努めている。

③-3 「フレッシュマンセミナー」の実施

学生の中途退学の理由の 1 つに、友だちが少ないことや、他の学生と交流する機会が少なく、大学に進学した意義や大学生としての生活の実感が湧かないことが挙げられている。1 年生であっても、入学した年度内に退学する者も見られる。そこで、新入生同士及び学生と教職員の交流の場を設けることで大学生活への適応を促すことを目的の 1 つとし、毎年度フレッシュマンセミナーを実施している。フレッシュマンセミナーでは、共同体験プログラムを通して本学の歴史や学科・コースの特色を学習する。

福岡キャンパスは学生数が多い上、近隣に週末や長期休み期間を利用してキャンパス全体で 1 年生合同の活動を企画することは困難である。そこで、学科単位で学科の特色を活かしたプログラムを企画し、実施している。例えば経済学科では、福岡キャンパスの立地する地域にある主要な史跡を歩いて巡り、地域の歴史を意識し、理解を育むことを目的としている。商学科の交流実習は、近隣県の農業体験を交えた交流活動を行い、地方農家の抱える課題や農業経営の難しさなどを実感させることを目的としている。経営学科のプログラムは、交流に加えて経営学科の各コースで学習することによる将来の目標の意識づけを図る活動を取り入れているのが特色である。【資料 2-2-15】

東京渋谷キャンパスでは、日本人新入生を対象に学園グループ所有の軽井沢の研修施設を宿泊所に、毎年度、宿泊を伴うフレッシュマンセミナーを開催している。コロナ禍前は 2 泊 3 日のプログラムであり、令和 2 (2020) 年度から令和 4 (2022) 年度はコロナ禍の対応のため実施せず、令和 5 (2023) 年度以降は感染症予防対策に配慮しながら 1 泊 2 日へ短縮して実施した。カーリング体験、富岡製糸場見学を通じて交流、親睦を深めた。運

営においてはサポート学生としての上級生の役割を重視し、新入生からの相談にも積極的に応じている。

フレッシュマンセミナーにおいて、上級生による学生スタッフの貢献度は大きい。また、新入生が上級生と交流する場となるだけでなく、上級生にとっては新入生に対応することで、自身の成長の場として教育上有効な機会となっていることが、学生スタッフのアンケート結果から確認できる。

大学での学びや人間関係の構築に重点を置いたプログラムを提供することで、新入生に大学生活への順応を促進する成果は、終了後に実施するアンケート結果からも確認できる。

【資料 2-2-16】

④TA の活用

本学における TA という役割は、「情報リテラシー」(I～IV)の授業運営のサポートに導入されている。「情報リテラシー」はパソコンの操作方法等を学ぶ授業であり、担当教員 1 名だけでは、約 80 名の学生がその場で操作しているのを見て指導するのは難しく、TA を採用し、配置している。

2-2 の改善・向上方策（将来計画）

①履修登録サポート

履修登録に関する学生の満足度や改善の要望を集める仕組みが無い。そこで、春学期の途中の段階や春学期末において、クラスカウンセラー経由で学生にアンケート調査を行い、それを教務部に集約し、次年度の履修登録サポートに活かす。

②障がいのある学生への配慮

障害者差別解消法が令和 3 (2021) 年に改正され、令和 6 (2024) 年度より施行される。これに向け、令和 5 (2023) 年度に支援体制について検討を行い、整備を図った。具体的には、学生部の下に障がいのある学生の対応を担当する教員を複数名配置し、主な窓口となるよう組織づくりを行なった。この組織は窓口であり、具体的な対応は、管轄する学生部が教務部やクラスカウンセラー、学生相談カウンセラーと連携して実施する。特に学修においては、教務部が各担当教員への配慮の依頼等を行なったり、配慮に当たり教員を支援したりする。

今後、一層の強化が必要なのは、障がいのある学生へのサポートについて専門的な知識と能力のある人材の拡充や外部組織との連携である。学内の学生相談カウンセラーは福岡キャンパスでは 2 名であり、在籍する学生数 2,977 人 (令和 5 (2023) 年 5 月 1 日時点) に比べて少ない。また、カウンセラーの専門分野は心の問題へのケアであるが、配慮が必要な障がいは、こうした精神的な障がい以外にも多岐に及ぶ。身体的な疾患へのサポートについて専門的に対応できる体制を整えたり、サポートをする人材についてボランティアの活用を行ったりといった体制づくりも検討を行っている。

バリアフリーやユニバーサルデザインの環境も、より強化していく。現在、車椅子も昇降可能なエレベーターや障がい者対応用のトイレの設置、各所へのスロープの設置といった対応はされているが、視覚障害者や聴覚障害者に配慮した環境整備は十分とはいえない。

点字ブロックや視覚障害者への学修支援教材の整備等も必要であり、不足点を洗い出し、順次、環境の向上を進めていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① キャリア教育のための支援体制の整備

①-1 教育課程内のキャリア教育

本学では、教育課程内において、1年次に「キャリアデザインⅠ」、2年次に「キャリアデザインⅡ」、3年次に「キャリアデザインⅢ」を開講している。キャリアデザインⅠでは、4年後の自分を見つけるキャリアプランの作成を目標としている。キャリアデザインⅡでは、新しい時代を生き抜くために必要な能力は何かを考え、「大人」となって社会に出ることを目標としている。キャリアデザインⅢでは、社会人として重要なことを知る時間とし、自分らしいキャリアを描き、ダイバーシティマネジメントのスキル獲得を目標としている。こうした1年次からの3年間にわたる「キャリアデザイン」の授業により、学生が主体性を身につけ、自分を見つめ、個性を伸ばして、早くから将来のキャリアについて考える習慣をつけることを目指している。【資料 2-3-1】

加えて、本学では教育課程内において、2～3年次生向けに「インターンシップ講義」および「インターンシップ実習」を開講している。インターンシップ講義ならびに、企業との連携のもとで企業内での就業体験を行うインターンシップ実習は、主にキャリア教育専門の専任教員によって運営されている。【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】

インターンシップ講義では、就業体験に向けてその実施の目的を理解し、目標を設定している。たとえば、就業体験の目的は、学生自身が仕事の本質的な部分を総合的に理解し、仕事を担う重要さを感じることである。また、インターンシップ講義では面接練習、マナー講座などを実施している。これらとともに、学生の希望業種・職種を考慮し、企業とのマッチングも行っている。

インターンシップ実習では、企業の現場における実践的な体験を通して、学生自身が組織の中で働くことの意味を考えられるようにしている。令和5（2023）年度は、福岡キャンパスでは24名の学生が、東京渋谷キャンパスでは4名の学生が、企業等で実習に取り組んだ。

実習中、学生が主体的に実習に取り組み、実習の意義や学びを深く感じ取ってもらえるよう、毎日「研修日誌」を書かせて受入先の担当者からコメントをもらう。実習終了後は、実習全体を通じての学生の評価やアドバイスを書きいただき、学生が今後の就職活動やキャリアプラン作りに活かせるようにしている。実習後は振り返りとして、実習の成果をパワーポイントにまとめ成果報告会を実施している。【資料 2-3-4】

また本学では、1年次から4年次までにクラスカウンセラー等による段階的なキャリア

推進教育が実施されている。担当の教員がゼミの専門分野の指導だけでなく、進路指導の相談に応じている。個々の学生を良く知る教員が学生の個性を考慮し、キャリアサポートセンターと連携することで、効果的な就職支援を実施している。【資料 2-3-5】

1 年次の「S. D. Seminar」および 2 年次の「基礎ゼミ」では、体系的なキャリア教育の実現に向け、支援内容の充実と実質的な内容の統一を図るための授業運営マニュアルを準備している。【資料 2-3-6】

①-2 教育課程外のキャリア・就職支援

キャリアサポートセンターがキャリア・就職支援を担当している。福岡キャンパスのキャリアサポートセンターにおいては、教員 12 名、職員 2 人で構成される教職協働体制をとっている。東京渋谷キャンパスのキャリアサポートセンターは、教員 2 名、職員 3 人で構成される教職協働体制の組織である。福岡キャンパス、東京渋谷キャンパスともに「国家資格キャリアコンサルタント」の有資格者を配置している。

キャリアサポートセンターは、「キャリアサポートセンター規則」により設置され、学生に対する就職支援に関する基本方針の策定、就職・資格相談、情報収集等に関する事項などを行っている。キャリアサポートセンターでは、1 年次からキャリア形成の基礎づくりの支援をはじめ、多角的なプログラムによる一人ひとりの就職実現に向けたサポートを以下のような内容で実施している。【資料 2-3-7】

1 年次の「S. D. Seminar」では、「S. D. Seminar」で外部講師を招聘派遣、基礎ゼミではキャリアサポートセンター所属教員が作成した就活準備動画の配信を実施している。3 年次には、「就職実践講座」として、自己分析、業界研究、筆記試験対策、履歴書・エントリーシートの書き方、面接対策、業界研究セミナー直前講座など就職試験本番に備えた就職活動対策を実施している。4 年次には、幅広い業種の企業を招聘して学内個別企業説明会を開催している。

福岡キャンパスでは、毎年 5 月に 3 年次生を対象に「就活キックオフセミナー」を実施し、夏休みのインターンシップへの参加を促している。また 10 月には「就活準備加速セミナー」を開催し、エントリーシートや面接の準備に関する実践的な情報を提供している。さらに、4 年次生には学内企業説明会を年間 80 社以上実施し、企業と学生の効果的なマッチング機会を創出している。加えて、エントリーシートの添削や面接練習など、学生の就職活動の相談に 1 対 1 でのキャリア相談を実施し、年間 660 件の相談に応じている。1 年次生および 2 年次生にはキャリアサポートセンターが独自に製作した動画を展開し、就職活動やキャリア形成に関する早い時期からの意識づけを行っている。留学生に対しては、留学生就職支援ネットワークに加入し、同ネットワークの動画教材を活用することにより、早い時期から「就職活動」という日本独自の商習慣への理解を深める工夫を行っている。

東京渋谷キャンパスでは、毎年 2 月上旬に開催している業界研究セミナーでは多くの業界から 25 社超の企業を招聘している。同セミナーは新 4 年次生のみならず、就職意識の向上を狙い 3 年次生の参加も促している。また 1 年次～4 年次生の各ゼミ教員と連携し、クラス・専門ゼミ内での就職ガイダンスおよびゼミ教員と学生との面談に同席し情報共有すること等を実施している。また、3 年次生の「専門ゼミ I」では、就職情報サイトの共通登録の説明も実施している。

資格試験に関する支援講座は、学年を問わず受講できる体制を取っている。令和 5(2023)年度は、秘書検定講座、日本語能力試験 (JLPT) N1、N2 合格直前講座、MOS 試験合格講座 (Word) を開講した。【資料 2-3-8】

キャリアサポートセンターでは求人企業開拓にも力を入れている。福岡キャンパスでは、福岡市役所や大学周辺の地方自治体との地域連携を強化し、採用情報の収集を精力的に行っている。【資料 2-3-9】

東京渋谷キャンパスでは、東京商工会議所や中小企業家同友会などの情報交換会に参加し求人開拓に努めるとともに、東京都中小企業支援事業などから出されている企業名簿等を使い、説明会への参加依頼を行っている。留学生採用企業の新規開拓は、東京外国人雇用サービスセンターと連携し求人情報の取得に努めている。本学も入居している Shibuya Sakura Stage 内にある企業をはじめ、スクランブルスクエア、ヒカリエなど近隣の大規模オフィスビルに本社を構える企業との連携強化を行っている。【資料 2-3-10】

各キャンパス内には、教員・事務職員が連携したキャリアサポート委員会が設置され、適切な実施・管理が運営されている。委員会では特定活動ビザの発行推薦を希望する学生及び資格取得奨励金申請学生の審議を行うほか、内定状況の共有を踏まえたキャリア支援施策に対する提案・アドバイスをはじめ、中長期のキャリア支援対策についても活発な意見交換を行っている。【資料 2-3-11】【資料 2-3-12】

①-3 就職・進学に対する相談・助言体制の整備と適切な運用

教員とキャリアサポートセンターが協働し、ハローワークや外国人雇用サービスセンターなどの外部機関とも連携をとりながら、学生が個性と能力に応じた職業につくことができるよう指導し、人生を設計する力や社会人として生活していける力を身につけるように支援を行っている。相談方法としては、学生一人ひとりに寄り添う面談に重点を置いている。また対面だけでなく Zoom 等を使用したオンライン相談やメールによる相談も併用し、学生の希望に沿った適切な進路指導を行っている。

とくに 3~4 年次生に対しては、個別の就職支援に重点を置き、履歴書・エントリーシートなどの添削、求人紹介、業界・企業研究の指導、模擬面接など、学生の就職活動の悩みや問題に対し 親身な指導と助言を行っている。【資料 2-3-13】

大学院では、キャリアサポートセンターを活用し、学生のキャリア形成支援を進めている。キャリアサポート委員の大学院専任教員を 2 名配置し、入学時のオリエンテーションの際に就職活動の説明を行うなどの活動を実施している。また委員会に加え、指導教員が進路の把握を行うとともに、きめ細かな就職活動支援を行っている。【資料 2-3-14】

キャリアサポートセンターが主催する業界研究セミナー、個別企業説明会、各種キャリア支援のためのイベントへの参加を促している。さらに、年 2 回学生の進路希望調査を行うとともに、それに応じた支援を行っている。【資料 2-3-15】

①-4 運動部の学生に対する就職支援

令和 5 (2023) 年度に「アスリート・サポート・センター (ASC)」を設置し、体育会系運動部 (21 団体) に所属する学生の部活動を支援しているが、ASC では、運動部の学生の就職支援も行っている。本学の運動部の学生の多くは経済学部健康スポーツ経営学科に所

属しており、従来より、経済学部健康スポーツ経営学科ではスポーツ学生の就職支援を行う企業による就職セミナーを実施する等の支援活動を行っていた。しかし、経済学部健康スポーツ経営学科以外にも運動部の学生は多数在籍しており、単一学科の支援活動だけでは、対象にならない学生もいた。そこで、ASC がスポーツ学生の就職支援サービス企業を招いて、学科を越えて運動部の学生の就職支援にも取り組んでいる。

表. 2-6 運動部学生の学科別人数と割合（福岡キャンパス）

2023年5月1日時点

学部	学科	日本人学生数（人） （運動部所属）	割合 （在籍日本人学生数 に占める割合）
経済学部	経済学科	194	30.7%
	商学科	38	19.3%
	健康スポーツ経営学科	431	79.2%
	小計	663	
経営学部	経営学科	73	14.6%
	グローバルビジネス学科	8	23.5%
	芸創プロデュース学科	22	15.9%
	小計	103	

注1：運動部の所属学生数は、アスリート・サポート・センターが管理する運動部21団体を対象とする。

注2：分母となる日本人学生数は、在籍学生数から「留学ビザ保持者」とそれ以外の外国人学生を除いた人数。

運動部の学生の就職支援として、本学は大学スポーツ協会（UNIVAS）に加入しており、それにより、UNIVAS 主催のキャリア形成プログラムのようなアスリート学生向けの就職支援のイベントに参加したり、就職支援を受けることが可能となっている。

（3）2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生への求人情報の伝達については、「PEAK」（日本経済大学の目標・学修支援アプリ）の有効活用を図る。PEAK は、本学が開発した独自のアプリであり、学生が自身の目標やそれに対する行動計画を入力し、目標達成の自己管理を助ける。この PEAK には、取得した資格の情報や希望する業種・職種、内定獲得企業といった情報を学生自身が入力することができ、キャリアサポートセンターもそれを見ることができる。この PEAK の利用率を高めることで学生の就職活動の情報把握を行い、就活支援に役立てるよう工夫したい。

また 1 年次からのキャリア教育支援体制の構築に注力しているが、それでも進路が定まらないまま就職活動時期に入る学生も一定数存在する。このため、早期からの就職支援体制のより一層の強化を図る必要性がある。

加えて、障がい等を抱えているが自覚していない学生、あるいはメンタル面の不調等で就職活動が事実上難しい学生に対する就職支援、例えば障がい者雇用支援を専門とする NPO 法人を通して就職先企業を開拓することなども今後検討すべき課題である。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

①交流セミナー・交流行事の実施

学生間および学生と教職員の交流の場を設けることで大学生活への適応を促すことを目的として、新入生を対象とした交流行事を実施している。交流行事は、学外の施設を利用して行う場合もあり、キャンパスごとに活用できる施設は異なる。また、それぞれのキャンパスの学生の属性（性別や国籍）に合わせて、特色のある取り組みを行なっている。

福岡キャンパスでは、学科ごとに、学科の特色を取り入れた「フレッシュマンセミナー」を実施している。たとえば、令和 5（2023）年度の経済学部経済学科では、日本や地域の歴史と経済に意識を向けることを目的とした交流実習を行った。本学は福岡県太宰府市に立地し、大宰府政庁跡をはじめとした史跡が大学の近隣に多数存在する。このような史跡地を歩いて辿りながら、歴史学を専門とする教授が地域の歴史について説明を行って回った。【資料 2-4-1】

また、経営学部経営学科では、新入生の交流と学科の教育課程の特徴であるコースに関する学びを取り入れた交流行事を 4 月下旬の土曜日に開催した。午前中は 6 人 1 組のグループに分かれてクイズ大会を行った。ここでは、所属するクラスとは異なる属性の学生（たとえば他国からの留学生たち）と交流できるように配慮した。これにより、学生たちは国籍を越えてコミュニケーションを取ることを経験した。続いて、経営学科が設置する各コースに、学生の関心に応じて分かれて、コースの内容に関連のある企業についての調べ学習を行った。午後からは、調べた内容の発表会を行って、学生たちは大学で初めてのプレゼンテーションを経験した。【資料 2-4-2】

経営学部グローバルビジネス学科では、自然環境の中で交流を図る施設に赴いて、英語を使って国籍を超えたコミュニケーションとチームワークを図る活動を行った。【資料 2-4-3】

東京渋谷キャンパスでは、例年同様に「軽井沢フレッシュマンセミナー」を実施した。新入生を対象に学園グループ所有の軽井沢の研修施設に宿泊して、1 泊 2 日の旅程で実施した。主な内容として、親睦を深めるためのカーリング体験や、わが国の歴史的遺産である富岡製糸場見学による歴史・文化学習がある。学生たちは、チームやグループごとでこうした取り組みを経験する。【資料 2-4-4】

これらは学生同士の相互理解を図るという目的がある。このように人間関係の構築に重点を置いたプログラムを提供することで、新入生の大学生活への順応を促進している。この成果は終了後に実施したアンケート結果からも確認できる。【資料 2-4-5】

これとは別に、東京渋谷キャンパスでは、学生同士、及び学生と教職員の交流を通じて大学生生活の円滑なスタートを切ることを目的に春に交流行事を実施している。軽井沢フレッシュマンセミナーが新入生対象であるのに対して、大学院生も含めた全学生が対象である。令和 5（2023）年度は横浜・八景島シーパラダイスにおいて実施した。【資料 2-4-6】

さらに、秋には毎年スポーツ大会を実施している。普段知り合うことのない、他のクラスの学生や国籍の異なる学生たちと、チームスポーツを通して勝利に向かって全力を尽くす。他者を応援し、他者から応援されるという経験は、勝敗に関係なく同じ大学に所属するものとしてのアイデンティティを醸成する効果がある。例年、大きな感動とともに終わるスポーツ大会であるが、令和 5 (2023) 年度はアリーナ立川立飛で実施した。【資料 2-4-7】

②-1 体育部会・学術文化部会への支援

令和 4 (2022) 年度、福岡キャンパスには、体育部会 29 団体（部 23 団体、同好会 6 団体）、学術文化部会 15 団体（部 2 団体、同好会 13 団体）がある。体育部会・学術文化部会の課外活動団体には、本学専任教員を部長として配置している。【資料 2-4-8】

運動部やサークル活動支援については、建学の精神にある「個性の伸展による人生練磨」の具現化を図るため、学生部が中心となってその活動を積極的に支援している。たとえば運動部への支援については、近隣への合宿や練習、試合参加の移動には、教職員が大学スクールバスで送迎支援を実施し、学生の交通費等の経済的負担軽減を図っている。

また、令和 5 (2023) 年度に「アスリート・サポート・センター (ASC)」を設置した。これは、スポーツに優れた学生の募集から、事故などを未然に防ぎ、安全に課外活動を行うための各種管理を行う組織である。令和 4 (2022) 年度、運動部に所属する学生を一体的に管理する組織の設置の構想を始め、令和 5 (2023) 年度に正式にスタートした。

課外活動団体の活動費については、各部から出された予算案を、経友会の総務委員会、代議員会で検討して予算案を策定する。これを総務委員会で審議して、学生大会で承認され最終予算執行される。活動費の原資は大学が学生から委託徴収した会費であるため、学長を会長とする経友会を組織して、公正で透明性のある財務管理体制をとっている。経友会は、本学の学生を正会員、本学の専任教員を特別会員とする組織である。【資料 2-4-9】

各団体は部長や外部指導者の下で競技力向上だけでなく、地域の小中高校生などへの競技指導や支援等を行い、スポーツを通じた人間教育、地域貢献の活動を行っている。

②-2 障がいのある学生の課外活動の支援

本学では、障がいをもった学生も課外活動に積極的に取り組むことができるよう、支援を行っている。令和 5 (2023) 年度には、聴覚障害をもった学生が入学した。当該学生は女子サッカー部に所属して活動を行っている。学修支援 (2-2-②) で当該学生が授業を受けることに対する支援を記載したが、課外活動にも打ち込めるよう支援している。

②-3 学園祭への支援

学生たちの自主的活動の中心的行事である学園祭は、それぞれのキャンパスで開催している。その企画・運営には学生主体の「実行委員会」が当たり、学生の活動を学生部がサポートしている。福岡キャンパスでの学園祭（太宰府祭）は、令和 2 (2020) 年度は中止、令和 3 (2021) 年度はオンライン開催、令和 4 (2022) 年度には 3 年ぶりに対面で開催し、令和 5 (2023) 年度も対面で開催した。2 日間に渡って学内外から出演者を募り、ラ

イブやイベントを企画し、模擬店等も出店して地域の住民の方々にも楽しんでいただける機会の創出をすることができた。約 30 名の学生が実行委員となり、企画運営を通して本学の学生だけでなく、地域住民や協賛いただいた企業など学生が社会との関わりを持てる機会にもなり、学生部として協力体制を作ることができた。【資料 2-4-11】

渋谷キャンパスでの学園祭（渋谷祭）は、令和 2 年度が中止、令和 3（2021）年度はオンライン開催であったが、令和 4（2022）年度は入場制限をしつつ、飲食を伴う出展をしないという制限のなか開催した。令和 5（2023）年度は、そうした制限を設けずに開催した。渋谷祭は小規模ながら、開催することで実行委員会や参加学生の結束を強めている。

【資料 2-4-12】

部活動を除く課外活動に関する実施事例として、ウクライナからの避難民学生 68 名を本学が無償で受け入れたことによるものがある。ウクライナ学生が本学において安全で安心な生活環境を確保し続けるために、学生による総務委員会が実施した街頭募金や学内募金の活動を学生部がサポートした。令和 4（2022）年 4 月～7 月にかけて、福岡県内や佐賀県、熊本県などで計 13 日、累計 368 名の学生が募金活動に積極的に参加し、募金を通して社会とのつながりを強く感じることでできた大きな経験を得る機会となった。【資料 2-4-13】

②-4 学生の心身に関する心的支援、健康相談、生活相談

学生が自由に相談できる学生相談室(カウンセリングルーム)を開設しており、公認心理師等の資格を持った専門の心理カウンセラーを雇用し、学生からの相談に対面とオンラインで専門的に対応している。【資料 2-4-14】

また、クラスカウンセラー、学生および教務関係部門、国際交流センターも日常的に学生からの幅広い相談に応じている。直接相談事を申し出ることができない学生に向けては、「意見箱」「ハラスメント相談箱」を設置し相談を受け入れている。なお、ハラスメントの防止およびハラスメントに起因する問題に対処するために、キャンパスごとにハラスメントの相談窓口を置き、「ハラスメント防止委員会規程」に基づき相談事案を処理する仕組みを整えている。ハラスメントの相談窓口については、相談方法や相談後の流れ等を説明したリーフレットを作成、毎年度始めに内容を更新して、キャンパス内の各所に設置している。【資料 2-4-15】

留学生に対する相談体制として、国際交流センターに中国、ベトナム、ネパール出身の教職員や学生チューターを配置し、学生の様々な相談相手として支援を行っている。

また、学生に対しては年 1 回 4 月に定期健康診断を実施している。学生の保健衛生に係わる施設として、各キャンパスに救護室を設置している。さらに学生相談室においても学生の心身に係わる相談に応じている。このほか、自動体外式除細動器(AED)が各キャンパスに設置されている。

②-5 奨学金などの経済的支援

学生に対する経済的な支援としては、国による修学支援新制度、日本学生支援機構の奨学金等があり、学生に広く周知し、毎年各キャンパスで説明会を実施して厚生課の窓口にて受付対応をしている。個別に外部奨学金等の相談にも対応している。修学支援新制度、日本学生支援機構の貸与型奨学金、その他外部の奨学金で大学としての審査が必要なもの

は、厚生委員会で審議、承認している。

本学独自の経済的支援としては、まず、後援会による奨学金（給付型）と同窓会による奨学金（給付型）がある。その他、成績・人物共に優秀な学生に対する奨学金、新型コロナウイルス感染症や自然災害等で家計急変等経済的に不測な事態の発生に対する奨学金、入試の際の経済的支援、私費外国人留学生や大学院生に対する奨学金制度がある。

このように、日本学生支援機構、地方自治体や各種団体等の運営する学外奨学金と、本学独自の運営による後援会奨学金・同窓会奨学金制度等を活用し、学生への経済的支援の充実を図っている。【資料 2-4-16】

海外留学の費用を軽減する目的の支援制度もある。「グローバル特待生留学制度」は、経営学部グローバルビジネス学科の学生を対象に設けており、審査に合格した学生は、往復旅費、学費、学寮宿泊費の全学が大学から支給される。【資料 2-4-17】

資格取得に伴う費用を支援する制度として、「資格取得奨励金」制度を設けている。これは、語学や情報分野、簿記・会計、旅行、接遇・マナーといった様々な分野の資格について、指定された資格を取得・合格した場合には、定められた金額の奨励金を支給するという制度である。奨励金の金額は、55,000 円、33,000 円、11,000 円、8,800 円と 4 ランクある。令和 4 (2022) 年度は、3 キャンパス合計で下記の人数の学生が、この奨励金の支給を受けた。

<表 2-7> 資格取得奨励金の受給者数（令和 4（2022）年度）

	福岡キャンパス	神戸三宮キャンパス	東京渋谷キャンパス
S ランク（55,000 円）	2		
A ランク（33,000 円）	12		
B ランク（11,000 円）	20		
C ランク（8,800 円）	57		

なお、対象となる資格は、企業等の就職需要等を踏まえ、毎年度、少しずつ追加や削除を行っている。令和 4（2022）年度の対象資格は【資料 2-4-18】の通りである。

②-6 学習支援

クラス担任制度「クラスカウンセラー」を設置し、学生部、教務部、国際交流センターと連携しながら学生の様々な相談、指導にあたっている。中途退学未然防止の観点からもゼミを 2 回連続無断欠席した学生に対し、クラスカウンセラーが当該学生に連絡を取り、相談、指導を実施している。

留学生については「留学生支援部会」を設置し、月間出席率 70%未満、春秋各学期単位取得率 70%未満の学生を対象にクラスカウンセラーが連絡を取り、相談、指導を重点的に実施している。今後は日本人学生についても留学生対応に準じて、相談、指導を実施する予定である。【資料 2-4-19】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

中途退学未然防止の観点からもゼミを 2 週連続無断欠席した学生に対し、クラスカウ

セラーが当該学生に連絡を取り、相談、指導を実施しているが、クラスカウンセラーにより取り組みにバラつきも見られるため、徹底を図る。

留学生支援部会による取り組みも効果をあげている。これは、月間出席率 70%未満や春秋各学期単位取得率 70%未満の学生を国際交流センターが抽出し、クラスカウンセラーが連絡を取り、指導を行い、国際交流センターに報告している（月 2 回）。日本人学生に対しても同様の対策を講じていく予定である。

学生サービスの結果が大きく影響する中途退学予防（学費未納による除籍者含む）に関する取り組みについては、クラスカウンセラー制が改善に寄与しており、今後この体制をより一層徹底していく。

また、引きこもりがちで、規則正しい生活習慣が身についておらず、大学生活になじめない学生に対する「心の健康づくり」対策も必要である。学生相談室に寄せられる相談内容、意見箱に寄せられる意見や相談内容の分析を行い、学生生活向上のための支援に更に活用する。

学生の寛ぎの場としての学食や学生寮等を含めた福利厚生施設の整備については、福岡キャンパスには、508 席を擁する食堂（厚生会館食堂）と、キャンパス周辺に男子寮、女子寮がある。男子寮は 937 部屋、女子寮は 703 部屋と、十分な部屋数を確保している。一方、都心型の東京渋谷キャンパスにおいては、学食と学生寮の整備は重要課題のひとつであり、代替策も含め、その整備・充実は継続して検討を進めている。

尚、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、令和 4（2022）年度も全席ではなく、座席数を制限して営業を行なった。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、福岡キャンパス（福岡県太宰府市）と神戸三宮キャンパス（兵庫県神戸市中央区）、そして東京渋谷キャンパス（東京都渋谷区）の 3 キャンパスを整備している。

福岡キャンパスは、福岡県太宰府市に位置し、自然豊かで広大な敷地の中、郊外型キャンパスとして運営を行う一方で、神戸三宮キャンパス、東京渋谷キャンパスは都心部等で利便性の高い都市型キャンパスとして運営を行っている。

教育研究活動に必要な校地、校舎、設備は大学基準および本学の教育目的に沿って適切な整備・運営・管理がなされ、有効に活用されている。

①校地・校舎の面積等

本学は、校舎敷地面積 59,735 m²、専用校地面積 77,364 m²を有しており、設置基準を上回っている。学園グループ校である福岡こども短期大学と運動場用地 7,229 m²と校舎 1,778 m²を共有している。

専用校地面積 123,371 m²、専用校舎面積 88,148 m²を有しており、設置基準を上回っている。学園グループ校である福岡こども短期大学と運動場用地 7,229 m²と校舎 1,778 m²を共有している。

福岡キャンパスは、KOROKAN と 7 号館で構成されており、両棟に 46 の講義室、KOROKAN には、図書館・情報センターが設置されている。【エビデンスデータ共通基礎様式 1】

神戸三宮キャンパスは、本館（1～7 階）と 2 号館（大和ビル 4～7 階）の 2 棟で構成されており、両棟に 8 つの講義室、本館には、図書館・情報センター、国際交流センター、情報リテラシー実習室（2 室）が設置されている。【エビデンスデータ共通基礎様式 1】

また、東京渋谷キャンパスは、教育を行っている校舎および施設として国際交流センター館（1 号館：マリア館）、キャリアサポート館（2 号館）、図書館棟（6 号館）の 3 棟であり、計 29 の講義室がある。このほか、事務室、医務室、講師控室、実験・実習室、教員研究室、演習室、図書館・情報センター、キャリアサポートセンター、学生自習室が配置されている。【エビデンスデータ共通基礎様式 1】

教育を行っている校舎および施設は、国際交流センター館（1 号館：マリア館）、キャリアサポート館（2 号館）、図書館棟（6 号館）の 3 棟であり、計 29 の講義室のほか、事務室、医務室、講師控室、実験・実習室、教員研究室、演習室、図書館・情報センター、キャリアサポートセンター、学生自習室が配置されている。

【資料 2-X-X】

②講義室・演習室・実習室等

前述のとおり、福岡キャンパスは全部で 46 教室あるが、その他に PC を配置した教室が 3 教室、ダンスの練習や DTM など、コンピューター・ソフトを利用した音楽制作を行える実習室が 3 教室ある。体育館は別棟の大型体育館（都築貞枝記念体育館）と、小規模な体育館が KOROKAN 内に 1 室ある。調理実習室には調理台も設置されている。

また、2 次元と 3 次元の CG 制作ができるソフトウェアを搭載した PC と液晶タブレット、タッチペンを整備した実習室を設けている。経営学部経営学科には、マンガやアニメ、ゲーム制作業界で活躍できる人材を育成する一連の授業科目を設置しており、こうした分野にて実技スキルを学ぶ環境として、このような設備のある実習室を令和元年度の半ばから使用できるように整備した。

令和元（2021）年度当初は、10 台の液晶タブレット等を配備していたが、この分野の授業科目の履修者の増加や学生のスキル・レベルの上昇に合わせ。令和 4（2022）年度の終

盤の1月には、この制作環境が利用できるノートPCと液晶タブレットを各5台、増設した。

なお、ICTを活用した学修環境の向上のため、令和4(2022)年度には、Microsoft 365の機関ライセンスを導入し、無償で全学生・教職員にTeamsを提供して、ICTを活用した学修環境の整備を行っている。多く使用されているアプリケーションは、TeamsとFormsである。Teamsは、全ての開講クラスごとにグループを作成して、授業時間外でも教員から学生に資料を提供したり、課題を出題・回収したり、質問への応対をしたりといったことが可能となり、多くの学生の学修成果の獲得を助けている。Formsの利用により、授業時間内外にて課題を効率的に出題、回収することが可能となっている。

令和4(2022)年度には、BYODを見据えてWi-Fi環境を整備した。この整備の結果、各キャンパスでは下記の通り、ほとんどのエリアでWi-Fiが使える環境となった。

- 福岡キャンパス :全教室・図書館・学生ホール・学生食堂・体育館
- 神戸三宮キャンパス :本館内全フロア
- 東京渋谷キャンパス :全教室・図書館・学生ホール・体育館

本学の大半の学生が使用するデバイスはスマートフォンである。自分のノートパソコンを持っていない学生も多いなかで、学内でパソコンを使用した学修が可能な環境を増やすことがこの整備の主な目的である。具体的には3つの教室のリニューアルを行なった。

第1に、「情報リテラシー」のような受講生の多い(約80名)情報系の授業科目で使用する教室である。ここは、学生が使用するPCを大型のノートパソコンに替え、教員が広い教室を見渡しながら進行を管理しやすいように環境改善を図った。第2は、40名弱の受講者がプログラミング等のスキルを学ぶための教室であり、複数のウィンドウを並べて操作しやすいように、大型のディスプレイを取り付けた。最後に、ゼミにてPCを使って指導を行うのに適した規模の教室で、ここには小型のノートパソコンを設置し、学生が持ち運んで使用したり、近隣の教室に置いて、自由なレイアウトのPC教室を作り出したりすることができるようにした。

令和2(2020)年度の新型コロナウイルスを機に、オンライン授業に対応すべくMicrosoft office 365を導入し、無償でZoom、Teamsなどの基幹ソフトを提供して、ICTを活用した学修環境の整備を行い現在に至っている。さらに大学が発行するアカウントを、在学生はもとより、新入生に対しても入学手続完了後速やかに配付し運用できるように対応している。また、授業の充実を図るため、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)の補償金制度に加盟し、様々な授業展開に対応できるよう環境整備を行っている。

③施設・設備の安全性

福岡キャンパスにおいては、ほとんどの教育施設は新耐震基準を満たしたKOROKANにあり、校舎内の施設はバリアフリーの基準を満たしている。また、防犯対策については、日直による館内の施錠の徹底及び警備会社に夜間警備を委託している。加えて、必要最小限の教職員のみセキュリティカードキーを配布しリストで管理することでセキュリティ対策を行っている。災害対策としては、危機管理マニュアルを各部署に配布し、災害時に

適切な対応ができるようにしている。

尚、食堂の入っている厚生会館の外壁が老朽化していたため、今年度、補修工事を実施した。

神戸三宮キャンパスが保有している校舎は、新建築基準に基づいて建てられた建物であり、震度 6 強の地震にも倒壊しない強度を有している。また、設備管理会社と提携して、建築設備・防火設備・昇降機等設備の定期点検を実施するとともに、消防設備点検を確実に実施している。また、点検結果を踏まえて設備の更新を逐次実施し、正常な状態を維持している。

防犯対策については、平日及び土曜日の運営時間中は、勤務している事務職員により、建物の必要な個所の開閉を確実に実施して防犯対策を講じている。休日・夜間については、確実に施錠を実施するとともに、入口に設置してある防犯カメラにより、監視映像を録画することにより、異状の有無を確認している。

災害対策としては、ゼミ等の授業と連携して、学生に緊急避難場所及びそこに至る経路を確認させ、いざという時に備えている。

東京渋谷キャンパスでは、大学の教育で使用している校舎のうち国際交流センター(1号館)とキャリアサポート館(2号館)の2校舎は耐震診断が必要であり、対策を進めている。また、建築基準法第12条定期報告書に則り、特定建築物、建築設備、防火設備、昇降機等設備の定期点検の実施・報告、消防法第17条3の3規定の消防設備点検の実施・報告、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)に則った点検・測定、その他関連法規に則った点検を定期的に実施することで、快適な環境を提供すると共に建物、施設、設備のメンテナンスを実施し正常な状態を維持している。

なお、防犯対策については、各建物で勤務する事務職員により建物の施錠を確実に実施し防犯対策にあたっている。また夜間、祝祭日の職員不在間についても敷地内の主要箇所にITVカメラを設置し監視を行うことで学生・職員の安心、安全を確保している。

加えて災害対策としては、災害備蓄品として教室棟内に非常用糧食付きの自販機を設置して災害に備えている。

また、老朽化した施設の改修と更新も適切に実施しており、令和5(2023)年度には、福岡キャンパスにて7号館のトイレのバリアフリー化の工事、厚生会館や体育館の空調設備の更新、体育館の床面工事、武道場付近の道路の舗装改修、サッカー場の照明設備の修理等を計画している。

2-5-② 実習施設、図書館などの有効活用

①運動場および体育館等

福岡キャンパスの屋外運動場は 24,858 m² (福岡こども短期大学との共用が 7,229 m² 含む) である。また体育施設は 2,780 m² (福岡こども短期大学との共用が 1,778 m² 含む) あり、いずれも大規模な運動用地を有している。【共通基礎様式1】

神戸三宮キャンパスは、神戸三宮キャンパスは体育施設を保有していないため、運動場用地として、学園グループ校の一つである都築科学学園の運動場(9,900 m²)と体育館

(1,101 m²) を共同利用している。【資料 2-5-4】

東京渋谷キャンパス近傍には体育施設を保有していないため、運動場用地として、学園グループ校の一つである日本薬科大学の運動場 (10,000 m²) と体育館 (976.47 m²) を共同利用している。【資料2-5-5】

②附属図書館の有効活用 ・図書館施設状況

福岡キャンパスに設置されている図書館は、KOROKAN 図書館棟 2 階、3 階、4 階、5 階を占め、延べ面積 2,010.8 m² に開架書架、閲覧室、閲覧席 315 席、グループスタディールーム 3 室、および別棟の旧図書館にも閉架書架を有している。開館時間は、授業期間中は平日 9 時から 18 時としている。

東京渋谷キャンパスに設置されている図書館は、平成 30 (2018) 年に 6 号館地下 1 階に移動した。床面積が 501.6 m²、移動式書架を含む開架書架、閲覧席 211 席、グループスタディ用プロジェクター 2 台を設置しており、コンパクトではあるが機能的な空間を確保している。

蔵書状況であるが、福岡キャンパスは、図書 102,696 冊、学術雑誌 175 種、視聴覚資料 1,039 点を所蔵している。利用希望があれば、他キャンパス所蔵資料を所属キャンパスに取り寄せ、利用できるようになっている。また、近年では電子ジャーナルを取り入れており約 1,100 種採用している。【資料 2-5-7】

東京渋谷キャンパスは、図書 55,586 冊、学術雑誌 48 種 (国内 31 種、国外 17 種)、視聴覚資料 511 点を所蔵している。また、新聞データベースおよび雑誌データベース各 1 種の利用が可能であり、令和 2 年度は ID およびパスワードの配布、令和 3 (2021) 年度以降は、学外にいても認証システムを使用してのリモートでアクセスが可能となっている。

さらに、図書利用の利便性向上のため令和 3 (2021) 年度より電子書籍 (KinoDen) の導入を開始し、現在、187 冊の蔵書数となっている。加えて「日経 BP」、「日経バリューサーチ」も利用可能としている。なお、同電子書籍についても学外および福岡キャンパスおよび神戸キャンパスからも利用可能な設備となっている。【資料 2-5-8】【資料 2-5-9】

学生の図書館利用を促すために、令和 3 (2021) 年度から本学独自の特色ある取り組みとして、学生の図書推薦を受け付けている。図書推薦は、学生が実際に書店に赴き、図書を選ぶ「選書ツアー」によるものである。令和 4 (2022) 年度は学生推薦図書 51 冊の実績を残している。コロナ禍の影響で学生の図書館離れが認められたため、時事問題・ベストセラー・各賞受賞図書など、学術図書だけではなく現代の社会状況や学生の嗜好に応じた学生の手に取りやすく魅力的な図書を購入し配架を行っている。

春学期および秋学期の年 2 回、書店の提供する新刊図書データおよび教員個々人の有する情報に基づく教員から学生用資料推薦図書のリクエストを募り、蔵書数増冊のための取り組みも実施している。令和 4 (2022) 年度は、春学期および秋学期併せて 395 冊の増冊実績を残している。【資料 2-5-10】

また、学生の利用率向上策として、春学期および秋学期開始時に学生向け学年別「図書館利用ガイダンス」をゼミナールのカリキュラムの一環として実施するようにゼミ担当教員に協力を要請している。他にも図書ワゴンによる「移動図書館」で教員の依頼により課題図書を授業に持ち込んだり、学内の学生休息エリアで貸し出しを行うなど図書館の接点

機会の向上を図っている。令和 5（2023）年度には計 33 のゼミに対して同ガイダンスを実施し、学生利用率向上を図った。【資料 2-5-11】

ホームページ内の学生向けサイトである「学生掲示板」を通じた学生からの購入図書リクエスト企画を実施することで、学生需要の高い図書の購入にも積極的に対応する機会を設定し、学生利用率向上のための施策を実施している。【資料 2-5-12】

図書館の重要な役割として、教員の研究業績の公開がある。毎年発行される紀要論文集および、大学院博士後期課程において博士（経営学）号の学位を取得した博士学位論文については、図書館ホームページや学術リポジトリで公開している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

福岡キャンパスは、ほとんどの教育施設を KOROKAN に移動させるとともに校舎内の各施設はバリアフリーの基準を満たしているが、7号館については令和 5（2023）年度にトイレバリアフリー化工事を行っている。【資料 2-5-13】

神戸三宮キャンパスは、バリアフリー対策として、正面玄関とは別の歩道からそのまま入れる場所に勝手口を設置し、短いスロープを利用して車椅子のまま外から最短距離でエレベーターに乗り込める構造になっている。また、1階（女性）と2階（男性）の個室のトイレを障害者用トイレに指定して手すりを設置し、車椅子のまま入室できるような構造にしている。

また、東京渋谷キャンパスでは、バリアフリー対策として多目的トイレを各号館に設置するとともに、各号館の女子トイレには流水音発生器を全室設置して使用者のプライバシーの保護に配慮した。

さらに、令和 5（2023）年 11 月 30 日に引き渡しとなった「STATIO 日本経済大学」においては施設内のすべてがバリアフリーとなるとともに多目的トイレの完備、女子トイレ内の鍵付き専用小物入れの設置等より利便性を向上させるよう配慮している。【資料 2-5-14】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数については、教育目的を達成するために適正な人数になるように、教務関係部門が管理・調整している。学部や学科の共通開講科目は学生数が多くなるため、週 2 回授業を開講するなどして、各開講クラスの受講者数を適正な規模に抑えることで、教育効果に配慮した対応を行っている。福岡キャンパスでは、全体の 77.8%以上が 50 人以下のクラスになっており、渋谷キャンパスでは全体の 70%以上が 50 人以下のクラスになっている。

大学院については、入学定員 23 人、収容定員 49 人の小規模な大学院となっており、少人数教育学修環境としては好ましい状況での授業展開をしている。社会人学生にも配慮した時間割構成となっていることから教育効果を十分にあげられるものになっている。また、福岡キャンパスにおいて大学院サテライト教室を開設し、遠隔授業を実施している。【資料 2-5-15】【資料 2-5-16】

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

福岡キャンパスにおいては、教育目的の達成のため、大学の施設設備は一定の経費の中で中期計画に基づいた整備に努めるが、今後も適切な運営・管理と適切な整備を継続的に進めていき有効な活用を促進する。今後は障害を持つ学生への合理的配慮の取り組みとして学内の更なるバリアフリー化を検討し、導入していく。

神戸三宮キャンパスにおける校地、校舎、設備、自習施設、図書館等の教育環境に関しては、特に改善すべき問題点はなく、これらの整備と管理・運営は適切に行われており、環境も定員数の条件を満たしている。しかしながら、現状では各種資料・備品等を収納するスペースが不足してきており、今後は、より快適な教育環境を整備するために、キャンパス内の諸施設の効果的・効率的な活用の仕方を模索するとともに、建物の老朽化も踏まえ、新たな建物の取得も検討していく。

東京渋谷キャンパスでは、学部で教育で使用している3校舎のうち6号館については引き続き学修環境の中心的役割を担っていけるよう、建物全般にわたり計画的に整備を進めていくとともに国際交流センター館（1号館）とキャリアサポート館（2号館）の2校舎は耐震工事を念頭に置きつつ安全処置に留意するとともに渋谷地区次期再開発の動向とも相俟って将来像を見据えた東京渋谷キャンパスの整備を心がけていく。

また、令和5（2023）年11月30日に「Shibuya Sakura Stage（渋谷さくらステージ）」の7、8階の一部を「STATIO 日本経済大学」として取得したことでより一層の学修環境の充実が図れるものと認識している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関して学生からの意見や要望を把握する仕組みとして、主なものは授業評価アンケート、クラスカウンセラーによる面談、およびオフィスアワーである。

学生による授業評価アンケートは、春学期および秋学期の学期末にゼミを含む全授業科目を対象に行っている。【資料 2-6-1】

この中では、授業への理解度、授業の進め方（説明内容や速度、教材の分かりやすさ等についてリッカート式尺度で回答を収集したり、学修環境や教員からのサポート等について自由記述で回答できるようにしている。【資料 2-6-2】

このデータは、FD 委員長・副委員長を務める経済学部長と経営学部長の元に集まり、教務部長等、関連部門長に共有する等して、次年度の環境改善に活かしている。

各クラスカウンセラーによる面談について、詳しくは 2-2-① に記載したが、本学では 1

年次から全ての学生がゼミに所属し、その指導要員がクラスカウンセラーとして、学生の学修状況をモニターし、適宜面談と指導を行っている。学生からもクラスカウンセラーに対して相談を行うため、ここで学生の要望を汲み取っている。クラスカウンセラーは情報を得た場合は、授業関係や教室等の設備に関わることであれば教務部に、学生サービスに関わることは学生部等、関連部門の長や職員に伝え、それぞれの部門が、場合によっては他部門と横断的に協力して対応策を検討する。

オフィスアワーも詳しくは 2-2-② に記載したが、オフィスアワーは全専任教員が設定している。対面とオンライン、両方での相談に応じる体制となっており、ここで学修に関する悩みや要望等を集めることが可能となっている。

学修環境について学生にアンケート調査を実施し、環境改善に結びつけた取り組み事例として、女子学生向けのパウダールームの整備がある。本学では近年、女子学生の割合が増加しており、女子学生の学生生活環境の向上のため、パウダールームの設置を計画している。令和 5（2023）年度内に福岡キャンパスの全女子学生に対しアンケート調査を実施し、希望が多かったため令和 6（2024）年度に設置することを決定。設置に向けた工事計画を策定し、対応を進めている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談については、公認心理師や学校心理士等、学生の心の問題への対応に専門的な知見のあるカウンセラーを配置した、学生相談室で対応している。福岡キャンパスには 2 名、東京渋谷キャンパスには 4 名のカウンセラーを配置している。

学生相談室は、様々な学生が相談しやすいよう、受付方法も電話やメールだけでなく、LINE でも予約可能であり、相談自体も対面、電話、LINE、Teams、Zoom といった多様な方法で対応している。【資料 2-6-3】

学生相談室の存在については、学内でのチラシの掲示だけでなく、クラスカウンセラーを通じて全学生に案内を行っている。

なお、学生相談室に訪れる学生の相談内容は、家族・友人・恋愛等人間関係、学習・適応不安・仕事（アルバイト）等大学生活、体調等健康面、将来の進路・自分探し、経済面等多岐にわたる。【資料 2-6-4】

また、日常的にクラスカウンセラー、教務課／教学課、国際交流センターにおいても学生からの相談に応じている。【資料 2-6-5】

精神的な問題に関して全学的な調査を行い、問題の把握も行っている。厚生部が全学生の精神的な健康状態を把握し、支援に活かすために、前期に全学生を対象に実施している。

【資料 2-6-6】

令和 5（2023）年度には、この健康調査で得られたデータを使い、福岡キャンパスの学生カウンセラー（公認心理師、臨床心理士）を務める専任教員が、学生の心の問題を分類し、それぞれに対する適切な対応について、教員に研修を行なった。【資料 2-6-7】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生からの意見・要望は、クラスカウンセラー、教務課／教学課、国際交流センター、学生相談室で常時受け入れているほか、「意見箱」「ハラスメント相談箱」を設置し、学生からの意見・要望をくみ上げている。【資料 2-6-8】

とりわけ学修環境に関しては、各学期末の授業評価アンケートで学生が意見を述べることができる。【資料 2-6-9】

また、卒業前の時期に卒業生に対してアンケート調査を実施しており、「教室の学習環境」、「学生食堂」、「図書館」、「マルチメディアセンター」、その他の設備に対する満足度や改善要望を調査し、改善に活かしている。【資料 2-6-10】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

意見箱、ハラスメント相談箱を設けて学生の相談に乗る体制は整備しているが、学生の利用度に関しては改善の余地がある。

また、学生相談室については、2-2 でも記載した通り学生数に対してカウンセラーの人数が十分とは言えず、常駐できるような体制を作る必要がある。

学生から寄せられる意見・要望事項は、学修支援に関すること（主に教務部）、学生生活（主に学生部）や経済的支援（主に厚生部）に関すること、設備（図書館、情報設備、授業の環境、食堂、体育館等）と多岐に渡るが、それぞれを主に管轄する部門だけで解決が難しい場合や、連携して改善策を検討する必要がある場合もある。集められた要望や問題点を、学部長を中心に部門横断的に共有し、改善策を検討し、適時に改善を図っていく。

〔基準 2 の自己評価〕

学生の受入れについて、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定して、それを周知したうえで、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを実施している。その検証は、入学試験委員会においてなされており、また入学定員に沿った適切な学生受入れ数も維持されている。

学修支援については、教員と職員とが全学生の学修状況をモニターし、支援するための仕組みがある。その仕組みは、教員と職員の協働により整備されている。さらに、きめ細かな授業支援が必要な科目では TA を採用し配置することで、授業担当教員だけでは指導が困難なケースを解消している。

キャリア支援については、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制が整備されている。教育課程内においては、1 年次から「キャリアデザイン」の授業を配置してキャリア教育を行っている。教育課程外では、キャリアサポートセンターに「国家資格キャリアコンサルタント」の有資格者を配置し、自己分析、業界研究、筆記試験対策、履歴書・エントリーシートの書き方、面接対策、業界研究セミナー直前講座など就職試験本番に備えた就職活動対策を実施している。

学生サービスとしては、学生生活の安定のためのさまざまな支援を行っている。たとえば、学生間および学生と教職員の交流の場を設けることで大学生活への適応を促す行事が、キャンパスごと、あるいは学部・学科ごとに行われている。また、課外活動としての体育部会や学術文化部会への支援も行っている。スポーツに優れた学生の事故などを未然に防

ぎ、安全に課外活動を行うための支援として「アスリート・サポート・センター (ASC)」を設置している。さらに、学生部が学生たちの自主的活動の中心的行事である学園祭を毎年実施して、学生の活動をサポートしている。

学修環境の整備について、校地、校舎等の整備と適切な運営・管理を行っている。福岡キャンパスは、自然豊かで広大な敷地の中、郊外型キャンパスとして運営を行っている。神戸三宮キャンパスと東京渋谷キャンパスは都心部等で利便性の高い都市型キャンパスとして運営を行い、本学の教育目的と学生のニーズに沿った環境が整備されている。

学生の意見・要望への対応としては、学生アンケート、クラスカウンセラーによる面談及びオフィスアワーなどがある。これらを通じてさまざまな学生の意見や要望を収集して分析を行っている。たとえば、近年増加傾向にある女子学生たちの要望を分析して対応した環境改善の取り組み事例もあった。加えて、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する相談への対応として、公認心理師や学校心理士等、学生の心の問題への対応に専門的な知見のあるカウンセラーを配置してきめ細かく対応している。

以上により、「基準 2. 学生」のすべての満たしていると自己評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

①学部

本学のディプロマ・ポリシーについては、本学ホームページ「3つのポリシー」において公開している。「3つのポリシー」とは、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーのことである。【資料 3-1-1】

本学におけるディプロマ・ポリシーは「建学の精神に則り、教育課程の中から指定された単位を含め 124 単位以上を修得し、知識、社会適応力、総合的な学習経験を獲得し、即戦力である実学を身につけた者に対し、経済学部経済学科・商学科及び経営法学科の者にあつては学士（経済学）の学位を、同学部健康スポーツ経営学科の者にあつては学士（健康スポーツ経営学）の学位を、経営学部経営学科・グローバルビジネス学科及び芸術プロデュース学科の者にあつては学士（経営学）の学位を与え、学位記を授与する。」と定め、公開している。

このディプロマ・ポリシーについては、「学則第 5 条（学部・学科の目的）」において定められた各学部・学科の教育目的に基づき、定められている。【資料 3-1-2】

またディプロマ・ポリシーについては、入学時の「新入生オリエンテーション」において、各学科の学科長をはじめとした指導教員（クラスカウンセラー）により周知されている。また各年次始めに「履修登録説明会」を行っており、その際に履修相談担当教員及び指導教員（クラスカウンセラー）によって再度周知されている。

教育目的については、本学ホームページにて学生向けに情報発信を行う「学生掲示板」があり、このページに「Web 学生便覧」を載せ、ここに学則第 5 条を抜粋する形で各学科の教育目的を記載することにより、全ての学生に公表し、周知している。【資料 3-1-3】

②大学院

大学院経営学研究科のディプロマ・ポリシーについては、本学大学院ホームページ「大学院 三つの方針」において公開している。「三つの方針」とは、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）および入学受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）のことである。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とは「建学の精神に則り、教育課程の中から指定された単位を取得し、かつ経営学の知識とともに、経営学に関する十分な研究能力を修得し、必要な研究指導を受けたうえで学位論文審査に合格し、かつ培った研究能力をも

とに専門的な職業を担うことが期待できる優秀な人材に対し、学位（修士あるいは博士）を与え、学位記を授与する。」と定め、公開している。【資料 3-1-4】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

①単位認定基準の策定と周知

①-1 学部

単位認定基準については、「学則第 12 条（単位の算定）」「学則第 13 条（授業期間および履修）」「学則第 14 条（単位認定）」「学則第 15 条（追認定）」「学則第 16 条、17 条、第 18 条（学外における学修の単位認定）」「学則第 19 条（単位の認定に関する特則）」などで定めている。【資料 3-1-2】

各授業科目の単位数については、「学則第 12 条(単位の算定)」に基づき、次の項目(1)～(3)により算定する：

- (1) 講義および演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 留学生対象の語学系科目および専門科目のうち特に指定するものは、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実験、実習および実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

単位の授与における評価基準は、「学則第 14 条（単位認定）」および「履修規程第 25 条（成績の評価）」に明示しており、GPA 制度については「履修規程第 26 条（成績の評価区分）」において定め、学生便覧において周知している。【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-5】

「履修規程第 25 条（成績の評価）」において「成績の評価は、試験の成績やレポート等、授業科目の担当教員が定めた方法により評価する。なお、学習意欲や受講態度等を考慮することがある。」とし、成績の評価を決定している。また「履修規程第 26 条（成績の評価区分）」にて、成績区分を秀(90 点以上)、優（80 点以上 90 点未満）、良（70 点以上 80 点未満）、可（60 点以上 70 点未満）、不可（60 点未満）、欠席（評価の対象外）と定め、秀、優、良、可を「合格」としている。【資料 3-1-5】

この成績評価の区分は、「履修登録マニュアル」にも明記し、学生に周知している。【資料 3-1-6】

①-2 大学院

単位認定基準については、「大学院学則第 11 条（教育課程）」「大学院学則第 17 条（評価）」などで定めている。また大学院における授業科目の履修については、「大学院学則第 18 条（他の大学院における授業科目の履修）」、入学前の既修得単位の認定については、「大学院学則第 19 条（入学前の既修得単位の認定）」などで定めている。【資料 3-1-7】

各授業科目の単位数については、「大学院学則第 11 条(教育課程)」に基づき、次の項目(1)・(2)により算定する：

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習、実験、実習および実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によって、学修成果を評価する。成績評価基準を秀(A)、優 (B)、良 (C)、可 (D) 及び不可 (E)、の 5 段階とし、秀(A)、優 (B)、良 (C)、可 (D) を「合格」、不可 (E) を「不合格」としている。また学位論文の審査及び最終試験の評価については、「合格」または「不合格」の 2 段階評価としている。(「大学院学則第 17 条 (評価)」)【資料 3-1-7】

②進級基準の策定と周知

進級基準については、学部、大学院ともに規程を設けていない。

③卒業認定基準・修了認定基準の策定と周知

③-1 学部

卒業認定基準については、卒業要件を<表 3-1>の通り定め、「学則第 20 条 (卒業要件)」および「履修規程第 2 条 (卒業要件)」、「履修登録マニュアル」に明示している。【資料 3-1-2】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】

学生には入学時の「新入生オリエンテーション」および各年次始めに学科別の「履修登録説明会」や「履修相談会」などの機会に説明したり、「Web 学生便覧」に掲載するなどして学生に周知している。【資料 3-1-3】

卒業が認められた者には、「学則第 21 条」に基づき学位 (学士) が授与される。【資料 3-1-2】

<表 3-1> 学部における卒業所要単位 (経済学部、経営学部共通)

科目区分			卒業所要単位		
			最低必要単位数	計	摘要
基礎科目	語学系科目	選択必修科目	8 単位	34 単位	さらに基礎科目および専門科目および専門科目から 10 単位
	教養科目	選択科目	12 単位		
専門科目		必修科目	20 単位	80 単位	
		選択科目	60 単位		
合計			124 単位		

※日本語を母国語とする者は、A グループから 4 単位および B グループから 4 単位、

※日本語を母国語としない者は、C グループから 8 単位修得しなければならない。

出典：日本経済大学 履修規程 (第 2 条別表)【資料 3-1-5】

③-2 大学院

修了認定基準については、「大学院学則第 20 条 (博士課程の修了要件)」「大学院学則第 21 条 (最終試験)」および「大学院学則第 22 条 (博士課程の学位の授与)」について明記されている (<表 3-2>、<表 3-3>)。本学ホームページ「大学院 学位論文評価基準」にお

いて公開されている。本大学院経営学研究科の前期課程を修了した者には、「大学院学則第 22 条（博士課程の学位の授与）」に基づき学位「修士（経営学）」が授与される。また後期課程を修了した者には、学位「博士（経営学）」が授与される。

<表 3-2> 博士課程前期における修了に必要な最低要件（大学院経営学研究科）

		経営戦略研究関連科目	エンジニアリング・マネジメント研究関連科目	医薬マネジメント研究関連科目
経営学研究基本科目		12 単位（6 科目）	12 単位（6 科目）	12 単位（6 科目）
関連科目群	研究領域内科目	6 単位（3 科目）	6 単位（3 科目）	6 単位（3 科目）
	科目群内自由	4 単位（2 科目）	4 単位（2 科目）	4 単位（2 科目）
研究指導演習（必修）		8 単位（Ⅰ・Ⅱ）	8 単位（Ⅰ・Ⅱ）	8 単位（Ⅰ・Ⅱ）

※研究領域内科目とは、選択した経営戦略研究、エンジニアリング・マネジメント研究および医薬マネジメント研究関連科目をいう。

※関連科目群について、研究領域内科 10 単位（5 科目選択）でも可

出典：日本経済大学大学院博士前期課程 学生便覧 11 ページ【資料 3-1-11】

<表 3-3> 博士課程後期における卒業所要単位（大学院経営学研究科）

	必修科目		選択必修科目	合計
1 年次	経営学特殊講義 4 単位		講義科目 13 科目から 4 単位以上（1 年次に 2 科目以上を修得することが望ましい）	20 単位以上
	特別研究指導	12 単位		
2 年次	特別研究指導			
3 年次	特別研究指導			

出典：日本経済大学大学院博士後期課程 学生便覧 23 ページ【資料 3-1-12】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

①単位認定基準の厳正な適用

単位認定は学則及び履修規程に則り、各教員が厳格に行っている。学生は年度始めの履修登録期間に履修登録を行い、履修科目の成績評価については、試験またはその他適当な方法によって行うと「学則」第 14 条に定めており、試験は学期末に定期試験を行うが、研究報告やレポート等によって代える場合がある（「履修規程」第 20 条）。各授業科目の成績評価の基準と方法は、シラバスに記載欄を設け、全ての科目について学生に公表している。【資料 3-1-2】【資料 3-1-5】

授業の担当教員が適正な成績評価基準を設定できるよう、「シラバス作成の要領」の（5）にて、成績評価基準の記載方法のガイドや注意事項を示している。【資料 3-1-9】

授業科目担当教員は、シラバスに明示した評価方法、評価基準及び到達目標に照らし、

厳正に成績評価を行っている。「履修規程」第 26 条に従い、成績評価が 60 点以上（100 点満点）の者に単位を与える。また学生は授業科目担当教員に、直前学期の成績評価に関する問い合わせをすることができる。【資料 3-1-5】

本学入学前に他大学などで修得した単位については、「学則第 16 条、17 条、18 条（学外における学修の単位認定）」「学則第 19 条（単位の認定に関する特則）」に基づいて該当学科の教務委員会が検討し、その提案を教授会の審議を経て認定している。【資料 3-1-2】

また、教育職員免許状を取得しようとする学生については、「履修規程第 2 条（卒業要件）」に定める単位のほか「教育職員免許状取得に関する規程」に定める単位を修得しなければならない。【資料 3-1-10】

②進級基準

進級基準については、3-1-②で示したとおり、本学では学部、大学院ともに進級基準を設けていない。

③卒業認定基準・修了認定基準の厳正な適用

③-1 学部

「学則第 5 条（学部・学科の目的）」において定められたディプロマ・ポリシーに基づき、学修成果を修めた者に卒業が認定され、学位が授与される。卒業認定基準および卒業必要単位数については「学則第 20 条（卒業要件）」及び「履修規程第 2 条（卒業要件）」に明記している。なお、この卒業認定基準は、本学ホームページの「Web 学生便覧」においても学生に公表し、周知している。【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-5】

卒業の判定については、卒業要件に係る基準に基づいて各キャンパスの教務部が資料を作成し、教授会が審議した後、学長が卒業を認定している。学生の卒業については、教授会が学長に意見を述べるべき事項として、学則第 46 条及び教授会規程第 5 条に定めている。【資料 3-1-2】【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】

以上より、卒業認定基準は厳正に適用されている。

③-2 大学院

修了認定基準については、「大学院学則第 20 条（博士課程の修了要件）」に次のように明記している：

- (1)本大学院博士前期課程の修了要件は、2 年以上在学して 30 単位以上を修得し、かつ研究指導教員のもとで 2 年間研究して学位論文を作成し、最終試験に合格したものであるとする。
- (2)本大学院博士後期課程の修了要件は、3 年以上在学して 30 単位以上を修得し、かつ研究指導教員のもとで 3 年間研究して学位論文を作成し、最終試験に合格したものであるとする。
- (3)前項博士後期課程において、3 年以上在学して 20 単位以上を修得し、退学した者は満期退学者とする。満期退学者には、満期退学証明書を交付することができる。

また、最終試験については「大学院学則第 21 条（最終試験）」において、次のように明記している：

- (1)最終試験は、学生が作成した学位論文を審査するため、関連する学問領域について、論文審査委員 3 人をもって実施する。
- (2)論文審査委員は、学生の特別研究主題を指導した研究指導教員以外の者で、学生の学位論文に関連する学問領域を専攻する研究指導教員を主査とし、学生の学位論文に関連する学問領域を専攻する研究指導教員 2 名をもって編成する。【資料 3-1-12】

④GPA の活用

GPA 制度については「履修規程第 26 条（成績評価区分）」に明示し、学生個別の成績表などに学期ごとの GPA を記載している。【資料 3-1-5】

GPA は、教員と学生の双方が学修状況の把握や学修計画の見直しの参考にすると共に、奨学金受給者選考の基礎資料や卒業時の成績優秀者の選考などに活用している。また、学生自身が学修成果を確認するために、学事情報システム「キャンパスプラン」の個別ページにて、学期別 GPA の推移や累積 GPA を確認することができる。【資料 3-1-17】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーに基づいた教育方針をより明確にするために、シラバスのチェックプロセスを強化していく。具体的には、シラバスの原案提出後、複数の教員による関係者でチェックを行い、記載漏れ等のないように工夫を行っていく。また、本学は学生の情報管理のオンライン・システムとして、キャンパスプランの他に「PEAK」という学修支援アプリを独自に開発し、本令和 4（2022）年度より順次運用を開始している。「PEAK」は文部科学省の「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」に採択され、その助成金を使い開発を行った。キャンパスプランでは、成績や GPA について数値や評価結果のみを示すだけであるが、PEAK では自動でチャート化し、自身の学修成果を視覚的に理解できる。また、設定した目標に対する達成度も学生自身が管理することができる。【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】

このキャンパスプランおよび PEAK システムを連携させることで、GPA などの成績の可視化を行い、学生に自身の学修成果を把握させ、自身の学修状況の管理を促したり、学修意欲の向上を一層図る。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

①学部

カリキュラム・ポリシーについては、本学ホームページより次のように公開されている：

〔経済学部〕

経済学部では、「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神に基づいて、経済学・商学・健康スポーツ経営学の各分野に関わる専門の学芸を教授し、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うとともに、豊かな人間性を涵養し、柔軟性のある人材を育成することを目的に、全学科に共通の「基礎科目」と各学科に設置する「専門科目」の二つを教育課程編成方針の大きな柱とし、それぞれの学科の教育目標に応じたカリキュラムを編成する。

「基礎科目」については、豊かな人間性を育む人文科学系、社会科学系、自然科学系、保健体育系及び国際的なコミュニケーション能力を高める語学系の 5 分野でカリキュラムを編成する。

「専門科目」では、全学科共通の「SD (Self-Development) プログラム」の中に、SA (student-assistant) を活用した少人数のクラス運営によるゼミ科目として「S.D. (自己啓発) Seminar」で始まる導入教育から、「基礎ゼミ」、「専門ゼミ」を配置するとともに、「キャリアデザイン」、「インターンシップ」を配置するなど、キャリア形成支援、就職までの一貫した流れを、「個性の伸展」を具現化するツールとして位置づけるものとする。また、学科別の専門分野に係わる授業科目が、それぞれの学科の特色を活かせるよう豊富な専門科目及び関連科目を共にバランスよく年次ごとに編成する。さらに、IT 関連科目として、「情報リテラシー」を教養科目として配置し、今日の情報化社会への適切な対応ができるよう充実を図る。

〔経営学部〕

経営学部では、「個性の伸展による人生練磨」という建学の精神に基づいて、経営学に関わる専門の学芸を教授し、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うとともに、豊かな人間性を涵養し、柔軟性のある人材を育成することを目的に、全学科に共通の「基礎科目」と各学科に設置する「専門科目」の二つを教育課程編成方針の大きな柱とし、それぞれの学科の教育目標に応じたカリキュラムを編成する。

「基礎科目」については、豊かな人間性を育む人文科学系、社会科学系、自然科学系、保健体育系及び国際的なコミュニケーション能力を高める語学系の 5 分野でカリキュラムを編成する。

「専門科目」では、全学科共通の「SD (Self-Development) プログラム」の中に、SA (student-assistant) を活用した少人数のクラス運営によるゼミ科目として「S.D. (自己啓発) Seminar」で始まる導入教育から、「基礎ゼミ」、「専門ゼミ」を配置するとともに、「キャリアデザイン」、「インターンシップ」を配置するなど、キャリア形成

支援、就職までの一貫した流れを、「個性の伸展」を具現化するツールとして位置づけるものとする。また、学科別の専門分野に係わる授業科目が、それぞれの学科の特色を活かせるよう豊富な専門科目及び関連科目を共にバランスよく年次ごとに編成する。さらに、IT 関連科目として、「情報リテラシー」を教養科目として配置し、今日の情報化社会への適切な対応ができるよう充実を図る。【資料 3-2-1】

本学は 2 学部 6 学科体制（令和 5（2023）年度）であり、各学部・各学科共に授業科目は「基礎科目」と「専門科目」に大別され、構成されている。

「基礎科目」においては「教養科目」、「語学科目」の 2 科目群、「専門科目」においては「SD プログラム」「学科専門科目」「コース専門科目」の 3 科目群に分類される。【資料 3-2-2】

またカリキュラム・ポリシーについては、入学時の「新入生オリエンテーション」において、各学科の学科長をはじめとした指導教員（クラスカウンセラー）により全新入生に対して周知されている。また各年次始めに「履修登録説明会」を行っており、その際に各学科の担当教員および指導教員（クラスカウンセラー）によって再度周知されている。なお、本学ホームページ上の「Web 学生便覧」においても、学生に対して公表し、周知している。【資料 3-2-3】

②大学院

カリキュラム・ポリシーについては、本学大学院ホームページ「大学院 三つの方針」により次のように公開されている：

■教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

近年、企業の国際競争が激化の一途をたどり、また産業構造の変革も著しい。加えて、医療、介護、福祉などへの需要も増大傾向にある。このような時代背景のなかで、本学研究科は、これら社会的ニーズを充足させるため、学術上の経営戦略研究を基盤におき、「経営戦略研究」、「エンジニアリング・マネジメント研究」、「医療マネジメント研究」の 3 領域を柱としてカリキュラムを編成する。

本学研究科は、「研究」と「実践」の交差を促し、新たな知識、能力が生まれる場としてとらえ、21 世紀の経営構想力を育む開放的な知的空間を提供する。さらには、地域社会との相互交流やグローバルな交流を行うなかで、教育と研究の一層の充実を図り、さまざまな経営変革を実現できる人材を養成するよう務める。【資料 3-2】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

①学部

本学では、建学の精神「個人の伸展による人生練磨」を基に、カリキュラム・ポリシーをディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを関連付けて策定している。各学科のカリキュラム・ポリシーには、ディプロマ・ポリシーに掲げる 3 つの観点（「知識」「社会適応力」「総合的な学習経験」）を修得できるように、教育課程及び学修方法について記述すると共に、各年次始めの「履修登録説明会」において、コース毎の履修モデルを示し、

3つの観点に対応する科目を適切に履修するように指導している。【資料 3-2-5】

②大学院

ディプロマ・ポリシーに明記している学識・能力を身に付け、学位論文の審査及び最終試験に合格することを目的とし、カリキュラム・ポリシーには、授業科目の編成方針及び研究指導の実施方針等を示している。経営学研究科経営学専攻においては、その学問的な特徴に基づき、「経営戦略研究」「エンジニアリング・マネジメント研究」「医薬マネジメント研究」の3領域を柱とし、「大学院学則第10条（教育組織）」にあるような教員組織を構成している。【資料 3-2-4】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

①教育課程の体系的編成及び単位制度の実質を保つ工夫

①-1 学部

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的な編成を確保するために、各学部・各学科の授業科目はすべて「基礎科目」と「専門科目」に大別され、「基礎科目」においては「教養科目」「語学科目」の2科目群、「専門科目」においては「S.D.プログラム」「学科専門科目」「コース専門科目」の3科目群に分類される。幅広く深い教養・総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために開設されている「基礎科目（教養科目・語学科目）」を基礎として、各学科の学問分野を複合的、かつ学際的に学べるように「専門科目（S.D.プログラム、学科専門科目、コース専門科目）」を開設し、カリキュラム・ポリシーに即した教育課程を編成し、実施している。

基礎科目に分類される「語学科目」は、レベル分けを行い、習熟度に応じた履修を、段階を追って行うように構成している。日本語を母語とする学生については、「英語」（語学Aグループ）を選択必修科目とし、卒業所要単位を4単位以上としている。また、英語以外の語学Bグループ（韓国語、中国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、ロシア語）も選択必修科目であり、卒業所要単位は4単位以上である。Bグループの科目は、基礎レベル（Ⅰ）と応用レベル（Ⅱ）に分かれており、応用レベルを学習するためには基礎レベルの単位修得を必須としている。

日本語を母語としない学生は、語学Cグループに分類される日本語科目が選択必修科目であり、卒業するために8単位以上の修得を必要としている。

なお、日本語を母語とする学生は「英語」のクラスについて、日本語を母語としない学生は「日本語」のクラスについて、入学オリエンテーションの時期にレベル調査（プレースメントテスト）を行っている。どちらの科目群も基礎レベル（Ⅰ）と応用レベル（Ⅱ）に分かれており、新入生はプレースメント・テストの結果に基づき、どちらの科目を履修するかが振り分けられ、習熟度に応じた学修を行う体制を取っている。【資料 3-2-6】

共通教育におけるカリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性については、各キャンパスの教務委員会間で方針を統一し、科目担当の教員が方針に従い、必要に応じて修正している。

単位制度の実質を保つための工夫として、学生が各学年にわたって適切に授業科目を履

修するよう、「履修規程第6条（履修単位の上限）」に履修科目の登録の上限を定めている。学生が1年間に登録できる単位数は、全学共通で1年次：44単位、2年次以降：48単位に制限し、学生が、十分な学修時間を確保できるようにしている。ただし、教職科目については、上述の1年間に登録できる単位数に含まれない科目として、特例を認めている。

【資料 3-2-6】

①-2 大学院

カリキュラム・ポリシーに基づき、博士前期課程においては科目区分「経営学研究基本科目」、「研究指導演習科目」「関連科目群」で編成され、「関連科目群」の中で「経営戦略研究関連科目」「エンジニアリング・マネジメント研究関連科目」「医薬マネジメント研究関連科目」を配置している。これらの科目を履修し、研究活動を中心としたリサーチワークを組み合わせ、専攻分野における素養、高度な専門知識、諸課題に対して解決する研究能力を要請している。また博士後期課程においては科目区分「講義科目」「研究指導科目」を配置し、「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」により指導教員およびその他の教員から、学位論文の完成に向けて指導を行っている。

最終試験においては、論文提出者が主体的に取り組んだ研究の成果が発表され、「大学院学則第21条（最終試験）」に基づき、論文審査委員3名（主査1名、副査2名）によって、可否判定を行う。【資料 3-2-7】

②シラバスの整備

シラバス作成については、大学及び大学院の授業担当者（全ての専任教員及び兼任教員）に「シラバス作成要領」を配布している。「シラバス作成要領」にて、シラバス「授業の概要、ねらい」「到達目標」を示し、学生が、科目を履修し学修目的を達成できた結果、どのような知識・能力等を修得できるのか、「知識・理解の観点」、「思考・判断の観点」、「関心・意欲・態度の観点」、「技術・表現の観点」について、具体的な内容記載上の留意点を記載している。また「授業時間外の学習（予習・復習など）」で、学習をする上での注意点を述べ、学生に単位取得の趣旨を認識させ、「成績評価の方法と基準」で学修の到達度を測る方法を示している。さらに、シラバスについて教務部によるチェックを行い、科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関係性が明確に示されていないと判断した場合は、シラバスの修正を依頼している。

シラバスは、オンライン上のシステム「キャンパスプラン」にて、全てのキャンパスの学部及び大学院の全ての科目を検索することが可能となっている。このように、シラバスの適切な整備体制を敷いている。

3-2-④ 教養教育の実施

本学は全学のディプロマ・ポリシーに基づき、各科目を偏りなく配置することにより、適切な教育を実施している。各科目においては、教務部において、直近学期の履修者数に基づいて開講クラス数を調整している。

教養科目は、基礎科目の小分類であり、35科目を開講している。幅広い知識と視野を全学科の学生が学修できるよう、教養科目は「人文・社会系」、「自然科学系」、「社会科学系」、

「保健体育系」の科目を含んでいる。

また「教養科目」には「情報リテラシーⅠ～Ⅳ」を配置している。この授業では、学生が Microsoft365 アプリケーション（Word、Excel、PowerPoint、Outlook、Teams など）の活用方法などを学習することを目的としている。パソコンの台数などの制約条件から、開講クラス数を増やし、より多くの学生が受講できるように工夫を行っている。また令和 5(2023)年度末には、福岡キャンパスにおいてマルチメディアセンター・情報処理室などの整備を行った。【資料 3-2-9】

なお、本学では教養科目は経営学部グローバルビジネス学科を除く全ての学科に共通であり、学科横断的に開講している。経営学部グローバルビジネス学科の学生は英語で学修するため、他学科とは別に開講している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法としてグループワーク、プレゼンテーションなどの様々な手法を取り入れている。

教授方法について検討する FD 委員会は、学期ごとに「授業評価アンケート」を実施、集計・分析を行うほか、全学的に教育の内容及び方法の検討、更にそれらの組織的な研修、研究及び改善を推進するため授業見学や FD 研修会を主催している。また、令和 4 (2022) 年 4 月に IR 室を設置し、「授業評価アンケート」の設問内容の検討、成績分布調査等を行っている。この「授業評価アンケート」の結果については、図書館・情報センターにて学生は確認することができ、各科目担当教員の授業改善案等を閲覧することができる。また、ホームページ上の「情報公開」のページにて、集計結果を公開している。【資料 3-2-11】

また本学では令和 2 (2020) 年度より前には遠隔型授業はほとんど実施していなかったが、令和 2 (2020) 年度の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染症の拡大を防ぎ、海外から入国できない留学生にも授業を提供するため、オンライン授業を導入した。令和 2 (2020 年度) の春学期は Zoom を使い、秋学期から Microsoft Teams を使用するようになった。このような遠隔型授業の導入を受け、これに対する満足度や学生の要望を把握して教授方法に活かすべく、授業評価アンケートの質問事項にオンライン授業に関する質問項目を追加した。なお、Teams の機能は LMS として活用できるものもあり、授業ごとに履修者のグループを作り、授業の資料を配布したり課題を出したり、学生と適時コミュニケーションを図るといった利点があるため、現在も利用は行っている。

さらに令和 5 (2023) 年度末には、福岡キャンパスにおいてマルチメディアセンター・情報処理室などの整備を行った。パソコンやモニターの新規購入を行い、データ量の多い Teams を活用した学習環境でも、学生が快適に学習できるよう改善を行なった（詳細は基準 2-5 の学修環境の整備に記載）。【資料 3-2-9】

CG やイラストレーション、AR・VR アプリの作成、スポーツの動作分析など、特殊なスキル開発の授業では、専用の機材を導入して効果的な学修を行っている。

e スポーツや飲食ビジネス、航空ビジネスのように、実務に携わる者から現場の業務の説明を聞くことが重要な場合には、積極的に実務家を講師として招聘している。

また、校外授業の申請枠（交流実習など）を設定し、現場体験などにより多面的で専門的な学びを学生に提供できる機会を提供している。

(3)3-2 の改善・向上方策(将来計画)

令和 2 (2020) 年度の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、オンライン授業を導入した。オンライン授業においては、さまざまな制約があるなかで授業を開講していたため、多くの知見が得られた。その中でも、LMS (Teams) のチャット機能などは、学生と連絡が取りやすく、ファイル共有などを活用することで、授業受講者への資料共有などもしやすい環境が整えられた。さらに、講義内容を録画し、復習に役立てることも行っている。将来的には、授業ごとに授業スキームを考案する予定で、そのための検討部会も令和 6 (2024) 年度から発足している。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学習成果の点検・評価方法の確立とその運用

①全体像

各学部・学科、及び研究科にて大学の教育目的に基づきディプロマ・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーを定め、各学科の教育課程を編成している。

学部では、各学科の中により細分化した専門性のコースを設けて、それぞれの 4 年間の学修目標を達成するための履修モデルを作成し、履修登録時等に学生に説明している。【資料 3-3-1】

卒業時に、各学科の学修目標（学修成果）に到達できたかどうかを点検する仕組みとして、令和 5 (2023) 年度に「学修の振り返りアンケート」を開発し、令和 6 (2024) 年 4 月に配布・回収を行った。これを集計し、学生に可視化できる仕組みを構築するとともに、FD 委員会や IR が学修成果の到達度を確認し、教育課程や教授方法の改善に向けた検討に活かす。

なお、アセスメント・ポリシーはまだ定めていないが、今後の策定について引き続き検討を行う。

②在学時の点検・評価

在学時の学修成果の点検・評価は、成績状況（GPA、修得単位数など）、学籍異動（退学・除籍・休学・復学）状況、授業評価アンケートの状況などにより実施している。成績評価は、各科目の担当教員が厳格に行っている。また本学では学事情報システム「キャンパスプラン」を用いて、学生の成績評価、修得単位状況、GPA などを確認することができ、学生は過去学期の数値と比較しながら学修成果を確認することが可能である。教員も同様に

確認することができ、学期ごとに学生の GPA を含めた成績を基に、クラスカウンセラーは学生と面談を行っている。その他にも、「学修の振り返りアンケート」を行い、各科目でどのようなことが身についたかを記載してもらっている。

「学修の振り返りアンケート」では、各学科のディプロマ・ポリシーで定める「知識」「社会適応力」、「総合的な学習経験」の獲得について、学生自身が自己評価を行い、可視化を行う。これを先述の通り IR 室が分析と評価を行い、教育課程の運用や教授方法の工夫に活かす。

＜表 3-6＞「学修成果の振り返り」アンケートの質問項目（経済学部経済学科の例）

質問項目【学科別】	
Q1. あなたは 1 年次に、学科必修科目「経済学 A」および「経済学 B」を勉強していますが、以下の質問について 5 段階（「よくできる」～「まったくできない」）でそれぞれ答えてください。【知識 A1～A3】	
【知識 A1】 実社会や生活における「経済活動」の意味を理解し、学修した内容を基に考えることができる。	リッカート尺度 （5 段階評価）
【知識 A2】 経済学の体系（ミクロ経済学分野、マクロ経済学分野）を理解し、それらの考え方を基に、実社会の問題を考えることができる。	同上
【知識 A3】 経済学における 3 大思想（マルクス経済学、新古典派経済学、ケインズ経済学）の考え方を基に、学科の専門科目を受講することができる。	同上
Q2. 「経済学 A」および「経済学 B」を勉強して、どのような専門知識が特に身についたと思いますか。【知識 A4】（記述式）	

質問項目【共通】	
Q3. 【現 2 年生以上の方は回答してください。】 あなたは 1 年次に、SD プログラム必修科目「S.D.Seminar A」「S.D.Seminar B」「地域貢献Ⅰ」を勉強していますが、以下の質問について 5 段階（「よくできる」～「まったくできない」）でそれぞれ答えてください。 【社会適応力 A1～A6】	
【社会適応力 A1】 客観的に自己を見つめ、将来について考えることができる。	リッカート尺度 (5 段階評価)
【社会適応力 A2】 大学での生活および学修に目的意識をもち、諸活動に積極的に取り組むことができる。	同上
【社会適応力 A3】 大学における学習（課題探求学習）の方法や研究の方法を説明することができる。	同上
【社会適応力 A4】 レポート（課題探求学習の報告書）を、学習した作成の基本的なルールに則り、作成することができる。	同上
【社会適応力 A5】 文化や価値観の違いに対する相互理解に立脚したコミュニケーションを図りながら協働することができる。	同上
【社会適応力 A6】 地域貢献を通じて、社会における実践力や企画力を身につけ、将来のキャリア形成につなげる。	同上

Q4. 【現 3 年生以上の方は回答してください。】 あなたは 2 年次に、SD プログラム必修科目「基礎ゼミ A」「基礎ゼミ B」「地域貢献Ⅱ」を勉強していますが、以下の質問について 5 段階（「よくできる」～「まったくできない」）でそれぞれ答えてください。 【社会適応力 B1～B6】	
【社会適応力 B1】 ロールプレイングを通じて、自分の考えていることや伝えたいことを他者にわかりやすく伝えることができる。	リッカート尺度 (5 段階評価)
【社会適応力 B2】 他者から伝えられた情報を的確に理解することができる。	同上
【社会適応力 B3】 ブレーンストーミングなどの技法を駆使し、諸問題をコミュニケーションを通じて解決することができる。	同上
【社会適応力 B4】 レポートの構成や表現方法、文体などを理解し、レポートを作成することができる。	同上
【社会適応力 B5】 地域貢献を通じて、地域や社会の問題に意識	同上

を持つことができる。	
【社会適応力 B6】 地域貢献を通じて、地域の行事やイベントなどを知り、地域に対する理解を深めることができた。	同上
Q5. SD プログラム必修科目を勉強して、その他にどのような社会適応力が身についたと思いますか。【社会適応力 C1】（記述式）	
Q6. その他の SD プログラム科目について、次年度以降の学びに役立っている科目や社会適応力が養われた科目を挙げてください。ただし、「S.D.Seminar A, B」「基礎ゼミ A,B」「地域貢献Ⅰ,Ⅱ」以外の科目から選んでください。また、履修したことがない人は「なし」と回答してください。【社会適応力 D1, D2】（5 科目まで記述）	
【社会適応力 D1】 科目名を回答してください。（SD プログラム科目から科目名を記述）	
【社会適応力 D2】 回答した科目について質問です。どのような社会適応力が身についたと思いますか。（記述式）	
【社会適応力 D1】【社会適応力 D2】を 5 科目まで繰り返す。	

質問項目【共通】
Q7. 本学の語学系科目（A～D グループ）について、学習した科目を 2 科目以上（5 科目まで）挙げてください。【学習経験の獲得 E1, E2】
【学習経験の獲得 E1】 科目名を回答してください。（語学科目から科目名を記述）
【学習経験の獲得 E2】 回答した科目について質問です。どのようなスキルや知識が学べましたか。（複数回答可能） ☐ 1.ライティング ☐ 2.リーディング ☐ 3.リスニング ☐ 4.コミュニケーション ☐ 5.語彙（ごい：Vocabulary） ☐ 6.文法（ぶんぽう：Grammar） ☐ 7.その他「具体的などのようなスキルが学べましたか」（記述式）
【学習経験の獲得 E1】【学習経験の獲得 E2】を 5 科目まで繰り返す。

Q8. 本学の教養科目について、学習した科目を 2 科目以上（5 科目まで）挙げてください。【学習経験の獲得 F1, F2】
【学習経験の獲得 F1】 科目名を回答してください。（教養科目から科目名を記述）
【学習経験の獲得 F2】 回答した科目について質問です。どのような学力が身についたと思いますか。（記述式）
【学習経験の獲得 F1】【学習経験の獲得 F2】を 5 科目まで繰り返す。

質問項目【学科別】
Q9. 本学の学科専門科目について、学びに役立っている科目を挙げてください。また、履修したことがない人は「なし」と回答してください。【学習経験の獲得 G1～G3】（5 科目まで記述）
【学習経験の獲得 G1】 科目名を回答してください。（学科専門科目から科目名を記述）
【学習経験の獲得 G2】 回答した科目について質問です。どのような学力が身についたと思いますか。（記述式）
【学習経験の獲得 G3】 上記の学力を習得するのに、どのくらいの期間を要しましたか。（例）2～3 週間、3 ヶ月など期間を回答してください。（記述式）
【学習経験の獲得 G1】～【学習経験の獲得 G3】を 5 科目まで繰り返す。

質問項目【学科別】
Q10. 本学のコース専門科目について、学びに役立っている科目を挙げてください。また、履修したことがない人は「なし」と回答してください。【学習経験の獲得 H1～H3】 (5 科目まで記述)
【学習経験の獲得 H1】 科目名を回答してください。(コース専門科目から科目名を記述)
【学習経験の獲得 H2】 回答した科目について質問です。どのような学力が身についたと思いますか。(記述式)
【学習経験の獲得 H3】 上記の学力を習得するのに、どのくらいの期間を要しましたか。(例) 2～3 週間、3 ヶ月など期間を回答してください。(記述式)
【学習経験の獲得 H1】 ～ 【学習経験の獲得 H3】 を 5 科目まで繰り返す。

経済学部商学科は【知識 A1～A4】について、次の項目で確認している：

質問項目【学科別】	
Q1. あなたは 1 年次に、学科必修科目「商学 A」および「商学 B」を勉強していますが、以下の質問について 5 段階（「よくできる」～「まったくできない」）でそれぞれ答えてください。【知識 A1～A3】	
【知識 A1】 小売業や卸売業の構造を理解し、学修した内容を基に考えることができる。	リッカート尺度 （5 段階評価）
【知識 A2】 商品の流通プロセス（流通の仕組みと形態）を理解し、それらの考え方を基に、実社会の問題を考えることができる。	同上
【知識 A3】 商学の体系（流通、マーケティングなど）を理解し、学科の専門科目を受講することができる。	同上
Q2. 「商学 A」および「商学 B」を勉強して、どのような専門知識が特に身についたと思いますか。【知識 A4】（記述式）	

また経営学部経営学科、グローバルビジネス学科、芸創プロデュース学科および経済学部健康スポーツ経営学科は、【知識 A1～A4】について、次の項目で確認している：

質問項目【学科別】	
Q1. あなたは 1 年次に、学科必修科目「経営学 A」および「経営学 B」を勉強していますが、以下の質問について 5 段階（「よくできる」～「まったくできない」）でそれぞれ答えてください。【知識 A1～A3】	
【知識 A1】 実社会や生活における「経営活動」の意味を理解し、学修した内容を基に考えることができる。	リッカート尺度 （5 段階評価）
【知識 A2】 「企業」の特徴を理解し、それらの考え方を基に、実社会の問題を考えることができる。	同上
【知識 A3】 経営学の体系（経営組織論、経営管理論、経営戦略論など）を理解し、それらの考え方を基に、学科の専門科目を受講することができる。	同上
Q2. 「経営学 A」および「経営学 B」を勉強して、どのような専門知識が特に身についたと思いますか。【知識 A4】（記述式）	

令和 6（2024）年 4 月に実施した調査では、3 キャンパス合計で 1,330 人から回答が得られた。学科別の回答数は、経済学科（202 人）、商学科（248 人）、健康スポーツ経営学科（104 人）、経営学科（717 人）、グローバルビジネス学科（24 人）、芸創プロデュース学科（福岡 C）（35 人）であった。デジタルビジネス・マネジメント学科は令和 6（2024）年に 1 年次生が始まったばかりであり、調査は実施していない。

大学院における授業科目は少人数で行われるため、指導教員が学生と面談を実施し、直接意見を聞くことにより、教育内容・方法および学修指導などの改善を行っている。

③卒業時・卒業後の点検・評価

各学部・学科のディプロマ・ポリシーに関する学修成果の点検・評価は、令和 4（2022）年度までは「卒業者数」「資格取得状況」「進路決定状況」をもとに行っていたが、各学科が求める学修成果の測定という点では、これらの指標では妥当性が十分ではなかった。そこで、上述の通り「学修の振り返りアンケート」を令和 5（2023）年度末に開発し、学科ごとのディプロマ・ポリシーの知識や学習経験に関して、数値で可視化でき仕組みを、令和 6 年（2024）から運用できるようにした。

令和 5（2023）年度の卒業生については、令和 6（2024）年 4 月に配布した「学修の振り返りアンケート」は対象になっていないため、卒業者の学修成果の可視化については、令和 6（2024）年度末に同アンケート調査を実施して行う。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

①学生による授業評価の結果についての担当教員へのフィードバック

本学は、学修成果の点検・評価の結果を受け、教育内容・方法及び学修指導の改善に向けて、FD 委員会を中心に、アンケート調査を計画し、教員への実施依頼や回収を行っている。そして、回答データを IR 室が集計し、授業担当教員にフィードバックしている。その他にも、他教員のアンケート結果や改善案等は図書館にて閲覧することができ、全体の集計結果はホームページ上の情報公開のページにて公開している。【資料 3-3-2】

②授業見学による相互評価

授業内容の検討、授業方法の改善のために、教員相互で授業を見学することにより、授業内容・方法の改善を図っている。参観者のコメントに授業者もコメントを記載することで、双方向的な授業改善を実施している。

③各授業における評価に関する学生へのフィードバック

教員が授業評価アンケートに基づいた次年度における授業改善をシラバスに反映させることで、学生の授業評価に応えている。また教授法の議論や教授資料の作成も活発に行い、次年度の教育にフィードバックできるようにしている。【資料 3-3-3】

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

「学修の振り返り」アンケート結果の効果的なフィードバック方法は、継続して FD 委員会や自己点検評価委員会にて検討をし、実践し、向上を図る。

「ディプロマ・サプリメント」のように、学生が自分の学修成果を可視化したり、外部に対して主張できる資料の発行等の是非も検討を行う。

大学院における授業科目は少人数で行われるため、指導教員が学生と面談を実施し、直接意見を聞くことにより、教育内容・方法および学修指導などの改善を行っている。

【基準 3 の自己評価】

ディプロマ・ポリシーは、全学及び学部・学科の教育目的を基に策定され、カリキュラム・ポリシーと共に学生便覧及び大学ホームページにおいて学内外に周知している。単位認定及び卒業認定の基準はディプロマ・ポリシーを踏まえており、「履修規程」に定め、学生便覧や学科ガイダンスで周知し、運用にあたっては各基準を厳正に適用している。

全学及び学部・学科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに挙げた項目を満たすよう策定され、学科の教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って科目が設置され、体系的に編成されている。

シラバスには、科目の概要、授業方法、ディプロマ・ポリシーに基づいた到達目標や評価項目・基準等が分かりやすく記載され、学生に示されている。また、単位制度の実質化を保つ目的で、履修登録単位数の上限を定め、授業時間外の学修の内容についてもシラバスに明記している。

基礎科目には、「教養科目（35 科目）」「語学科目」と配置し、語学習熟度の観点から、一部の科目では、「日本人学生」「留学生」にわけて開講しており、適切な教養教育を実施している。

各授業は、主体的な学習への動機づけや表現力の養成を意図して、教授方法としてグループワーク、プレゼンテーションなど様々な手法を取り入れ、学生の成長を促し、さらには専門職業人の育成に繋げている。また、Teams を活用した資料の提示や課題へのフィードバックなどにより、授業時間外においても双方向的な学修支援を行っている。更に、兼任講師を含む全学的な FD 講演会や FD 研究会を定期的で開催して教授方法の工夫と開発に繋げている。

学修成果の点検・評価は、入学時から卒業時・卒業後までの各段階で、成績状況（GPA、修得単位数など）、学生異動（退学・除籍・休学・復学）状況、授業評価アンケート、成績評価、単位修得状況、GPA、卒業者数（卒業率）、休退学状況、資格取得状況、進路決定状況などの多様な指標を用いて行っている。その結果は、教職員にフィードバックされ教育内容や方法の改善、また、学修指導などに活用されている。

以上により、「基準 3. 教育課程」を満たしていると自己評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定 「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学の学部における意思決定は、学則および各種規定に則って円滑に行われている。教育研究に関する主要な事項は、学内の各種委員会から提議され、教授会の意見を聴いて学長が決定している。一方、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要な事項については、教授会に関する学則 46 条に規定されているように、教授会で審議し、学長に意見を述べることにしている。【資料 4-1-1】

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長並びに学部長の職を置いている。学長の職務は、学則第 42 条において「学長は、校務をつかさどり、教職員を統督する」と定め、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」。また、「学部長は、学長、副学長を補佐し、学部の教育および研究に関する業務を統括する」と定め、副学長が学長の補佐、学部長が教育研究の統括について学長を補佐する体制となっている。

大学院においては、「本大学院博士課程の運営に関する事項は、本学教授会をもって審議する」（大学院学則 14 条）、とあり、本大学院における運営・教育研究に関する重要事項を本学教授会で審議し、校務における最終的な決定権が学長にあることを明確にしており、そのことは大学内に広く周知・徹底されている。【資料 4-1-2】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-①に述べた通り、学長を補佐する役職として副学長を置いている。令和 5 年度に 3 人の副学長を置き、それぞれ、統括する分野を分けている（「教学担当」、「学生支援・広報担当」、「高大連携担当」の 3 分野である）。

学部の教育研究を統括する業務は学部長（経済学部長、経営学部長）が担うが、学部長を助け、3 つのキャンパスそれぞれの業務の統括を助ける職として、キャンパス長を置いている。さらに、学部の下にある学科の教育課程の編成や実施については、学科長の下、学科に所属する教員が学科会議により協議し、意思決定を行なっている。

教学マネジメントにおける重要な意思決定は、学長が教授会の意見を聴き、適切に行っている。教授会が学長に意見を述べるべき事項は学則 46 条第 1 項および日本経済大学教授会規程の第 5 条第 1 項に定めている。これは、学校教育法第 93 条により、教授会が意見を述べるものとして定められている「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」と「学位の授与に関する事項」である。さらに、学校教育法第 93 条第 3 項が規定する、教

育研究に関する重要な事項について学長が教授会の意見を聴くことが必要なものとして、本学では 5 点定めている（「学則」第 46 条第 2 項および「教授会規程」第 5 条第 2 項）。即ち、「①学則変更等に関する事項、②教育課程及び授業に関する事項、③学生の退学、転学、休学、除籍等に関する事項、④ 学生の賞罰に関する事項、⑤教員の資格審査に関する事項」である。このように、教授会の意見を聴くべき事項については、学則と教授会規程に定め、学内に周知を行っている。また、その他に学長がつかさどる教育研究に関する事項について、教授会は学長の求めに応じ、意見を述べることができる（「学則」第 46 条第 3 項、「日本経済大学教授会規程」第 5 条第 3 項）。【資料 4-1-1】【資料 4-1-3】

大学の使命・目的の達成のために、学部運営に関わる分野に応じて各種運営委員会を教授会の下に設置し、それぞれの目的に従って、教学マネジメントを担当している。それぞれの委員会の運営に関する詳細は、委員会ごとに委員会規程を定め、これに従い適切に運営がなされている。また、委員会規程のこの改廃は教授会の審議事項であり、最終的には学長が決定することとなっている。各委員会の構成についても、学長が意見を述べることができる立場となっており、権限の適切な分散化と責任の明確化がなされている。

大学院経営学研究科においては、基本的に学部の委員会組織によって教学マネジメントがなされており、研究科委員会を通じて、学長に対して意見を述べることとしている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

各種委員会には課長をはじめ事務職員も所属し、教職員一体となって委員会を運営している。また、教務部長、学生部長、入試部長、キャリアサポートセンター長、図書館・情報センター長は、それぞれの委員会の委員長を兼ねており、また、各課長は課単位の事務組織をマネジメントしている。【資料 4-1-4】

部長職が委員長となっていない委員会においては、教授が委員長となっており、事務職員も所属している。以上のことから、教学マネジメントの遂行に必要な委員会組織では、教職員一体となって委員会の運営を行っており、その役割も明確なものとなっている。【資料 4-1-4】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学に関わる学内意思決定組織と実行組織は適切に整備され十分に機能しており、学生の要求にも適切に対応していることから、今後とも体制の維持・継続に努める。また、大学の円滑な意思決定と学長のリーダーシップを発揮できる体制は整備され、適切に機能しているが、社会情勢に鑑み今後も自己点検・評価活動を継続的に行う。

1 つ改善に取り組んでいる大きな点として、学長が教授会に意見を聴くべき事項の定め方と周知方法の変更である。4-1-②の通り、重要な意思決定においては、教授会に意見を聴くべき事項を学則や教授会規程に定め、教授会にて学長が意見を聴き、学長が決定を行う体制となっているが、学則の改廃は理事会の議を経ることとされており、教授会に意見を聴くべきことを時代の要請に応じて迅速に追加したり変更したりすることが制限されている。そこで、学則第 46 条や教授会規程の第 5 条の中に、学長が教授会の意見を聴くべき事項を列挙するのではなく、学長裁定に定めて周知するような体制に変更を検討し、それに向け令和 5 年度内に規程の整備を行ない、令和 6 年 4 月の教授会にて審議し、学長は

承認した。【資料 4-1-5】

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定 「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教育目的や教育課程に即した教員の採用については、各学科の学修目標に応じた専門知識と実務経験の豊富な教員を積極的に採用していることが、重要な特色である。例えば、令和 5（2023）年度には、経営学科にて e スポーツやゲームビジネスを学ぶ科目（例、「e スポーツ・アニメ基礎演習」、「e スポーツ・ゲームビジネス論」や、SDGs のテーマとなっている社会問題の解決に資するソーシャルビジネスや環境経営について学ぶ科目を設置した（「環境経済学」や「環境ビジネス論」を新規設置し、「ソーシャルビジネスⅠ」と「ソーシャルビジネスⅡ」は令和（2022）年度に設置した）。これらの科目に関して、令和 5（2023）年度には実務家教員を常勤教員や兼任教員に積極的に採用した。

教員の採用については、各学科の教育プログラムを効果的に実施し、学生学修成果の達成に資するよう、教員の採用を検討する。検討は、学科長や学科内の各コースの教育プログラムの責任者であるコース長・コース主任等を中心として行い、教務部長に要望を出したり、教務部長が大学全体の効果的・効率的な教員配置や学科ごとの収容定員に応じた必要教員数を考慮に入れ、採用する教員の専門分野や教育・実務経験、人数等を検討し、教学担当の副学長の承認を経て募集を行う。

教員の採用については、「学校法人都築育英学園大学教育職員選考規程」に則り、教育業績、研究業績、キャリア、経験年数のみならず、本学の教育目的の土台となる建学の精神への共感度、教育に対する考え方や抱負、学生指導能力等を総合的に審査している。【資料 4-2-1】第 1 次審査（面接と模擬授業）は、各キャンパスのキャンパス長と教務部長が担い、場合によって応募者の専門能力を客観的に評価できる教員が入ることもある。第 1 次審査の結果を踏まえて、学長に推薦する。学長は、学校法人都築育英学園の「任免規程」第 5 条に従い、採用候補者について教授会に諮り意見をきき、理事長は異議がなければ、任用発令を行う【資料 4-2-2】。

教員の昇格については、「学校法人都築育英学園 初任給・昇格等の基準に関する規程」の第 5 条の定めに応じ、理事長の承認を得て決定している。令和 5（2023）年度には、1 名の教員が准教授から教授へ昇格した。講師から准教授への昇格および助教から講師への昇格は行われなかった。

教員の昇格については、「学校法人都築育英学園 初任給・昇給等の基準に関する規程」の第 5 条の定めに応じ、理事長の承認を得て決定している。令和 6（2024）年 4 月 1 日には、6 名の教員が准教授から教授へ昇格した。講師から准教授への昇格者は 9 人、および

助教から講師への昇格者は2人だった。

教員数について、令和6（2024）年5月1日現在の大学全体は143人と、大学設置基準（改正前）が定める必要専任教員数（134人）を満たしている。教授数については、必要数69人に対して63人と6人不足している。

各学科については、経営学部の経済学科、商学科、及び経営学部の経営学科、グローバルビジネス学科、芸創プロデュース学科は、大学設置基準の別表第一が定める必要専任教員数及び教授数を満たしている。経済学部健康スポーツ経営学科は、必要専任教員数は13人に対して16人おり満たしているが、教授数が必要数7人に対し5人と2人不足している。これは、令和5（2023）年度末に急な教員の退職が発生したことが原因であり、それを補うことが間に合わなかった。

また、令和6（2024）年4月1日に開設した経営学部デジタルビジネス・マネジメント学科は、必要専任教員数8人（内、教授数4人）に対して現在5人（内、教授3人）と、教授が1人不足しているが、これは完成年度までに段階的に整備する計画である。残り3人の教授の不足は、大学設置基準（改正前）の別表第二の規定による。

以上の教授6人の迅速な補充により、基準を満たすこととなる。

大学院に関しては、本学教員が大学院教員を兼務している。大学院教員を兼務するにあたって、研究業績、教育業績統総合的に適正を審査のうえ、最終的に学長の承認事項である。

令和6（2024）年度は、本学の教授9人、准教授2人の計11人が大学院を担当しており、研究指導教員を11人配し、必要な教授数を配置している。

4-2-② FD（Faculty Development）をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FDの主軸となる活動は、授業評価アンケートである。これは、学期末に全ての担当授業について実施しており、学生の無記名調査を集計した結果を各教員に返し、教員はそれを踏まえて、自己評価を行うアンケートに回答するとともに、改善策を検討し、FD委員会に提出している。併せて、教育・研究活動の質を向上させるために、FD委員会の運営のもと、FD研修会を定期的に開催し、教育研究に関する能力向上に取り組んでいる。

FD研修の重要なテーマの1つは授業評価アンケートである。FD研修の場で、学科別の集計結果等を共有し、現状を全教員が把握し、改善に向けた意識づけを行なっている。学生による授業評価アンケートの結果を、教員にフィードバックし、教員の授業運営に活かすようにしている。また、アンケートを踏まえて教育方法の改善を進めるため、効果的な教授法や授業実施における課題等を、学科単位や授業科目の分野ごとの教員間で議論することもある。

FD研修においては、授業の教育能力だけでなく、進路指導にかかる教育能力、心の悩みを抱えた学生への適切な指導、学生の研究倫理を涵養するための教育能力の開発、ハラスメント防止、学生の生活指導（薬物問題の啓発等）についての啓蒙といった観点からも、研修を行なっている。たとえば、令和5（2023）年度では、外部講師を招聘し、「学生の進路決定サポートに関する研修」「研究における倫理研修」「ハラスメント防止研修」を実施した。SARTRAS（授業目的公衆送信補償金制度）に加入しているため、著作権の公衆送

信に関する注意事項の理解を図る研修も行なった。【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員数について、経済学部健康スポーツ経営学科の教授数が 2 人、基準に対して不足していることと、大学全体の教授数が 6 人不足していることは、新規教授の採用や既存教員の昇格を検討し、早急に基準を充足するよう努める。上述の通り、不足している教授数のうち 1 人はデジタルビジネス・マネジメント学科にて就任する計画となっている者であるため、残り 3 人の教授は、主要科目を中心に教員組織のバランスを考慮して配置を検討する。

大学全体の教員組織の質向上に向けた方針としては、大学設置基準を遵守しつつ、若手教員の採用を積極的に進めることにより、バランスを考慮した教員の確保と配慮に努める。教育方法の開発に関わる研修や、デジタル技術を活用した効果的な教育方法等の研修も行う。近年、教育現場での活用と課題の双方が認識されている生成 AI の活用と注意点に関しても、研修の機会を設ける。

なお、大学院においては、①専門家など外部リソースの活用、②研究所新設および公開セミナー等の開催支援など教育キャリア開発、③研究成果の本学紀要への投稿および年間表彰制度の設置など研究成果の公開支援、④科研費応募プロセスサポート、資金の提供など研究資金の提供、を主な課題として環境構築に努める。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

SD は、各キャンパスの事務職員組織を統括する事務長を委員長としたキャンパスごとの SD 委員会の実施計画のもと、集合型の SD 研修を定期的に実行している。大多数の教育職員・事務職員に関わりのあるテーマに関しては、全教職員集合型の研修を行っている。例えば、募集広報に関わること、勤怠管理に関わること、ハラスメント防止に関わること等である。開催の効率化を図るため、教育職員が参加する集合型研修は、集合型の FD 研修と連続して開催することが多い。

一方、部門ごとに必要な能力の計画的な育成を業務の実施を通じて行う仕組みとして、「目標管理シート」を導入している。これは、各職員が各自の業務に関する目標を、部門別の職員を統括する課長と議論を行い策定し、半期ごとに課長によるレビューを受けるという仕組みである。これは、令和 5（2023）年度に大学全体で試験運用を行なった（令和 6（2024）年度、本格運用を開始している）。【資料 4-3-1】

また、事務職員は事務長以下すべての事務職員参加のもと、毎日朝礼を実施し、事務

職員間の意思疎通をはかっている。加えて事務長以下各課長が隔週土曜日に定期的にミーティングを開催することで、問題の抽出、対策を早期に共有し、大学運営を横断的にこなえるようにしている。さらに各課において独自に適宜のミーティングやメールの情報共有など、事務職員の運営に携わる意識向上に努めている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

FD・SD 研修にすることによって、事務職員だけにとどまることなく、管理運営に携わる教育職員にとっても有益な研修機会を設けるなど、教育職員ならびに事務職員職一体となった学びの機会を充実させていくこととしている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

全ての教員には、個人ごとの研究室を与えている。また、ノートパソコンも各自に貸与を行っている。

本学は経済学系、経営学系の大学であるため、工学や自然科学系のような大規模な研究設備を必要とする場合は少ない。それでも、研究分野によっては、特殊な測定装置や研究資材、備品、設備が必要な場合は当然ある。こうした場合には、各教員に配分されている個人研究費を使用して購入するだけでなく、教員からの要望があった場合には、大学経費により購入する場合もある。

研究に必要な書籍等の図書資料に関しては、図書館にリクエストする仕組みを設けており、リクエストがあった場合には、図書委員会が審議して購入を行っている。また、雑誌資料については、和雑誌と洋雑誌について、毎年度、全教員に一斉にリクエストを求めたり、一部の雑誌については継続購入の必要性を教員にアンケートを実施し、研究上、有意義な資料を収集、所属するようにしている。【資料 4-4-1】

電子資料については、学術論文のデータベースとして EBSCO を契約しており、毎年度、教員向けに利用説明会を開催している。その他、日本経済新聞の記事やデータを検索できる「日経バリューサーチ」と日経 BP 社の雑誌データベース「日経 BP」、そして、紀伊國屋書店の電子書籍「KinoDen」を契約している。【資料 4-4-2】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関する取り組みとしては、①研究倫理の理解と啓発のための研修の実施、②研究倫理に関する規程の整備、③研究倫理審査の制度を設けている。

① 研究倫理の理解と啓発のための研修の実施

研究倫理に関しては、春学期や秋学期の開始前後の時期に行う教員向け研修にて、倫理審査の制度を説明する際に研究倫理の概要を全教員に説明している。

②研究倫理に関する規程の整備

本学の研究倫理を確立する根幹となるガイドラインとして、「日本経済大学 研究倫理規準」を定めている。ここで、研究者の心構え、研究上の不正の防止、データ管理や個人情報管理に関する注意喚起等のガイドラインを設けている。【資料 4-4-5】

その他に、不正行為は何かを具体的に定めた「日本経済大学における研究活動の不正行為防止規程」があり、ここに、研究倫理を統括する組織体制を定め（第 4 条）、不正行為が見られた場合の申し立て制度やその後の調査と審議の手順を定めている。【資料 4-4-6】

外部から獲得した競争的資金の公正な使用に関しては、「日本経済大学における競争的資金等取扱規程」を定めている。【資料 4-4-7】

③研究倫理審査

本学のすべての教員及び職員が行う研究に関して、倫理審査の制度を設けている。この制度では、人間を対象にした研究・調査を行う場合に、ヘルシンキ宣言の主旨に沿った倫理的配慮が行われていることを証明する。この制度を運用するために、「日本経済大学 倫理審査規程」を設けている。【資料 4-4-8】

倫理審査の申請があった場合は、研究倫理委員会が申請書類及び添付書類（研究計画の概要や調査対象者の権利を保護することを証明する書類等）を見て審査を行い、通知書をもって承認するか否かを通知する。承認する場合には、承認番号を発行し、管理を行っている。【資料 4-4-9】【資料 4-4-10】

令和 4（2022）年度には、福岡キャンパスで 1 件、東京渋谷キャンパスで 2 件、神戸三宮キャンパスで 0 件の審査を行なった。【資料 4-4-11】

計画していた研究が終了した後は、各キャンパスの研究倫理委員会等に対して、結果報告を実施することとしている（「倫理審査規程」第 9 条）【資料 4-4-8】【資料 4-4-12】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

① 科学研究費、外部研究費等の採択状況等

研究活動のための外部資金の獲得については、日本学術振興会の科学研究費助成事業の他、共同・受託研究費並びに研究助成金等の情報を、教員に都度提供している。また、獲得を支援するため、科学研究費助成事業の研究費については、獲得実績のある教員または研究支援担当職員による学内説明会を開催し、申請書類の作成に関する助言や申請書類の様式や提出方法に関し前年度からの変更点などについて周知している。また、団体や民間等からの研究助成に関する情報も、教員にメールや学内の情報共有ツール（Microsoft Teams 等）で周知している。なお、令和 4（2022）年度科学研究費助成事業の各種補助金について、新規採択されて研究が開始されたものは、東京渋谷キャンパスで 1 件あった。継続している研究課題は、3 キャンパスを合わせて 3 件である。

科学研究費助成事業以外の外部研究費について、令和 5（2023）年度から研究開始となる研究課題について研究費等に採択されたものは無く、それ以前に採択されて継続しているものもない。近年では、令和 4（2022）年度や令和 3（2021）年度に外部機関や地域からの研究助成事業に採択された研究課題が複数ある。令和 4（2022）年度中に採択が決まったものとして、九州経済調査会による「九経調地域研究助成事業」に 1 件されており、令和（2022）年 6 月から令和 5（2023）年 3 月まで研究が行われた。なお、同九州経済調査会の助成事業からは、令和 3（2021）年度にも 1 件、採択されている。また、福岡県大牟田市による高等教育機関等連携推進事業から助成を受け、令和 4（2022）年度に 2 件のテーマの研究を実施した。

②個人研究費、若手研究者研究費助成、クラウドファンディングの状況

本学では全教員に対して個人研究費を支給している。個人研究費の詳しい運用は、「教員個人研究費取扱いに関する内規」および「個人研究費取扱細則」に定めている。

個人研究費として専任の教授に対して年額 20 万円、准教授は 10 万円、講師及び助教に対しては年額 5 万円を配分している。

なお、本学では、RA（Research Assistant）の制度は設けていない。

（3）4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究の不正行為の防止に関する取り組みについては、教職員、大学院生が研究者としての倫理規範意識の徹底と法令遵守についての理解が増すように、研究倫理教育・コンプライアンス研修を継続的に実施する。また、コンプライアンス研修並びに理解度テストの未受講者をなくす仕組みを整える。

外部資金の獲得については、科学研究費補助金の採択率の向上に向けて、科学研究費受給実績や科学研究費審査員の経験を有する学内の教員による勉強会を企画する。また、団体や民間等の研究助成金等に関しては、研究者に対して適切に情報が届くような情報提供の方法を見直していく。共同研究並びに受託研究については、まずは本学ホームページに問い合わせフォームを掲載し、外部からのニーズを的確に把握できる仕組みを構築する。学術系クラウドファンディングについては、教員に対してオンラインで説明会を行ったが、説明会に参加できなかった教員には、オンデマンドで視聴できるようにした。また、クラウドファンディングにチャレンジして成功した教員が、これからチャレンジする教員の申請を支援する仕組みを整えていく。

研究倫理審査については、人を対象とする生命科学・医学系研究の倫理審査経験のない教員をはじめとして、教員がスムーズに研究をスタートできるよう、申請に関する事務相談を受け付けるなどの支援体制を強化する。

若手研究者研究費助成については、若手研究者が将来への展望を描くことができ、本助成に応募する意欲が湧くような条件設定や、申請書類作成の指導体制などを整える。RA については、研究活動の効果的な推進及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図るために、早急に制度を確立する。

〔基準 4 の自己評価〕

学長の適切なリーダーシップを適切に発揮できるよう、補佐体制として、副学長を3人配置している。また、各学部の教育と研究に関する業務統括は、学部長の下、各学科の学科長が管轄している。それぞれのキャンパスの業務運営は、キャンパス長を各キャンパスに置き、学部長を補佐しながら運営を担っている。

意思決定については、学長が教授会の意見を聞き適切に行う体制を整備し、規程に従い意思決定を行っている。教授会の下に運営委員会を置き、それぞれの分野の重要事項を審議し、教授会に提議している。

大学及び大学院に必要な専任教員数を上回る人員を配置している。教員の採用・昇任に関する資格基準や選考基準を定め、適切に運用している。

くわえて、教職員のFD・SD活動を組織的に実施してきた。内容に応じて研究会を開催するなど、教育改善に資する新しい研修内容を盛り込みながら、実施している。研究倫理遵守の体制についても、研修を実施し、研究倫理委員会を設置して、体制を整えている。

以上により、「基準 4. 教員・職員」を満たしていると自己評価する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

【事実の説明】

学校法人都築育英学園は「寄附行為」において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、これらの法令を遵守し、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」に基づく教育を行う学校の運営を理事会、評議員会等を設置して誠実にやっている。

役員及び理事会に関する事項は「寄附行為第 3 章」に、評議員会及び評議員に関する事項は「寄附行為第 4 章」に定め、法令及び諸規則に基づき経営の規律と誠実性を維持し、法人運営を行っている。【資料 5-1-1】

また、監事は「学校法人都築育英学園 監事監査規程」に基づき、定期及び臨時に監査を行い、法人の健全な運営に寄与している。【資料 5-1-2】

私立学校法第 33 条の 2 及び第 47 条に定められている書類については、法人本部事務所に備付け、「都築育英学園 法人文書の情報公開規程」に基づき請求があった場合には閲覧できる態勢を維持している。【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】

また、私立学校法第 63 条の 2、学校教育法施行規則第 172 条の 2、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 7 条第 2 項及び大学の教員等の任期に関する法律第 5 条第 4 項で定められている情報は、ホームページ上で公表している。【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】

【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】

【自己評価】

教育基本法、学校教育法を遵守し、各種関係法令等に基づき必要な規程等を定め、経営の規律を保持しつつ誠実な学校の運営の維持に努めている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

寄附行為において、法人の意思決定機関として理事会を、また、諮問機関として評議員会を設置、定例及び必要に応じて理事会及び評議員会を開催し、経営、財務、主要人事、学則の改廃等の重要事項について審議を行うように定めている。【資料 5-1-16】【資料 5-1-17】

法人は認証評価の結果を踏まえて中期計画を作成している。また、当該中期計画に基づき

年度ごとの事業計画を策定しているが、策定の際に前年度の事業成果を分析・評価して、事業計画に反映させることで PDCA サイクルを確立し、継続的に目的の実現に努めている。

【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】【資料 5-1-20】

【自己評価】

適切な理事会及び評議員会の実施により、使命・目的の実現への継続的な努力を行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

学園は、環境保全等を目的に各構内の樹木等の環境整備を恒常的に行うとともに、エコキャンパスを推進するため各種照明の LED 化を図っている。また、夏季には「クールビズ期間」を設定し、消費電力の削減に努めている。【資料 5-1-21】【資料 5-1-22】

人権への配慮は、「学校法人都築育英学園 個人情報保護規程」、「学校法人都築育英学園 特定個人情報等取扱規程」、「学校法人都築育英学園 ハラスメント防止に関する規程」、「学校法人都築育英学園 障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を定め人権保護について周知徹底に努めている。【資料 5-1-23】【資料 5-1-24】【資料 5-1-25】【資料 5-1-26】

令和 5（2023）年度は、学園の人権啓発推進員が、「福岡地域公正採用選考人権啓発推進員研修」（福岡県労働局主催）に参加、その研修内容である履歴書記入項目、面接時の質問の際の注意事項等について各学校の担当者に普及を実施した。【資料 5-1-27】

また、各施設を障がい者にも快適に使用してもらうための改修工事を実施する等、バリアフリー化も推進している。【資料 5-1-28】

安全への配慮については、学生、児童、園児、職員及び近隣住民の安全を図るため、「学校法人都築育英学園 危機管理規程」に基づき危機管理者及び危機管理責任者を指定して、学校ごとに危機管理に関するマニュアル等の作成・周知、研修、訓練等の実施を図っている。

【資料 5-1-29】

教職員の健康管理については、定期健診受診の推奨、「労働安全衛生法」に基づく「学校法人都築育英学園 ストレスチェック実施規程」によるストレスチェックを励行しており、各教職員が自分自身の健康管理を促進できるように図っている。【資料 5-1-30】

【自己評価】

社会的趨勢に柔軟に対応し、積極的に各種施策、整備等を実施するとともに、個人の人権、安全に対しても必要な規程等を定め、職員に遵守をさせるように努めている。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも法令の改正、社会情勢等に適切に対応し、法令を遵守しつつ経営の規律と誠実性を維持していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

学校法人の意思決定機関である理事会は、「寄附行為第 7 条及び第 8 条」により現在、第 1 号理事（学園総長）、第 2 号理事（日本経済大学学長）、第 3 号理事（だいいち幼稚園園長）、第 4 号理事（評議員選任）2 人、第 5 号理事（学識経験者）の 6 人で構成しており、使命・目的の達成に向けて意思決定が適切にできる体制にある。【資料 5-2-1】

また、理事会においては、寄附行為の変更、事業計画・予算、事業報告・決算、規程・学則の改廃、役員等の選任、法人の運営に関する重要事項等について審議・決定を行っている。令和 5（2023）年度の理事会は 5 回開催をしており、理事の出席率は 93%（委任状を含めると 100%）で機能性を十分に発揮している。【資料 5-2-2】

【自己評価】

使命・目的の達成に向けて意思決定を適切にできる理事をもって体制を確保し、審議・決定事項が必要な時に理事会を適時適切に開催し、その機能性を発揮している。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 7（2025）年度から施行される私立学校法に適合する体制を確立し、引き続き外部理事を含め幅広い意見を取り入れ、私立大学を取巻く厳しい経営環境、社会の変化等に適切に対応していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学園の理事長は「寄附行為第 8 条及び第 24 条」により、日本経済大学学長及び評議員を兼務しているため、法人の中核となる日本経済大学に関わる審議案件について正確な情報を理事会及び評議員会に提供し、理事の適切な判断及び評議員への諮問に寄与している。

【資料 5-3-1】

また理事長は、必要に応じ「学校法人都築育英学園 運営委員会規程」に基づき運営委員会を開催し、各学校等から経営改善及び管理運営に関する事項の報告を受けることにより実効性を確認し、理事会における諮問事項の答申の資としている。【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】

「寄附行為第 13 条」において「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めており、法人本部事務局長、経理部長、各学校の事務長等から適時の報告を受け、状況を把握した上でリーダーシップを発揮することにより、法人の意思決定が円滑に行われている。【資料 5-3-4】

【自己評価】

理事会には寄附行為に基づき学長が理事として参加しており、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化を図ることができている。

【事実の説明】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人の理事会及び評議員会には、学長が理事及び評議員として出席し、大学側からの観点で意見を述べるとともに、大学の各管理運営機関に必要な情報の提供を行っており、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックを機能させている。【資料 5-3-5】

監事においては、「寄附行為第 9 条」に基づき、独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任しており、「寄附行為第 16 条」に基づき、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況の監査を実施するとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会において報告を実施している。また、令和 5 年（2023）度は全ての理事会及び評議員会に出席して法人の現況を確認するとともに、必要に応じて意見を述べている。

評議員は、「寄附行為第 24 条」に基づき選任された 15 人で組織され、理事長が「寄附行為第 22 条」の諮問事項についてあらかじめ評議員会において評議員に意見を聴いている。なお、令和 5（2023）年度の評議員会は 5 回開催され、評議員の出席は 83%であり、諮問機関として有効に機能を発揮している。【資料 5-3-6・資料 5-3-7】

【自己評価】

理事会、評議員会及び運営委員会等により法人と大学の各管理運営機関との意思疎通を適切に実施し、相互チェックの機能性を発揮している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学の各管理運営機関の意思疎通は円滑に行われており、相互チェックも機能している。令和 7（2025）年度の私学法改正に基づく理事会等の組織改正においても、法人と大学の適時適切な情報の共有及び各組織のチェック機能を有効に発揮できる体制を確立し、健全な運営を継続する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学園は大学のほか、短大、中高学部、小学部、幼稚園、保育園及び法人本部の 7 部門を有している。予算の編成は、先ず予算単位となる 7 部門が事業計画に基づき予算積算書を作成、法人事務局において部門ごとにヒアリングを行い、大幅な増減がある場合は、その理由を質問し、併せて前年度以前の収支実績と比較して、より精査した数値で予算原案を作成、「学校法人都築育英学園寄付行為第 35 条」（予算及び事業計画及び事業に関する中期的な計画）に基づき議決された予算を各部門に配布している。【資料 5-4-1】

やむを得ない理由により予算不足が生じた場合は、「学校法人都築育英学園 予算管理規定第 28 条・29 条」（予備費及び予備流用）に基づき大科目内における流用、増額申請による予備費の使用又は予算の補正を実施している。なお、補正予算については理事会の承認を得ている。【資料 5-4-2】

適切な財務運営については、入学定員の確保を基本とし、教職員一丸となった募集、広報活動を推進、ホームページ、学校案内パンフレット内容の改善、教育内容、施設、設備等の改善充実を図り、魅力ある大学の確立を推し進めている。【資料 5-4-3】

財務について毎年、前年度の事業活動収支の現状を認識し、当年度を含む 5 年間の中期収支計画を作成している。【資料 5-4-4】

計画にあたって収入は学生募集と連携した、より現実を見つめた数値を計上、支出は法人事務局と調整を行い抑制した数値を計上し、収支の健全化に努めており、成果は徐々にではあるが、適切な財務運営が確立できつつある。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

日本経済大学の 3 つのキャンパス（福岡、東京渋谷、神戸三宮）は、立地及び教育研究環境も整い、学生募集に成果を上げている。平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度まで学生の入学定員充足率の平均値は 103.8%、収容定員充足率も年々増加しており、その平均値は 87.1%で推移しております。

なお、令和 6（2024）年度の入学定員充足率 149.1%、収容定員充足率 101.8%で良好に推移しております。

平成 26（2014）年度から高大連携をはじめ日本人学生の確保を重視した募集施策も実施し少子化の中で教職員一丸となって学生募集に努めている。今後も収入の増加は見込まれ

る。

支出については、教職員全体で節約意識を共有し、予算積算書作成時には必要性、優先順位等について数次に亘るヒアリングを行い、不必要なものはフィルターにかけ、厳正に審査することにより支出の抑制に努めている。

学校法人間の借入金については、計画的に返済を進めており、令和 7（2025）年度には解消する。【資料 5-4-5】

なお、定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分は【A2】にランクアップしました。

【自己評価】

中期計画を基盤とした各当該年度収支を詳細に把握し、支出については真に必要な案件であるかを精査する等、可能な限り支出抑制に努めていることから適切な財務運営が遂行されている。

教職員の真摯な募集活動及び推し進めている魅力ある大学の確立等により、次年度以降も入学生等、安定した収入が見込まれ、財務基盤が確立され良好な収支バランスが確保できている。

（3）5-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も中長期的な視点に立って、教育研究基盤の維持及び充実に努めると共に、財務運営基盤の強化に努め、定員の確保及び経費節減に留意し、収支バランスの適正化を維持継続していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

（2）5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人会計基準」及び「学校法人都築育英学園 経理規程」に基づき、適正に実施している。また、「学校法人都築育英学園 経理規程」第 4 条に基づき、全ての会計伝票は法人事務局において集約し一元的に処理している。【資料 5-5-1】

会計処理上生じた疑問及び問題点については、公認会計士或いは私学共済事業団の担当者に相談、指導、助言を受け適切に遅延なく処理している。

予算執行に際しては、伺書にて必要性、調達先、価格数量等を厳正に審査し、不要不急の調達を制限すると共に、予算担当者に正確な予算執行額を把握させ効率性を重視した予算執行を図っている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は公認会計士による監査及び「学校法人都築育英学園 監事監査規程」に基づく監事による監査を実施している。【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】

公認会計士による監査は、私学振興助成法に基づく監査及び日常の会計処理について、会計基準に則った適切な処理であるかを監査している。監事による監査は、決算時に行う定期監査及び必要の都度行う臨時監査があり、公認会計士と日程を調整し、意見交換を行い効率的な監査を実施している。又、監査において、公認会計士及び監事に提出する書類、資料等は正確かつ迅速に作成し、指導を受けた事項については速やかに改善、処置を行い、適切な会計業務運営の資としている。

【自己評価】

学校法人会計基準に準拠した正確な事務を遂行しており、適正な会計処理を実施している。又、会計監査の体制も確立しており、監査は厳正に実施している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計関係職員の技量知識向上ため、学校法人会計基準に対応するため各種研究会、講習会に参加させ更なる職員の能力向上を図ると共に、会計事故防止の為、機会教育等により会計職員に高い倫理観を持たせて、法令規則に精通させる。会計監査については、公認会計士及び監事との連携を更に密にし、効率ある精度の高い監査が実施できる体制をつくる。

〔基準 5 の自己評価〕

大学の設置、運営に関連する諸法令を遵守し、大学の使命・目的の実現のために、理事会等の戦略的意思決定ができる体制が整えられ、適切に運営されている。また、大学における意思決定の最高責任者であると共に、法人と大学をつなぐ連携調整の役割と機能を学長が持ち、実践していることから、経営を担う法人と教学を担う大学が、緊密に意思疎通し、相互にチェックしあう組織体制のもとに、学長が、大学運営全般において、ボトムアップに意を用いながら適切かつ強いリーダーシップを発揮していると判断している。業務執行体制に関しては、使命・目的の履行達成のために、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制と職員配置がなされ機能していると判断している。

財務状況に関しては、中期計画を基礎として、各当該年度収支を詳細に把握し、可能な限り支出抑制に努め、適切な財務運営が確立できている。また、魅力ある大学づくりと真摯な募集活動を展開し、他方で法人間の貸借の解消、安定した財務基盤が確立され良好な収支バランスが確保できている。また、学校法人会計基準に準拠した正確な事務遂行により適正な会計処理とともに、会計監査の体制が確立され、監査も厳正に実施されていると判断している。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

内部質保証の責任者は学長であり、それを 3 名の副学長が補佐している。3 名の副学長は役割を分担し、効率的にチェックと改善が行える体制を整えている。

内部質保証のため、全学的な自己点検を中心的に担うのは自己点検評価委員会であり、ここが自己点検評価報告書を作成し、公表を行っている。自己点検評価委員会は、経済学部長と経営学部長が委員長・副委員長を務める全学的な組織体制を取っている。【資料 6-1-1】

また、学部教育及び研究に関する質保証の実務的な責任者は、経済学部および経営学部の学部長が担う。本学は 3 つにキャンパスが分かれている体制であり、各キャンパスにおける運用の責任者は、キャンパス長が担っている。

大学の運営面に関しては、教授会の下に運営委員会が組織され、それぞれの事務職員組織から構成された運営部門が実務を担っている。これら運営部門が、それぞれの運営の質保証を行う。大きな枠組みとしては、学校法人都築育英学園の中期計画（令和 5 年度～令和 9 年度）に基づき、毎年度末に当該年度の取り組みを振り返り、その改善点を踏まえて次年度の目標を立てるという PDCA サイクルを作り、内部質保証の取り組みを行なっている。【資料 6-1-2】 この目標には、数値等で客観的に把握できるデータを使用している。例えば、入試部は学生受入チェックについて、収容定員や入学者数をチェックしたり、企画広報部がオープンキャンパスへの来場者数や満足度、高校向けのガイダンスへの参加回数、高大連携による取り組みの開催回数や満足度等をチェックしている。

学修面については、教務部が FD 委員会と連携し、授業評価アンケートを毎学期に実施し、FD 委員会が分析して教員向けの研修に活かしたり、一般公表している。【資料 6-1-3】 令和 5 年度はこれに加え、学修成果の到達度を測る新たなアンケート調査を作成した（配布と回収は令和 6 年度 4 月～5 月）。【資料 6-1-4】

中途退学や学生生活のサポート、障害のある学生への配慮については、学生部が中心となり、教務部や学生相談カウンセラー、医務室等と連携して運用を行っている。

このように各運営部門は、適時、内部質保証のためのデータを集計し、学内に共有して運営に役立てている。学生の募集と受入れに関わる活動をチェックする指標（オープンキャンパス来場者や出願者数、入試合格者、収容定員充足率）は入試部や企画広報部が教授会にて報告し、学長のチェックを受けている。同時に、年数回の学長を含む教職員全体の会議でも、これらの数値は共有されている。

学生の中途退学等、学籍異動に関するデータや異動理由は学生部が取りまとめ、毎月の教授会にて報告し、学長のチェックを受けている。

学生の学修成果や授業に対する理解度や満足度のような授業評価アンケートは、年に 2 回、教員研修を行い集計結果を共有する。これを元に各学科等では授業改善のための議論

を行う等して、改善を図っている。【資料 6-1-5】

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長の下、学部長とキャンパス長が各キャンパスの運営部門と運営委員会を統括して業務を行い、そのチェックを行う体制となっており、機能している。一方で、各運営部門から教授会や直接のミーティングを通じて学長のチェックを受け、逐次改善を図りながら業務を行っている状況であるが、各部門を統合した大学全体としての情報共有と運営改善の取り組みには、改善の余地があると考えられる。現場レベルでは必要な情報共有を行い、実施をしているが、運営時点の問題点や提案を全体的に共有する機会をより多く作ることで、効率的、効果的な運営が可能となり、質の改善に寄与すると考えられる。

そのような取り組みを行う 1 つの切り口となるのが IR の活用である。下記 6-2-②の通り、IR の専門部署が設置され、構想も立てられているため、ここに各運営部門のデータを集約し、大学全体で迅速な情報共有やそれに基づく意思決定を行う体制を築いていくことにより、更に運営の質を高められると考える。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自己点検は、各運営部門が担い、大学ウェブサイトの「情報公開」のページにて、データを公表している。【資料 6-2-1】

ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを「情報公開」のウェブページに公表するとともに、「大学案内」や「募集要項」に掲載し、入学試験を実施している。各学科の入学者の状況について入試部が点検を行うとともに、「情報公開」のウェブページにて一般公開している。

アドミッション・ポリシーや大学の教育目的に沿った学生が応募してきているかどうかについては、内部的に評価を行っている。取り組みの 1 つとして、オープンキャンパスの来場者に対して、相談対応やアンケート調査を行っているが、そこで収集した来場者の意見や回答は企画広報部が集計し、学内の教職員に共有を行っている。【資料 6-2-2】

来場者に対する面談の記録は学長が閲覧し、次回以降のオープンキャンパスのあり方や教育内容、入試制度、学内の施設等について次年度以降の改善の材料としている。また、学生受入れ状況やオープンキャンパスのアンケート調査の結果、外部一般に対する広報活動の効果等は、毎回の教授会にて状況が報告され、学長によるチェックを受けている。【資料 6-2-3】

更に、年に2回程度、大学全体の会議（学長と全教職員が参加）でも、このようなデータが共有され、学生受入れと広報活動に関してチェックを行っている。【資料 6-2-4】

学修に関する面では、毎学期末に行う授業評価アンケートの集計結果を、情報公開のウェブページにて公表している。【資料 6-2-5】

また、学修支援の体制や学生の意見を吸い上げる仕組みについても説明を行っている。【資料 6-2-6】【資料 6-2-7】

学生の就職率や進路に関する情報は、「情報公開」のウェブページや「大学案内」にて公表したり、オープンキャンパスにて来場者に説明を行っている。【資料 6-2-8】【資料 6-2-9】

施設に関する情報は、「情報公開」のウェブページにて、現状や改善の方針と取り組みの状況を一般公表している。例えば、図書館の蔵書数や整備計画を公表したり、情報設備や体育館、食堂等の施設の現状と改善の取り組み等について公表を行っている【資料 6-2-10】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、2022 年度に IR の専門部署を学長直下の組織として設置し、IR への積極的な取り組みに向けた舵を切った。IR 室は、2023 年度現在は福岡キャンパスに室長を置き、他の部門と同じく各学部長の指示を受け、報告をするという指揮体系に組み込まれている。

IR 室を設置した初年度には、本学の IR に関する中期的な構想を立案した。IR 室設置以前には、各部門がそれぞれ別々に、業務に関わる重要なデータを調査し分析し、活用していた。それを、大学全体でデータ活用を図るという観点で、どの部門がどのようなデータを、どのような目的で収集し分析するのかを整理するとともに、各部門の目標を達成するための行動計画の案を作成した。【資料 6-2-11】

これにより、大学全体として統一的にデータ活用を推進するという姿勢が構築された。

IR のためのデータ収集の方法として、本学では新たなオンライン・システムの運用を開始した。これは、PEAK（ピーク）と呼ぶシステムであり、2022 年度に試験的に運用を開始し、2023 年度は効果的なデータ分析を実施できるように、学内の各組織が持っている情報をこのシステムに移行することを実施した。特に 2023 年度に重点的に行ったのは、学生受入れに関わる情報（特に、学生募集に関わる情報）である。本学には元々、「キャンパスプラン」という学修管理のためのオンライン・システムがあった。これを用いて、学生の出欠状況や成績の管理、学生の就職活動の進捗状況や学修・生活における留意事項の情報共有のために活用してきた。しかし、「キャンパスプラン」は単に情報を蓄積し、学生の情報を検索・閲覧するための機能しか持たないが、PEAK は蓄積されたデータを分析し、分かりやすいアウトプットとして集計するといった機能にも長けている。また、「キャンパスプラン」には無かった観点の情報（その1つが、学生受入れに関わる情報である）を蓄積し、分析することも可能であり、IR の活動に役立てることができる。新たな PEAK にデータを蓄積することで、学内の情報共有を促進するとともに、必要なデータを集計し、分析するということがやりやすくなる。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後の改善・向上方策として重要なことの1つは、IR室を中心に、大学全体のデータを効果的、効率的に活用することである。6-2-②に記載した通り、IRを担う専門の部署が2022年度に設置され、IRについての構想も検討された。しかしながら、データの収集と活用はIR室を中心に大学全体の運営視点で活用されているかという点、まだ不十分なのが現状である。学生の募集に関わるデータ（高校生・出願希望者のオープンキャンパスの感想や本学への出願意欲、関心のある事項等）に関するデータは企画広報部、入学者受入れやの実態や検証に関するデータは入試部、学外一般からの要望・問い合わせや広告効果等に関するデータは広報・PR・マーケティング部、学生の学修支援や学修環境に対する要望はFD委員会や教務部、一部はキャリアサポートセンターが、障害の配慮が必要な学生の情報や退学意向者と退学希望理由に関するデータは学生部と、データは窓口になっている部門に集まる。これらは、収集した部門の中だけに関連部門間で共有しながら運営に活用している。しかし、IR室が情報を吸い上げ、これらを分析し次年度以降の改善に活かすといった運用は、まだ少ない。

この1つの対応策として現在、取り組んでいることは、PEAKという新システムの活用である。2-1にある学生受入れに関しては、令和5年度に既存のデータの蓄積を進め、新たにデータが集まれば、蓄積していつている。これを、学生受入れ以外の分野にも広げることで、より効果的なデータ分析とその活用が可能となる。

2023年度には、学修成果の到達状況について在学生に調査を行った（基準3-3の学修成果の点検・評価に関する取り組みを参照）。また、学生の就職活動に関する情報も、2024年度にはPEAKに体系的に整理し、追加していく方針である。このように新たに集まったデータの分析と活用も、IR室を中心に、効果的に行っていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学全体のPDCAサイクルの仕組みとして、各運営部門が毎年度の終わりに1年間の振り返りを行い、次年度の目標を立てる。目標策定に関しては、振り返り時に見られた要改善点を十分に検討し、優先度の高い事項より重点的に取り組むものとして位置付けている。

これら各運営部門による事業報告書のチェック、及び次年度の目標（事業計画書）は法人が集約し、適切な運営がなされているかをチェックしている。

各部門が客観的な目標を立て、それを年度末にチェックを行っている。例えば、入試部では出願者や入学者の人数、企画広報部ではオープンキャンパスの来場者数、キャリアサポートセンターでは企業説明会の開催回数や参加学生数、就職率といったデータについて、

前年度の状況の振り返り→目標策定→振り返りといった PDCA サイクルを回している。

【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

6-1 および 6-2 で指摘したことと同様であり、大学全体でのリアルタイムな情報と改善提案の共有や議論の機会をより充実させていき、それを運営のチェックや新年度の目標策定に活かしていくことにより、部門最適ではなく、全体最適化につながる目標設定とチェックの PDCA サイクルを実施することができる。

そのために、6-2 に指摘した通り、現在の各部門が中心となっている情報収集と運営上の問題把握を、IR を中心とした体制に移行していくことが、必要な改善策と認識している。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証を行うための全学的な体制は整っている。責任者である学長を 3 名の副学長が補佐し、各学部長がキャンパス長の協力の下、各学部教育研究、および業務の運営をチェックしている。このチェックは自己点検評価委員会として全学的な視点で行うが、より実務的な視点で、リアルタイムなチェックと改善の取り組みは、教授会の下にある運営委員会と事務職員が協力した運営部門が担っている。各運営部門は年度末に振り返りを行い、それを踏まえて次年度の目標策定し、活動を行うのが大枠である。この年間計画の枠の中で、適時必要なデータ収集を行い、分析をしてチェックをし、教授会等の場で学長のチェックを受け、迅速な改善に活かしている。

この運営部門のデータ管理を助け、全学的な視点で情報を集約して管理に活かすために、専門部門の IR 室が令和 4 年度に設置されている。まだ効果的なデータ管理には到っていないものの、構想が作られていることから、あとはこれを迅速に運営に取り入れていく段階に整備されてきている。

このように、IR の活用の点では未整備な点もあるが、学長のリーダーシップの下、各運営部門と運営委員会がデータを逐次チェックし、運営の質の改善を図りながら運営を行っていることから、基準 6 は満たしていると自己評価する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 海外提携校の拡大による学修機会の増加

A-1. 海外提携を活用した学修機会（留学機会）の増加

A-1-① 本学の学生の留学機会の増加

A-1-② 海外の学生の本学への留学機会の増加

A-1-③ 海外の学生の本学への編入学の増加

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、在学生に豊富な留学の機会を提供したり、他大学の学生に留学の機会を提供したりするため、積極的に海外の大学等との提携関係を増やしている。令和 4（2022）年度末には、学術交流協定を締結していたのは 79 校であった。（詳細は資料 A-1）。海外提携を担当する国際部では、年間の新規提携校数 10 校という目標を立てている。

海外提携校の拡大により、本学の学生の留学の機会を増やしたり、海外の大学からの交換留学や編入学者を増やしたりといった効果が生まれている。

A-1-① 本学の学生の留学機会の増加

令和 4 年度（2022 年度）は 19 名の留学者（派遣）があった。

<表 A-1> 2022 年度(令和 4 年度) 春学期 交換留学・認定留学者概要

※留学者（派遣）の詳細は、【資料 A-2】に掲載。

派遣大学	国・地域
東西大学	韓国
コズミンスキー大学	ポーランド
培材大学	韓国
ブリガム・ヤング大学	アメリカ

<表 A-2> 2022 年度(令和 4 年度) 秋学期 交換留学・認定留学者概要

派遣大学	国・地域
モンクラット王工科大学ラート クラバン校	タイ
エストニア・ビジネス・スクール	エストニア
ヴィタウタス・マグヌス大学	リトアニア
ヴィタウタス・マグヌス大学	リトアニア
EF パース校	オーストラリア

A-1-② 海外の学生の本学への留学機会の増加

一方、海外提携校からの留学等の受入れも増加した。令和 4 (2022) 年度は 48 名の受け入れがあった。

内訳として、交換留学の受入れは 13 名、短期研修生は 48 名である。後者の短期研修が多いが、これは、韓国や中国・台湾、タイ等の協定校の学生を招く 2 週間程度のプログラムであり、日本語と日本の文化や社会、経済学と経営学、ビジネスプラン策定等を学ぶような内容を、相手校の要望に応じて行っている。

A-1-③ 海外の学生の本学への編入学の増加

上記の通り海外提携校からの留学の増加は、その大学や短期大学の卒業生の編入学にもつながっている。特に、短期研修プログラムを行っている協定校からの編入実績が、令和 4 (2022) 年度 (2023 年度入学) には 7 名、見られる。相手校では経済学や経営学系の教育課程が無いものの、本学にて日本語でこれらの分野の学習を行いたいというニーズを持っており、そのニーズを満たせるため、受入れが増加している。

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

上記の通り、提携校については、毎年度、10 校を増やす目標を立てており、東アジア、東南アジアだけでなく、西欧や東欧、南米といった世界の多くの地域に提携校があり、そこを軸に提携校を拡げていく計画である。

現地での業務経験のある人材を採用し、現地にて提携の交渉を行うことも増え、それがきっかけとなって提携が実現した例も近年見られる。このような方法により、継続的に提携校の拡大と、それによる学生の留学機会や海外の学生への日本での学修機会の増加に貢献を続けたい。

[基準 A の自己評価]

本学から留学した学生については、渡航前からの留学準備を国際部がサポートし、留学後の報告書では、学習した内容や自己の成長について報告をさせている。これにより、学修成果が得られていることが確認されている。【資料 A-1-1】

海外提携校に対する研修等のプログラムでは、参加者からのアンケートをとっており、この意見を次年度のプログラムに活かしている。参加大学と学生数も増えている。【資料 A-

1-3】

海外提携校に向けた取り組みにより、本学への編入学者も少数ではあるが継続しており、学生受入れに貢献している。

基準 B. 社会貢献

B-1. 国際貢献

B-1-① 修学が困難な状況の海外学生に対する学修継続機会の提供

B-1-② 新興国・発展途上国の学生への学修機会の提供

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 修学が困難な状況の海外学生に対する学修継続機会の提供

① ウクライナ避難民学生の受入れと支援

本学では、ウクライナのキーウ国立言語大学と学術連携協定を結び、関係性を築いていた。令和 4（2022）年 2 月にウクライナとロシアの紛争が勃発し、同大学の学生が学習を続けられるよう、日本に避難後に科目等履修生として令和 4（2022）年度に受入れを行なった。同大学からは令和 4（2022）年度に 3 人の交換留学生も決まっていたため、彼らを含め 68 名のウクライナ人学生を受入れ、授業料を免除し、学生寮も提供して学習の継続を助けた。彼らの大半はウクライナの大学にも継続して在籍し、遠隔授業を受けて学習を続けた。

その後、令和 5（2023）年度からは交換留学生として本学にて学習を継続している。5 名の学生が令和 5（2023）年度末（令和 6（2024）年 3 月）の卒業を目指し、学修を続けている。彼らは、日本の企業等への就職を目指し、就職活動にも取り組んでおり、キャリアサポートセンターを中心に、地元の福岡県立太宰府高校や民間企業でのインターンシップの機会を提供したり、就職支援を行なっている。

このように、学習が困難な状況となったウクライナ人学生を、短期間に受入れる体制を整えて、学習を継続できるよう支援し、学位の取得や就職までを支援したことは、大きな国際貢献と自己評価している。

② アフガニスタンからの避難民学生の受入れと支援

上記のようにウクライナからの避難民学生の受け入れが、令和 4（2022）年度以降の大きな国際貢献活動であるが、それ以前から本学は国際貢献に取り組んでいる。その 1 つとして、令和 3（2021）年度に、内戦の激しかったアフガニスタンより避難民学生を受け入れている。令和 5（2023）年度には、その弟を受け入れた。彼らに対しては、授業料及び学生寮の寮費を免除するという経済的な支援を提供し、学修環境を提供している。

B-1-② 新興国・発展途上国の学生への学修機会の提供

新興国・発展途上国から学生を受入れる活動の 1 つとして、エルサルバドルから大学院

生の受入れを行っている。本学は、令和元（2019）年度に同国のホセ・マティアス・デルガド大学及び、エルサルバドル・テクノロジー大学と学術協定を締結し、毎年度春学期に2名、受入れを行っている。協定の締結に当たっては、現地で一村一品運動の支援を継続していた JICA エルサルバドル事務所の協力を得ている。受入れた学生には、協定に基づき、授業料と学生寮の寮費を免除して学修環境を提供している。【資料 B-1-1】

（3）B-1 の改善・向上方策（将来計画）

キーウ国立言語大学からは、令和5（2023）年度も学生が交換留学生として在籍しており、引き続き修学を支援している。

A-1 に記述した通り、学術交流協定を結ぶ海外の大学は94校まで増加し、今後も拡大をする方針である。協定校や協定校の立地する国に対して、その他の形での貢献ができないかどうか、今後、検討し実施していく。

B-2. 地域社会への貢献

B-2-① 学科の特色を活かした地域貢献活動の実施

B-2-② 地域社会への様々な貢献活動の実施

（1）B-2 の自己判定

「基準項目 B-2 を満たしている。」

（2）B-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-① 学科の特色を活かした地域貢献活動の実施

本学では、1、2年生の登録必修科目に「地域貢献Ⅰ」、「地域貢献Ⅱ」を設置し、学科の特色を活かした地域貢献活動に取り組んでいる。この活動には、地域連携センターが定めた大まかな年間計画に沿い、地域の大きな行事に対するサポートを行い、併せて学科ごとの取り組みを実施している。【資料 B-2-1】

例えば、東京渋谷キャンパスでは、地域の渋谷の街のゴミ拾い活動を行ったり、ポイ捨てを減らすためのゴミ箱やポスターの最新の工夫等を学習し、SDGs への意識醸成や企業と自治体の SDGs 実現の取り組みを学習している。【資料 B-2-2】

表 B-2- 東京渋谷キャンパスの「地域貢献」フィールドワークの概要

- 期間：令和 4（2022）年 9 月中旬～令和 5（2023）年 1 月中旬
- 活動メンバー：日本経済大学渋谷キャンパス
1 年生・2 年生（約 600 人-100 グループ）
- スキームと到達目標：
 - ①「SDGs2030」及び「渋谷環境計画」について学んだ後、
グループで渋谷区内のフィールドワークを行う。
 - ②フィールドワークを通し、「渋谷区の社会課題」の発見と
「自分達にできる事・解決策」「行政や企業への提言」を考察する。

福岡キャンパスの経済学科健康スポーツ経営学科では、健康スポーツに係る指導力を養成しているため、その知識や技能を活かし、地域の小学校のスポーツテストのサポートを行なっている。令和 4（2022）年度は、6 月中旬に健康スポーツ経営学科の学生 25 名が、2 日間に亘り福岡県筑紫野市立天拝小学校のスポーツテスト（全学年）にて、測定の補助や動作の見本を見せるといった支援を行った。

図 B-2-1. 健康スポーツ経営学科の学生による小学校のスポーツテスト支援



注：令和 4（2022）年 6 月 15 日、16 日。福岡県筑紫野市立天拝小学校にて。

B-2-② 地域社会への様々な貢献活動の実施

B-2-①のような学科の特色を生かした活動の他にも、様々な分野において地域社会に対する貢献活動を実施している。

① 防災士の養成プログラム

令和 4（2022）年度より、日本防災士機構から防災士養成研修認証機関としての認証を受け、防災士養成講座を実施している。これは、正規の授業科目の「地域防災論」（S. D. プログラム）として開講し、1 年次から履修することができる。同講座を受けた学生は、防災士資格取得試験の受験資格を得ることができ、令和 4（2022）年度には 24 名の学生が防災士の資格を取得した。【資料 B-2-3】

② 施設の一般社会への開放

大講義室を、公益財団法人 古都大宰府保存協会主催の「大宰府アカデミー 令和編」の会場に貸し出しており、ここで令和 5（2023）年度から、太宰府の歴史や文化を学ぶ講座を毎月、開催を開始した。毎回、約 300 人の一般市民が参加する。

また、筑紫野市教育委員会による小学生、中学生の英語暗唱スピーチコンテストに、毎年、会場を貸し出している。

③ 宗像環境国際会議への支援

令和 4（2022）年 10 月、宗像環境国際会議に留学生を含む 70 人の学生が参加して、環境問題に対する理解を深めるとともに、同会議のプログラムでありファッションショーライブに本学の「和太鼓部」がオープニングアクトに出演した。【資料 B-2-5】

図. 宗像環境国際会議における和太鼓部の出演



④ 地元自治体との連携した取り組み

本学では、地域市民を対象に公開講座を開講している。主に各キャンパスの地域連携センターが主催、窓口となり開催している。

これは、福岡県太宰府市の 5 大学と太宰府市のネットワーク組織「大宰府キャンパスネットワーク会議」の取り組みであり、各大学の公開講座を掲載した冊子を太宰府市が作成、地元の幼稚園・保育園、小中高校や公共施設、太宰府市全戸に情報誌を頒布している。例えば福岡キャンパスでは、SDGs をテーマとした講座群や各教員の専門性を活かした講座を実施し、地域住民の生涯学習の機会提供に寄与している。下記の表は令和 4（2022）年度の講座の一部であるが、本学が提携している大塚製薬株式会社による講座のように、産学連携を活かした講座も開催している。

＜表 B-1＞ 福岡キャンパスの公開講座の例（令和 4（2022））年度

講座名	受講者数
目からウロコの新常識 大塚製菓健康セミナー「熱中症対策講座」	4
大塚製菓健康セミナー 免疫力の維持に役立つ日常変化へのヒント！—乳酸菌B240で体調管理—	4
令和発祥の都太宰府梅プロジェクト応援企画「古都太宰府の梅の歴史と文化に学ぶ」	9
多様性社会を考えるワールドカフェ～この町で共に「あゆむ」～	13
人の役に立つ「起業」をしてみませんか？ ～"SDGs"ソーシャルビジネス入門～	10
最近、足裏が疲れやすくないですか？～"SDGs"すべてのヒトの足の健康”を考える～2023年度版	7
高級食パンを焼いてみましょう	17
生地からはじめる天然酵母パン	9
ビジネスEXCEL講座	4
シャーロック・ホームズを読む：「ボヘミアの醜聞」	7
数の不思議～数の質問に答えろ～	3
サステナブルツーリズム～日本の伝統文化を味わう体験型観光～	6
かしわ好いとお 福岡鶏肉食文化講座	5
「財界九州」シリーズ連載 日本経済の歴史を創った九州の志士	5

太宰府キャンパスネットワークでは、合同の祭り「太宰府キャンパスフェスタ」を毎年12月に開催しているが、この運営には、キャンパスネットワークに参加する学生委員が参画している。

（3）B-2 の改善・向上方策（将来計画）

「地域貢献Ⅰ」、「地域貢献Ⅱ」の授業を土台にして、各学科の特色を活かした教育プログラムを、地域の企業や団体と協力しながら実施している。また、このような学科による取り組みだけでなく、様々な分野において地域社会に貢献する活動を実施している。これにより、地域への貢献と、学生の社会的責任の意識付けが実現できている。

今後も、このような地域社会への貢献を、地域コミュニティのニーズを汲み取ったり、協力関係を活用しながら、学科の特色や本学の資源を活用した貢献活動を継続していく。

【基準 B の自己評価】

B-1 について、紛争により学習が困難となったウクライナの大学から学生を受入れ、資

金的な援助（学費等の減免）や生活支援を行い、学修の継続を実現、学位の取得までサポートを行なった。また、アフガニスタンの学生を令和 3（2021）年度、令和 4（2022）年度に 1 名ずつ受入れて授業料及び寮費の免除による修学支援を継続して実施している。同様にエルサルバドルから大学院生（博士課程前期）を令和 5（2023）年度も 2 名、受入れ、現在、4 名の大学院生に授業料・寮費を免除して修学を支援している。

B-2 について、授業科目である「地域貢献Ⅰ」と「地域貢献Ⅱ」や地域連携センターが管轄した地域貢献活動を、地域の自治体や団体、企業と連携して行い、地域社会に貢献するとともに学生の社会的責任の意識を涵養している。

このように地域社会や国際社会に対する貢献活動を実施できていることから、基準 B を満たしていると自己評価する。

基準 C. 起業家育成

C-1. 授業や授業外の施策による起業者の輩出

C-1-① 起業家教育による起業者の育成

C-1-② 授業外の施策による起業者の育成

(1) C-1 の自己判定

「基準項目 C-1 を満たしている。」

(2) C-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

C-1-① 起業家教育による起業者の育成

本学では起業家教育に平成 12（2000）年度以降注力しており、経営学部経営学科に起業とベンチャービジネス経営に関するコースを設け、体系立った学習を行う科目群を配置してきた。現在、このコースは「アトツギ・起業家コース」と呼び、ベンチャービジネスの経営やビジネスプランの作成について学修するカリキュラムを整えている。

C-1-② 授業外の施策による起業者の育成

授業外の主要な取り組みは、「学内ビジネスプランコンテスト」の開催と「インキュベーションセンター」による支援である。

本学では、「学内ビジネスプランコンテスト」を継続的に実施して、起業意識を醸成している。令和（2022）年度は 3 キャンパスから 589 件の応募があり、令和 3（2021）年度の 139 件から大きく増加した。

<表 C-1> 日本経済大学 学内ビジネスプランコンテストの応募プラン数

年度	応募プラン数
2019 年度	42
2020 年度	191
2021 年度	139

2022 年度	589
---------	-----

インキュベーション・センターは、起業に関心のある学生に対して支援を提供している。東京渋谷キャンパスには「ハッチェリー渋谷」という本格的なインキュベーション・センターがあり、現在の株式会社ユーグレナのように成長を遂げた企業を輩出している。【資料 C-1】

福岡キャンパスにもインキュベーション・センターを設け、起業に興味のある学生に対して、相談に乗って、アドバイスをこなっている。

こうした授業や授業外の施策の結果、起業した学生を毎年輩出しており、卒業後の起業を含む起業により創業された企業数は、累積 92 社である。

＜表 C-2＞ 起業（会社設立。個人事業主を含む）の実績推移

	在学中に起業した学生数	設立された企業数 (個人事業主や NPO/NGO を含む)
令和 3 (2021) 年度	4 人	4 社
令和 4 (2022) 年度	8 人	8 社

(3) C-1 の改善・向上方策（将来計画）

学生の起業に対する意識や活動状況を定量的に把握するため、まず福岡キャンパスにおいて、令和 5 (2023) 年度に起業意識調査を実施する計画である。これにより、起業に関心のある学生の人数やサポートに対するニーズを把握し、支援に生かす計画である。

【基準 C の自己評価】

起業家育成について、授業科目により学修する環境を整えている。

また、授業以外でも、インキュベーション・センターにて起業に関心のある学生の相談に乗ったり、助言を行なっている。

起業に対する意識調査を実施して、学生の意識の把握を行ったり、ビジネスプランコンテストを毎年開催し、起業志向の学生の意欲を刺激している。

これらの取り組みが奏功し、在学中や卒業後に起業した学生も輩出している。

こうしたことから、起業家育成を評価する基準 C を満たしていると評価する。

特記事項

I デジタルを活用した学修環境の構築

本学はデジタルを活用した学修支援に従来より力を入れている。例えば、データサイエンス教育に力を入れており、令和元（2019）年度には経営学部経営学科の授業科目に「データサイエンス演習」や「ディープラーニング」、「ビッグデータ分析」といった、データサイエンスの知識と実務への応用を実践する科目を追加した。

このようなデータサイエンスに関する素養の学修を、経営学科の学生に限らず全学的に推移するため、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」のリテラシー・レベルに申請し、令和 4（2022）年度に認定を受けた。令和 5（2023）年度も、このプログラムを継続する。【資料特-1】【資料特-2】

さらに、文部科学省の「デジタルを活用した大学・高専教育高度化プラン」による助成金を活用し、学修目標支援のための独自のアプリ「PEAK」を開発、令和 4（2022）年度に試験的に運用を開始し、令和 5（2023）年度からの本格稼働に向けて整備を進めている。

II 環境保護活動：

福岡キャンパスにある英国式庭園「TG Rose Garden（イングリッシュガーデン）」が、環境保全や循環型社会形成の活動を自主的、積極的に推進している。約 10 万㎡の敷地には白鳥が産卵し雛鳥を育てている他、多種多様な生物が生息し、地元の小学生～高校生の環境教育・SDGs 教育のフィールドワークに活用され、環境意識の向上に寄与していることが評価されての受賞である。なお、TG Rose Garden は令和 4（2022）年度には環境省「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰も受賞した。【資料特-3】

図. 日本経済大学イングリッシュガーデンの風景



Ⅵ. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	「日本経済大学学則」の第 1 条（目的および使命）において、定められている。	1-1
第 85 条	○	「日本経済大学学則」の第 4 条（学部・学科の目的）において、定められている。	1-2
第 87 条	○	大学の修業年限については、「日本経済大学学則」の第 10 条に定められている。	3-1
第 88 条	○	「日本経済大学学則」の第 16 条（学外における学修の単位認定）に定められている。	3-1
第 89 条	—	当該大学では早期卒業の特例は設けていない。	3-1
第 90 条	○	「日本経済大学学則」の第 24 条（入学資格）において、定められている。	2-1
第 92 条	○	「日本経済大学学則」の第 42 条（職員の職務）において、定められている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については、「日本経済大学学則」の第 43 条にて定めている。 教授会が学長に意見を述べる事項については、「日本経済大学学則」の第 46 条、並びに「日本経済大学教授会規程」第 5 条に定めている。	4-1
第 104 条	○	「日本経済大学学則」の第 21 条（学位）において、定められている。	3-1
第 105 条	—	当該大学の学生以外の者を対象とし、特別の課程を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付する制度は設けていない。	3-1
第 108 条	—	短期大学は設けていない。	2-1
第 109 条	○	「日本経済大学学則」の第 3 条（自己点検・自己評価）において、定められている。また大学ホームページにおいて、公開している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況については、大学ホームページにおいて、公開している。	3-2
第 114 条	○	「日本経済大学学則」の第 41 条（職員）において、「事務職員」として定め、任用している。その中に、技術的な職務に従事するものがある。	4-1 4-3

日本経済大学

第 122 条	○	「日本経済大学学則」の第 29 条（編入学）において、定められている。	2-1
第 132 条	○	「日本経済大学学則」の第 29 条（編入学）において、定められている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	「日本経済大学学則」において、それぞれ必要事項が定められている。	3-1 3-2
第 24 条	○	「指導要録法令」対象外のため作成していない。学籍や成績等は「学籍簿」「成績原簿」として管理しており、当該資料は永年保続している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	「日本経済大学学則」の第 40 条（懲戒）において、定められている。	4-1
第 28 条	○	「文書保存規定」を定め、運用している。	3-2
第 143 条	○	「日本経済大学学則」の第 44 条（代議員会、専門委員会）において、定められている。	4-1
第 146 条	—	当該大学では修業年限の通算を定めていない。	3-1
第 147 条	—	早期卒業制度は設けていない。	3-1
第 148 条	—	該当なし。	3-1
第 149 条	—	早期卒業制度は設けていない。	3-1
第 150 条	○	「日本経済大学学則」の第 24 条（入学資格）において、定められている。	2-1
第 151 条	—	飛び入学の特例は設けていない。	2-1
第 152 条	—	飛び入学の特例は設けていない。	2-1
第 153 条	—	飛び入学の特例は設けていない。	2-1
第 154 条	—	飛び入学の特例は設けていない。	2-1
第 161 条	○	「日本経済大学学則」の第 29 条（編入学）において、定められている。	2-1
第 162 条	○	「日本経済大学学則」の第 24 条（入学資格）において、定められている。	2-1
第 163 条	○	「日本経済大学学則」の第 7 条（学年）、同第 8 条（学期）、同第 27 条（入学の時期）、同 20 条（卒業要件）において、それぞれ定められている。	3-2
第 163 条の 2	—	学修証明書の制度は設けていない。	3-1
第 164 条	—	履修証明制度を設けていない。	3-1

日本経済大学

第 165 条の 2	○	当該大学では学部、学科および研究科ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッションポリシーを定め、遵守している。また、それぞれホームページ において公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「自己点検評価委員会」を組織し、自己点検・評価を実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	情報の公表については、大学ホームページで行っている。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	「日本経済大学学則」の第 21 条（学位）において、学位の授与について定められている。	3-1
第 178 条	○	「日本経済大学学則」の第 29 条（編入学）において、定められている。	2-1
第 186 条	○	「日本経済大学学則」の第 29 条（編入学）において、定められている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を大学設置の最低基準と認識し、教育研究活動の質の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学科の人材養成に関する目的、および教育研究上の目的を、「日本経済大学学則」の第 5 条に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「入学試験委員会規程」および「入学者選考に関する規程」と「入学者選抜実施規程」を定め、入学者の選抜を行なっている。	2-1
第 3 条	○	学部・学科の収容定員を学則第 6 条に定め、教育研究上、必要な規模を有している。	1-2
第 4 条	○	「日本経済大学学則」の第 4 条に、「学部・学科」を定めている。	1-2
第 5 条	—	学部・学科以外の教育課程は設置していない。	1-2
第 6 条	—	学部・学科以外の教育課程は設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	「学校法人都築育英学園事務組織規定」「学校法人都築育英学園事務分掌規定」に則り、適切な教育研究実施組織を編成している。	2-2 2-3 2-4

			3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	教育課程上、主要と認める科目については、可能な限り、改正前大学設置基準の定める専任教員が担当している。	3-2 4-2
第 9 条	—	授業を担当しない専任教員は置いていない。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	×	大学設置基準が定める必要専任教員数は 134 人に対して 143 人と基準を満たしているが、必要専任教授数については、必要な教授数 (69 人) に対して 63 人と 6 人不足している。 この内、経済学部健康スポーツ経営学科は、大学設置基準の別表第一が定める必要専任教員数は基準を満たしているが、必要教授数 (7 人) に対して 2 人不足している。 また、経営学部デジタルビジネス・マネジメント学科は令和 6 (2024) 年度に開設した学科であり、教授数の不足の内 1 人は完成年度までに採用する計画とし設置届出を行い、段階的に整備を予定している。 上記の通り、不足する教授数 3 人は上述の 2 学科が対象となるが、残りの 3 人の教授の配置は各学部学科の主要科目を中心に教員組織のバランスを考慮して検討をしている。 この状況を改善するために、教授の採用と内部昇格による教授数の確保に継続して取り組んでおり、令和 6 (2024) 年 9 月までに必要教授数を充足する計画である。	3-2 4-2
第 11 条	○	「FD 委員会」及び「SD 委員会」を設け、研修を組織的に実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	「学長選考規程」の第 3 条に、「学長の資格」を定めている。	4-1
第 13 条	○	「教員資格審査規程」の第 10 条に、「教授の資格」を定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	「教員資格審査規程」の第 11 条に、「准教授の資格」を定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	「教員資格審査規程」の第 12 条に、「講師の資格」を定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	「教員資格審査規程」の第 13 条に、「助教の資格」を定めている。	3-2 4-2
第 17 条	○	「教員資格審査規程」の第 14 条に、「助手の資格」を定めている。	3-2 4-2

日本経済大学

第 18 条	○	「日本経済大学学則」の第 6 条に、「収容定員」を定めている。	2-1
第 19 条	○	教育課程は、「ディプロマ・ポリシー」及び「カリキュラムポリシー」に基づき、体系的に編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	連携開設科目は設置していない。	3-2
第 20 条	○	「必修科目」と「選択科目」を定めて、「日本経済大学学則」の別表 1 に示している。	3-2
第 21 条	○	「日本経済大学学則」の第 12 条に、「単位の算定」を定めている。	3-1
第 22 条	○	「日本経済大学学則」の第 13 条に、「授業期間」を定めている。	3-2
第 23 条	○	「日本経済大学学則」の第 12 条に定めている。	3-2
第 24 条	○	授業の内容や形態により、適切にクラス人数を設定している。	2-5
第 25 条	○	授業の形態は、講義、演習、実習として実施している。必要に応じ、遠隔形式で授業を開講している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学生に対してシラバスを公開し、授業方法、授業内容、授業計画、評価方法をそれぞれ明示している。	3-1
第 26 条	—	昼夜開講制は実施していない。	3-2
第 27 条	○	「日本経済大学学則」の第 14 条に、「単位認定」を定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	「履修規程」の第 6 条に、「履修単位の上限」を定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目は設けていない。	3-1
第 28 条	○	「日本経済大学学則」の第 16 条に、他の大学又は短期大学における授業科目の履修について定めている。	3-1
第 29 条	○	「日本経済大学学則」の第 17 条に定めている。	3-1
第 30 条	○	「日本経済大学学則」の第 18 条に定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	「長期にわたる教育課程の履修」制度を設けていない。	3-2
第 31 条	○	「日本経済大学学則」の第 47 条に、「科目等履修生」について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	「日本経済大学学則」の第 20 条に、「卒業要件」を定めている。また、同学則の別表 2 に「卒業所要単位」を示している。	3-1
第 33 条	—	医学又は歯学に関する学部・学科を設置していない。	3-1
第 34 条	○	学生が交流・休息できる空地を十分に有している。	2-5
第 35 条	○	運動場、体育館、他のスポーツ施設、講堂、寮、課外活動施設、その他の厚生補導施設を有している。	2-5
第 36 条	○	教育研究に必要な施設を備えた校舎を有している。	2-5
第 37 条	○	十分な校地の面積を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	十分な校舎の面積を有している。	2-5
第 38 条	○	図書館に教育研究上、必要な資料を整備している。	2-5
第 39 条	—	附属施設が必要な学部又は学科を設置していない。	2-5
第 39 条の 2	—	薬学に関する学部又は学科を設置していない。	2-5
第 40 条	○	学部・学科、教員数及び学生数に応じて、必要な機械・器具を備	2-5

日本経済大学

		えている。	
第 40 条の 2	○	3 校地それぞれに必要な施設・設備を有している。	2-5
第 40 条の 3	○	必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	教育の目的にふさわしい大学名称・学科名称を定めている。	1-1
第 41 条	—	学部等連携課程実施基本組織を設けていない。	3-2
第 42 条	—	専門職学科を設けていない。	1-2
第 42 条の 2	—	専門職学科を設けていない。	2-1
第 42 条の 3	—	専門職学科を設けていない。	4-2
第 42 条の 4	—	専門職学科を設けていない。	3-2
第 42 条の 5	—	専門職学科を設けていない。	4-1
第 42 条の 6	—	専門職学科を設けていない。	3-2
第 42 条の 7	—	専門職学科を設けていない。	2-5
第 42 条の 8	—	専門職学科を設けていない。	3-1
第 42 条の 9	—	専門職学科を設けていない。	3-1
第 42 条の 10	—	専門職学科を設けていない。	2-5
第 43 条	—	共同教育課程を設けていない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を設けていない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を設けていない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を設けていない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程を設けていない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程を設けていない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程を設けていない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設けていない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設けていない。	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設けていない。	4-2
第 58 条	—	外国に学部、学科その他の組織を設けていない。	1-2
第 59 条	—	外国に学部、学科その他の組織を設けていない。	2-5
第 61 条	—	新たな大学等を設置する計画はない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	「日本経済大学学則」の第 21 条（学位）において、定められて	3-1

		いる。	
第 10 条	○	「日本経済大学学則」の第 21 条（学位）において、定められている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 13 条	○	「履修規程」を定め、シラバスを示すことにより適切に運用している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	学校法人として関係法令を遵守し、教育の質の向上及び運営の透明性を確保して、その責務を果たすように努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	理事、監事、評議員、職員その他政令で定める学校法人の関係者に対し特別な利益を与えていない。	5-1
第 33 条の 2	○	各事務所に寄附行為を備え置き、閲覧に供している。	5-1
第 35 条	○	理事 6 人と監事 2 人を置き、理事の 1 人を寄附行為の定めるところにより理事長としている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	民法第 3 編第 2 章第 10 節委任（第 643 条～第 656 条）に従い実施している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 17 条「理事会」で規定し、遵守している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 13 条～第 16 条で規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 8 条、第 9 条で規定し、遵守している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 9 条「監事の選任」で規定し、遵守している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 11 条「役員」で規定し、遵守している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 20 条「評議員会」で規定し、遵守している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 22 条「諮問事項」で規定し、遵守している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 23 条「諮問事項」で規定し、遵守している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 24 条「評議員の選任」で規定し、遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員为学校法人に対する損害賠償責任は、私立学校法に則る。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任は、私立学校法に則る。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帯責任は、私立学校法に則る。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規程を適切に準用し、遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 46 条「寄附行為の変更」で規定し、遵守している。	5-1

日本経済大学

第 45 条の 2	○	寄附行為第 35 条「予算及び事業計画及び事業に関する中期的な計画」で規定し、遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 37 条「決算及び実績の報告」で規定し、遵守している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 38 条「財産目録等の備付及び閲覧」で規定し、遵守している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 40 条「役員の報酬」に基づき「都築育英学園 役員の報酬等に関する規程」を定め、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 42 条「会計年度」で規定し、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 39 条「情報の公表」で規定し、インターネットで公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条に、大学院の目的について定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 7 条に、設置する研究科及び専攻について定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 25 条に、入学資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 25 条に、入学資格を定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 25 条に、入学資格を定めている。	2-1
第 157 条	—	該当なし。学校教育法第 102 条第 2 項による入学者の受け入れは実施していない。	2-1
第 158 条	—	該当なし。学校教育法第 102 条第 2 項による入学者の受け入れは実施していない。	2-1
第 159 条	—	該当なし。学校教育法第 102 条第 2 項による入学者の受け入れは実施していない。	2-1
第 160 条	○	大学院学則第 25 条に、入学資格を定めている。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
--	------	---------	--------

日本経済大学

	況		
第 1 条	○	大学院学則の第 3 条に、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことを定めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条に、研究科及び専攻の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的について定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 27 条に、入学者の選抜については、公正かつ妥当な方法を検討し、適切な体制を整えることを定めている。	2-1
第 2 条	○	大学院学則第 6 条に、博士課程を置くことを定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし。昼夜開校制を実施している。	1-2
第 3 条	—	該当なし。修士課程を設置していない。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 6 条に、博士前期課程と博士後期課程の目的および第 8 条に標準修業年限について定めている。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 7 条に、設置する研究科について定めている。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 7 条に、研究科に置く専攻について定めている。	1-2
第 7 条	○	研究科は、関連する学部、大学附置の研究所等と適切な連携を図っている。	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし。二以上の大学が協力して教育研究を行う研究科を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当なし。研究科以外の教育研究上の基本となる組織を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	教育研究上の目的を達成するため、学則第 10 条および第 16 条に基づき、必要な教員数と事務職員の配置を定めている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	○	大学院学則第 10 条に、大学院の教員組織について定めている。また大学院の基準教員数を満たしている。	3-2 4-2
第 9 条の 3	○	大学院学則第 4 条に教員及び事務職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修を行っている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条	○	大学院学則第 9 条に、収容定員について定めている。在学する学生の数収容定員に基づき適正に管理している。	2-1
第 11 条	○	大学院学則第 11 条に、教育課程について定めている。また、	3-2

日本経済大学

		大学院研究科履修規程の別紙第 1 および別紙第 2 にある授業科目を開設し、体系的に教育課程を定めている。	
第 12 条	○	大学院の教育は、大学院学則第 11 条の授業科目の授業及び研究指導によって行っている。	2-2 3-2
第 13 条	○	研究指導は基準を満たした教員によって行われている。また、教育上有益と認めるときは、1 年を超えない範囲で他の大学院における研究指導を受けることを大学院学則第 13 条で認めている。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院学則第 12 条に、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行う等の適当な方法による教育を実施することを定めている。	3-2
第 14 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画、成績評価基準等については、各授業科目のシラバスに、あらかじめ明示している。 学位論文については、大学院経営学研究科学位論文評価基準をもとに適切に審査を行っている。	3-1
第 15 条	○	大学設置基準を準用し、各授業科目の単位については大学院学則第 11 条、授業日数及び授業期間については学年暦、授業を行う学生数については大学院学則第 9 条、授業の方法及び単位の授与については大学院学則第 12 条、他の大学院における授業科目の履修等については第 18 条と 19 条、入学前の既修得単位等の認定については大学院学則第 19 条、長期にわたる教育課程の認定については大学院学則第 8 条、科目等履修生については大学院学則第 38 条に明記している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	—	該当なし。修士課程を設置していない。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 20 条に、課程修了の要件について定めている。	3-1
第 19 条	○	教育研究に必要な専用の講義室、共同研究室を備えている。	2-5
第 20 条	○	研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて、必要な種類及び数の機械を揃えている。	2-5
第 21 条	○	図書、学術雑誌、視聴覚資料等教育研究上必要な資料は、図書館を中心に系統的に備えている。専門的職員を配置することで、学術情報を提供、教育研究を促進できる閲覧席、書庫等を備えている。	2-5
第 22 条	○	教育研究上支障を生じない範囲内で、大学の研究施設及び整備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	○	それぞれの校地に、教育研究に必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究活動の目的を達成するため、必要な経費（予算）を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1

日本経済大学

第 23 条	—	該当なし。独立大学院を設置していない。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし。独立大学院を設置していない。	2-5
第 25 条	—	該当なし。通信教育課程は設置していない。	3-2
第 26 条	—	該当なし。通信教育課程は設置していない。	3-2
第 27 条	—	該当なし。通信教育課程は設置していない。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし。通信教育課程は設置していない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし。通信教育課程は設置していない。	2-5
第 30 条	—	該当なし。通信教育課程は設置していない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし。研究科等連係課程実施基本組織を編成していない。	3-2
第 31 条	—	該当なし。通信教育課程は設置していない。	3-2
第 32 条	—	該当なし。通信教育課程は設置していない。	3-1
第 33 条	—	該当なし。通信教育課程は設置していない。	3-1
第 34 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし。工学を専攻する研究科を設置していない。	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし。工学を専攻する研究科を設置していない。	4-2
第 42 条	○	指導教員を中心に、進路の把握を行い、希望に沿った支援を提供している。	2-3
第 43 条	○	経済的に修学困難な学生の授業料等の減免措置に関する規程を設けるほか、入試における特待生制度を設け、入試要項及び大学ホームページ上で公表している。	2-4
第 45 条	—	該当なし。外国に研究科を設置していない。	1-2
第 46 条	—	該当なし。大学院の段階的な整備はない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵 守 状 況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2

第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2

日本経済大学

第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵 守 状 況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	—	該当なし。修士課程を設置していない。	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 20 条および学位規定第 3 条に、博士の学位授与の要件について定めている。	3-1
第 5 条	○	日本経済大学学位規程の第 6 条に明記している。	3-1
第 12 条	○	日本経済大学学位規程の第 3 条に、博士の学位を授与した日から 3 カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出することが明記されている。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵 守 状 況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5

第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧